

墓地として登録せらる。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年其の男永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國烏山城に移りて上地し、翌元祿元年より徳川氏代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地となり、同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、明治五年二月河内國第六區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まり、同四月十三日其の二番組に入る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字禁野に同じ。

## 大字坂

本地は古來交野郡に屬し、もと牧野郷の内にして、坂村と稱す。明治維新後大字渚の坂村流作新田を本地に編入し、同二十九年より着手せられたる淀川改良工事の爲め、壹反九畝拾八歩の地は買收せられて同川敷となる。字地に九頭神といへるあり、もと葛上に在り、河内志村里の條に「坂屬邑一」と記せるは此の字地を指せるならん。同所は往時火災に罹りて燒失したる所なりと傳へ、今も其の附近は何れの地を穿つも瓦の燒けたるもの累々として出で、しかも殆ど皆布目を爲せり、式内社たる久須

々美神社のありし舊地なり。又西方なる淀川沿ひの地は、大字渚に連れる低地にして、同川堤防の内側なる字内野の約貳拾町歩は、同川の川床たりし遺形を留めて永荒の地たりしが、大久保氏所領中本庄屋岡田喜八郎に埋立てられて良田となる。同埋立は領主のかねて企圖せし所なるも、故障出來の爲め果されざりしを、喜八郎は關係村との交渉を纏め、自普請にて埋め立てければ、領主は大に之を喜び、紋付上下を賞與し、且終身米貳石を扶持せりといふ。喜八郎は本地岡田八右衛門氏の先々代にして、大字渚に於ける出來島其の他の埋立を爲したるも同人なり。

片野神社は字一の宮にあり、廷喜式内の神社にして建速須佐之男命・稻田姫命・八島土奴美命及び菅原道眞を祀れり。社記に依れば、垂仁天皇の御宇、野見宿禰、勸請にして、欽明天皇の勅願に依りて初めて片野神社と稱し、元弘・建武の兵燹に罹りて社殿悉く灰燼に委し、足利氏の中葉に至りて宮中より再建せられ、勸修寺大納言は造營使となり、吉田家遷宮の儀典を承りて頗る莊嚴の祭式を營ましめられしが、天文・永祿の際に復た數回兵火に罹りて、傳來の舊記寶物等烏有に歸せしもの少からず。慶長七年十一月豊臣秀頼の宿願に依り、片桐東市正且元奉行として本殿・拜殿・鳥居・經堂・別當坊・舎・門以下を再營せしめ、大坂城鬼門除の神社と爲し、牧郷の一之宮と稱して崇敬し、且是れより先に存したる八百六拾貳石四斗の社領は、天下の擾亂に依りて失はれたりしを、先規に依りて寄せられしが、同氏の滅ぶるに及びてなくなりぬ。往時より社務・禰宜の外に、眞言宗に屬する宮寺ありて誓

願寺と稱し、新坊・中坊・東坊・南坊・千藏坊・角坊といへる六坊ありて供御せり。其の坊舎等は慶長七年の再興に與りしものなるべきも、慶應四年五月の神社寺院書上帳には、帝釋堂五間四方、神宮寺梁行參間・桁行五間、社僧眞言宗城州八幡新坊未當時無住とありて、六坊の名見えざれば、六坊は其の以前已に退轉して宮寺及び同寺附屬の帝釋堂のみを存し、しかも衰微して無住たりしものと知らる。無住たりし宮寺は明治維新後の神佛分離に依りて廢絶し（社の東邊なる今の遙拜所は即ち其の址なり）、其の帝釋堂に安置せられたる帝釋天も清岸寺に轉置せられて、堂も亦毀たる。而して社は同五年郷社に列し、同四十年八月神饗幣帛料供進社に指定せられ、同四十二年三月五日大字小倉字渚の岡の村社粟倉神社（別命）・大字禁野字大垣内の同百濟王神社（百濟王大神）・同大字々禁野の同御狩神社（大鷲命・百濟王・進雄命）・大字磯島字宮後の同産土神社（別命）・大字上島字東の同産土神社（照星神・品陀和氣命・天兒屋神命）・大字下島字金出の同八幡神社（別命）・大字宇山垣内の同産土神社（氣命）・大字養父字八坂の同産土神社（別命）・同大字々前川の無格社道祖神社（久那神）、同年三月十一日本地字九頭神の久須々美神社を合祀せらる。字九頭神の久須々美神社は延喜式内の舊社なれども祭神及び由緒共に詳ならず、大字禁野の御狩神社に萬治寛文年間同地の市邊淺右衛門の邸内に勧請せしもの其の初にして、後和田寺の上方に移して同地の産土神となり、大字磯島の産土神社は元和八年領主日野家に依りて勧請せられ、大字上島の産土神社は勧請の年月不詳、大字下島の八幡神社は延寶七年の勧請、大字宇山の産土神社は天明年間・大字養父の八幡神社は寶曆十年何れも船

橋村二の宮より分れて祠を立て、大字養父の八幡神社及び大字下島の八幡神社は、明治五六年度の頃共に大字上島の産土神社に合祀せられたることあるも、兩社とも同十四年に復社し來れるものなり。大字小倉の粟倉神社及び大字禁野の百濟王神社は、各其の舊地の條に於て記せし所の如し。

神域は高爽なり、もと廣大なる區域を有し、慶應四年五月の神社寺院書上帳には、當社境内除、園内并に山林共合せて參萬貳千七百七拾五坪と記せり。然るに其の境外地は明治維新後に上地せられて官有地となりしも、其の中の六町六反貳拾七歩は明治三十七年縁故拂下となりて、今は風致保安林たり。境内外に亘りて老松亭立し、四町歩に餘れる馬場前を挟みて、櫻・楓・萩・躑躅等其の間に點綴せるを以て、衆人行樂の巷となる。境内は壹千壹百八拾九坪にして四方に墻壁を繞らし、裡に本殿・拜殿・舞臺・社務所等を存す。本殿は參間社流造檜皮葺にして、慶長七年豊臣秀頼の造營に成れる古建築なり、寛政八年本地及び小倉・渚・禁野・中宮・甲斐田・田口・片鋒・招提の九ヶ村氏子に依りて修補せられたりしが、大正六年四月五日特別保護建造物となる。末社に玉依姬神社・大國主神社・嚴島神社・稻荷神社及び瘡神社あり、瘡神社には火酢命を祀り、皮膚病の神と稱せられて賽者多し。今の氏は本地及び大字上島・同下島・同養父・同宇山・同小倉・同禁野・同磯島の八大字にして、例祭は十月十五日に行はる。社實に宮内大輔重部卿筆公文書・永祿二年七月築前守の制札・慶長七年片桐東市正且元の棟札等あり。以前は養父氏ありて社務職たり、養父氏は用明天皇の御宇、守屋大連の子守邦なるも

の當社の社務職となりしに起れりといふ。同家は累世の社務にして、大禰宜に横山・松尾・市邊・岡田の諸氏あり、外に小禰宜・乙女・仕丁等ありしも、祭祀は専ら大禰宜の掌る所たりしならん。慶應四年五月の神社寺院書上帳には、神主岡田帶刀・禰宜岡本・神子和泉・宮座養父甚兵衛・同卯之助・岡田竹松と記せり。是れに依れば横山・松尾・市邊の三氏は已に退轉して、岡田氏のみ奉仕し來りしを知るべし。岡田氏は其の後も繼續して、今の社司啓次郎氏に至る。岡田氏の先代に治左衛門本房あり、名は臯、字は士聞、鶴鳴と號し、安永より寛政に至る頃の人なり。少にして學を好み、漢籍に秀で、詩歌を善くせしが、領主水野氏に仕へて旗下三家老の一人と稱せらる、著書に鶴鳴文抄二卷・雪乃明仄一卷・家訓二卷ありて世に行はる。夫人小磯氏名は逸子、復た才藻兼備の淑女なり、初め花山院前右府公に仕へ、女公子の松前侯に嫁せるに隨從し、留る事七年にして女公子病歿せられしかば、暇を乞ひて京に歸り、後此の本房に嫁げり。其の著に「おくの荒海」あり、世に行はれて日本傑作紀行文の一に數へらる。同家に所藏せる王公縉紳文士歌人の色紙短冊等の手鑑帖は、本房の蒐集に係るものにして、其の收められたる數は數百點の多きに及びて、何れも世に稀なる珍物なり。

棟札

夫河州牧郷一宮者、牛頭北野二天同居而濟度以生一國之鎮守、忝担五畿七衛之靈社也、已稔東方淨瑠璃世界、開倉病惡除之靈場、正縮南陽、陀洛薩摩、其群生利益之法窟、不可不奉勝斗仰焉、雖驚風慮雨之難、闔閭感傾斜、柱根撞朽、故生靈盡棟之社

宮自顛倒了、而神根殘礎晒鴉青年淹矣、丁 昌期權大納言豐臣朝臣秀頼卿下貴命、既片桐東市正且元奉之、垂再興手、輕易功備并、故修造之功居、不 成矣、二座備照壁而以垂感應、則、衛人民處豐樂、四海之冤軍屈幽冥、以祀龜齡龜算、堅固誠、壽椿壽松壽季於歌舞地、天長地久萬々々世、戎狄連種推寶車長安路頭、櫻額成楫、貢船於、波岸上、國人與人唱治平之曲、頗成快樂之遊、家童山童欣安寧之期、亦歌吹之戲、與穹壤齊立壽域、禍除不測之兵革、警臣民安樂之談者也、  
慶長七年壬寅十一月如意珠日

片桐東市正 花押

(裏面)

件堂社御再興之次、拜紅・藥埴・鳥居・經堂・別當坊・井門已下修造畢矣、仰冀神佛莫忘這箇功勳好矣、

奉行 松山宗左衛門尉義長  
 同 富田太郎助盛次  
 大工 龜屋典左衛門尉正吉

一宮神祠碑

歷也者顯之本、而所以未必可相無也、世之滯遊、一盛一衰、人之居世、一慶一顯、豈啻人世耳哉、神之至靈亦猶不得無興廢矣、詩曰、神之格思不可度思、矧可射思神之慶、得人纒顯者知斯也、吾河內州一宮神祠、奉祀進理神云、蓋延喜式所謂交野神社是也、稽之古昔母哉仲春天子必召木祠祝於京師、使卿大夫薦獻報各一日子神、以行祈年祭於祠下焉、往昔之顯如斯矣、及其罹災而廟堂門牆悉消滅於灰沙、無有一遺焉、所餘者唯基礎而已、其廢也久矣、至天正之際顯之時又至矣、大府大夫一旦相議曰、神祠之所、在則漢華之東北隅、爲所謂鬼門、是固宜置巨社以遏不祥也、且其基礎今尙在焉、豈其可不再修乎哉、議成、於是乎大鳩人徒、博

藝真工大匠、庶民雲集于來、慶長七年土木之事始畢、其西室置州國管公之主、蓋大府之所嘗尊崇云、榮盛之供歲九千斛、以壯其祠、以使大小祝等名有食焉、豈嘗往昔之比乎哉、案之記傳、文祿之後榮盛之田始降爲附庸之采地、今猶旁隣九郡之護社、然歷年之久不得不亦廢壞荒蕪焉、其又隱也有年於茲、寬政八年春本祠祝吾族子本親謀於九郡之農民、與補廢壞、葺理荒蕪、而後稱僅復舊、雖未能及往昔之顯、亦不可謂之隱也、先是附庸大大相讓曰、往昔之顯固非今之所得望也、雖然祠之所在寔蕪華之東北、則神之所鎮護、何有分於古今乎、昔之人尊而再修之、今之人不能繼修、則是外蕪華者而不知神之所以護者也、其可不尊崇修治乎、庶幾所以遏不祥之微意在斯矣、議又成、唯以九郡之人非多而修飾之費非少、故至今日而後始此舉、嗚呼大一隱一顯未必可相無、而隱之時常多、顯之時常少、乃世人多無知有此祠焉、故今此記、語其舊、使不知者盡知尊崇之有所因也、神之靈能降厥旁隣、而九郡之民戴其耿光、春秋祭祀不懈怠、則緘韜之屬田園之供、廢而不廢也、神之靈其焉不降福乎哉、銘曰、

一宮神祠 人之所知 名與松喬 德與竹滋 隱而不顯 顯而益怡 龍蛇雜伏 雷霆雜隨

雨能降穀 水不增涯 既鎮蕪華 永護京師 經營不忘 補修必時 記以鐫石 無窮之貽

寬政丁巳之春

從四位下行式部權大輔兼大內記菅原朝臣長親篆額

前祠祝 岡田 阜拜撰  
伏見 岡田宗興建  
江戸 海保皋鶴書

清岸寺

清岸寺は片野神社の北方にあり、十方山靈秀院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本

尊とす。創立の年月は詳ならず。片野神社の條に記したる帝釋天像は、當寺本堂の側に安置せらる。境内は參百四拾五坪を有し、本堂・庫裏・門及び藥師堂を存す。藥師堂は片野神社の境外にありしを、先年移轉せしものにして、同社の舊宮寺に附屬せしものなるべし。而して當寺の北裏に當れる所には裏山の稱あり、明治二十九年淀川堤防決潰の際、其の修築用として土を採取せられて、今は多く低地となれるも、其の際古刀及び多くの瓦を出し、瓦には布目形を存して荒き菊模様は西寺と燒込まれありしといへば、其の附近には同名の舊寺ありしならんか。

水野家陣屋の址は東北にあり、東西貳拾間・南北また貳拾間の坦地なり。陣屋は寛政年中徳川氏の麾下水野備中守の初めて建てし所にして、同氏累世の居地たりしが、水野但馬守忠昌に至り、明治二年十二月上地して廢毀せられ、今は民家建設せらる。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地となり、萬治元年其の子永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同二年本庄因幡守宗資の領地に轉じ、同五年同氏常陸國笠間に移封せられて上地し、同六年復た徳川代官の支配に歸し、同七年村高五百四拾四石五斗四升壹合の内、壹百六拾七石壹斗六升は大久保加賀守の領地となり、其の參百七拾壹石四斗四升四合は麾下水野備中守の采地となり、其の五石九斗參升七合(坂村成作兼田)は徳川代官の支配たりしが、大久保氏の領は同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せ

水野家陣屋の址

られて翌六月大阪府司農局の支配となり、水野氏の采地は同氏世襲して同但馬に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり<sup>(上地に二)</sup>、<sup>(年十二月)</sup>、徳川代官の支配地は同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日復た大阪府司農局の支配となる。是に於て全村初めて同一管治に歸し、同七月河内縣の管轄に換り、同八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區四小區内の三番組に入りたるの外は、大字渚に同じ。

### 大字 宇山

本地は古來交野郡に屬し、も、牧野郷の内にして、上山村と稱せしが、元和年間に至りて宇山村と改稱す。舊名の上山は植山ならんとの説あり、植山は大日本史坂上田村麻呂の傳に「延暦二十一年築陸奥膽澤城鎮壓蝦夷、夷酋大慕公阿氏利爲・盤貝公母禮、率部落五百餘人降。役竣將二酋歸京、請放還本部以招黨類、公卿議曰、野性獸心叛服無定、今賴朝威獲此梟帥、若依奏請是所謂養虎遺患也、乃斬於河内植山」と見ゆる植山是れなり。

長徳寺は字垣外にあり、清月山奥堂院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。山緒は詳ならず。境内は壹百七拾六坪を有し、本堂兼庫裏ありしも頽廢して、今は觀音堂を存す。堂に

安置せる觀世音は、僧正行基の作にして、弘法大師の創立なりと傳ふる交野七ヶ寺の一たる誓願寺にありしを、同寺の退轉に際して當寺に移せしものなりといふ。

本地は寛永十年より、永井信濃守尙政の領地となり、萬治元年其の男永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國烏山城に移治して上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、同三年本庄因幡守宗資の領地に轉じ、同五年同氏常陸國笠間に移封せられて上地し、同六年復た徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知となり、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第七區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字養父

本地は古來交野郡に屬し、牧野郷の内にして、養父村と稱す、其の名は養父氏に因めるものならんか。明治二十九年度より着手せられたる淀川改良工事の爲め、貳畝拾歩の地は買収せられて同川敷となり、大正六年一月一日より境界變更の爲め、本地字五井の七反九畝貳拾五歩は樟葉村大字船橋に轉出し、同時に、同船橋字茶屋前の參反壹畝壹歩を本地に編入せらる。

觀音寺

觀音寺は字觀音寺にあり、紫雲山普門院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百四拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓の外に觀音堂・地藏堂を存す。裏手に養父家の墓あり、一區郭を爲して廣さ貳畝拾壹歩なり。

養父氏の邸址

養父氏の邸址は部落の中央にあり、六段歩餘の廣さを有し、もと堀を繞らせしが今は埋められて水田となる。同家の記録に依れば、同氏は物部守屋大連の裔なり、守屋の一族は用明天皇の二年に滅亡して殆ど子遺なく、其の僅に存するものも名を韜み跡を匿し、姓氏を改めて世に現れざるに至りしも、特り此の養父氏の祖即ち大連の子守邦は、同天皇の御宇に一宮神社の社務となり、本地に來りて民間にありしを以て無難なることを得たりといふ。爾來累世此に住して養父を姓と爲し、一宮神社の社務職を繼續し、舊家として豪族として挺然重きを爲せしも、後漸次衰微し、明治維新以後に至りて益甚

比丘尼塚

だしく、當主甚太郎氏に至り、同二十年の頃遂に此の邸地も他人の所有となる。同家先代に甚介なる人あり、武勇にして諸所の戰場に武名を揚げ、功に依りて得たる永祿年間の感狀數通は、今も同家に所藏せらる。

比丘尼塚は東部の字ウチツ山にあり、廣さ約五拾坪にして大石累々せり、古蘇我・物部兩氏の争ひしとき、數多の尼を斬りて埋めし所なりと里傳せり。

本地は、寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年其の男麾下永井伊豫守直右に與へて其の采地となり(或はいふ、二男大和守尙保高七拾石を知行し之を弟伊豫守に傳ふと)、正徳二年より徳川氏代官の支配に歸し(村記に見ゆる永井地せるや詳ならず、或は尙政受封の初めより已に分郷して、徳川の直轄地も當時に初まるにあらざりしかも復し知るべからず)、寛延二年村高參百九拾八石四斗五升八合の内、貳百八拾七石貳斗參升四合は再び永井氏の采地となり、其の壹百拾壹石貳斗貳升四合は徳川代官の支配となりしが(姑く村記に依る、此時を以て分郷の初めとし、南を代官所・北を永井氏とす、然れども本村の分郷已に寛永の頃にも知るべからず、後考を俟つ)、永井氏の采地は同氏世襲して同左門に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、徳川代官の支配地は文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締となり、同六月復た大阪府司農局の支配となる。是に於て全村初めて同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字宇山に同じ。

### 大字 上島

本地は古來交野郡に屬し、もと牧野郷の内にして、川島村と呼びしが、寛永年間分れて上島村・下島村の二ヶ村となる、本地は其の一にして、舊川島村の時には川島新家上の町と稱せしといふ。字地に東・西浦といへるあり。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、四畝拾歩の地は買収せられて同川敷となる。

成雲寺

成雲寺は西北部なる船橋川堤防の側にあり、施光山と號し、淨土宗成圓寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享和年中火災に罹りて記録を焼失したるを以て、由緒は詳ならず。境内は貳百坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年其の男伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國烏山城に移治して上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、寶永二年歴下水野備中守の采地となり、同氏世襲して同但馬に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字宇山に同じ。

### 大字 下島

本地は古來交野郡に屬し、もと牧野郷の内にして、川島村と稱せしが、寛永年間分れて上野村・下島村の二ヶ村となる、本地は其の一なり。明治二十九年より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳反貳畝貳歩の地は買収せられて同川敷となる。

常照寺

常照寺は字金出にあり、顯如山と號し、淨土宗成圓寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は壹百四拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、萬治元年其の男伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙富に至り貞享四年下野國烏山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸す。(寛文四年領地改帳、下島村の内とあり、是の本村の若干を分領せしむ、然らば永井尙政受封の時、別に徳川氏直轄地ありて代官の支配に始まるに非ざるも知るべからず)、同三年本庄因幡守宗資の領地に轉じ、同五年同氏常陸國笠間に移封せられて上地し、同六年復た徳川代官の支配とはり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字宇山に同じ、

大字	字	舊石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行當時の反別	町村制施行當時の人口	大正元年五月一日現在人口	大正九年一月一日國勢調査の人口
			有租地反別	一日現在人口	町村制施行	町村制施行	末日現在人口	國勢調査の人口
大野	禁野	六五・四六六	二二・四二八	四六	一四〇・九六二	五九		
磯島	磯島	四三〇・四六三	四一・〇〇八	二七〇	四一・八〇六	二九八		
渚	渚	一五七・六四一	二四・〇八一	七三	二五三・三六三	八五		
小倉	小倉	二〇九・四五六	四一・九二〇	二九	五三・三〇九	二七六		
坂	坂	五四・五二〇	八五・八三〇	三四	一一三・八七〇	四七		
宇山	宇山	二〇九・六六〇	三三・九四五	九〇	三三・七七二	八		
養父	養父	三九八・四八〇	六二・三三四	一七五	七〇・三三二	一九九		
上島	上島	六八・八三〇	一八・三〇六	一九三	三三・六三二	二〇八		
下島	下島	八〇・三四〇	三三・六一五	一三一	三〇・八七七	一五三		
計		三、九六五・一三〇	六六・二〇七	二、七九	七七〇・五九八	三、一〇三	三、五九一	三、三三五

### 第二十四項 山田村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、甲斐田村・片鉾村・田口村・中宮村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の中なる甲斐田・片鉾・田口の三村は往時の山田郷なるに依り、其の舊郷名を採

りて山田村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて交野郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

### 大字 甲斐田

本地は古來交野郡に屬し、もと山田郷の内にして、甲斐田村と稱す。甲斐田長者の居りし所なりといふ。

甲斐田長者の址は明ならざれども、里傳に依れば、部落の中央なる竹藪のある所其れならんといふ。其の地に残りしは謂ゆる甲斐田佛にして、小堂内に安置せられ、本地の氏神と仰がれしが、明治維新後に至りて長泉寺に移せり、蓋し其の小堂の荒廢せしに依れるならん。往時より宮座ありて祭祀を爲し、長泉寺に轉置後も祭祀料として同座より毎年米貳斗を納付して今に至る、本地に深き因みを有せるの古佛なるを知るべし。佛は觀音・勢至を左右の脇立とせる優秀なる木造の阿彌陀佛にして、長者の崇信せし邸内佛なりしといふ。長者の氏名及び年紀等は詳ならざれども、陶朱猗頓の富を重ねたるものなりしと傳へらる。其の所傳は河内名所圖會に記せられたれば左に之を掲記すべし。但し其の傳ふる所は、攝州豐能郡豐津村大字垂水の雉子曠に傳ふる所と相似たるものあるを以て、彼此參照せば趣味多からん。

甲斐田長者の址



河内名所圖會

長者故居甲斐田村にあり、俗傳云、むかし長柄橋をわたすに吏あり、多言を罪せられて長柄の橋柱に命をとられ、河伯の費となる、これを長柄の人ばしらといふ、其娘婿成長して攝州より此里の長者の家に嫁す、其母戒めて、汝が父苦なく多言にして罪せらる、汝口を守ること瓶の如くせよと訓ゆ、娘此長者が家に行嫁しぬれども、をしへのことく不言事數月なり、人成嗟なりといふ、夫これにいふせく思ひ、去らんとて遠く野に送るに、偶雉すの鳴聲を聞て矢をばなし射てこれを獲る、女涕泣して和歌を詠す、

物いほし父はなからの柱さしも鳴かすけ射られまゝ物を

夫これを聞きて、其守固を大に善し、又本の家につれ歸り、遂に僧老を完うすといふ、

甲鋒神社

甲鋒神社は字宮ヶ下にあり、前記の如く甲斐田佛を氏神と仰ぎ來りしも、同佛は長泉寺に移され、且神佛分離令等ありし爲め、新に氏神として八幡宮を勧請したるもの即ち當社にして、片鋒村の八幡宮を合祀し、本地と片鋒兩村名の一字死を取りて此の社名を附し、明治五年村社に列せられたりしが、片鋒村の八幡宮は同十三年三月二十三日分離獨立せり。境内は五百六拾四坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に八王子神社・稻荷神社・琴平神社・阿智神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

長泉寺

長泉寺は同字にあり、清涼山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元亨三年

善行寺

僧清涼の創建なり。本堂の一隅に甲斐田長者の崇信せしと傳ふる甲斐田佛を安置せるは已記の如し。境内は貳百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に觀音堂あり。

善行寺は字垣内にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元祿七年より大久保加賀守忠朝の領地となり、村高五百八拾六石六斗八升參合(内七石六斗七升五合は新墾なり)は同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國の六區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日一村獨立し、同十七年七月一日第二十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字片鋒

本地は古來交野郡に屬し、もと山田郷の内にして、後片鉾村と稱す。村名は郊祀の祭具に用ひられたる片鉾の残りて、長く壇址に存せしより起れる稱ならん。郊祀の行はれし所にして、今も其の附近に亘りて柏原の稱あり。

郊祀壇の址

郊祀壇の址は南方道路の西側にあり、東西貳間・南北壹間半・廣き四坪許の小塚にして、官有一番地なり。もと杉の老木ありて交野の一本杉と呼ばれ、弘く世に知られたりしが、明治十五年の頃に枯れて朽株となり、今は四十年位を經過したる高さ貳丈位の瘦杉一本あり、是れなん桓武・文徳兩天皇の昊天を祀り給ひし所なり。郊祀は唐書に「凡歲之常祀二十有二、冬至上辛祈穀、孟夏零祀昊天上帝于圓丘」と見ゆるもの即ち是れにして、兩天皇の郊祀は彼の土の郊祀に擬せさせ給ひしものなり。其の此の地に郊祀あらせられしことは、載せて續日本紀及び文徳實錄にあれば左に掲記すべし。里俗に此の地を惟喬親王の墳墓なりと傳ふるは、親王の來遊し給ひしことのあるより附會したる謬説ならん。

續日本紀

桓武天皇延暦四年十一月壬寅、祀天神於交野柏原、賽幣禮也、同六年十一月甲寅、祀天神於交野、其祭文曰、維延暦六年歲次丁卯、十一月庚戌朔甲寅、嗣天子臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告于昊天上帝、臣恭嘗禮命、嗣守鴻基、幸賴尊養降祥覆慈慶徵、四海晏然、萬姓康樂、今大明南至、長告初昇、敬采備祀之義、祇修報德之典、謹以玉帛犧牲粢盛庶品、仰茲靈燄、祇薦潔誠、高紹天皇神作主、尙饗、又曰、維延暦六年歲次丁卯、十一月庚戌朔甲寅、孝子息帝臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩、敢昭告于高紹天皇、臣以庸庸忝承天序、上支賜祉、率土宅心、方今履長、

伊始蕭郊標用致禱祀于昊天上帝、高紹天皇慶流長發、德冠思文、對越照升永言配命、謹以制幣犧牲粢盛庶品、式陳明廣、侑神作主、尙饗、

文徳實錄

齊衡三年十一月辛酉、遣禮大納言正三位安陪朝臣安仁、侍從從四位下輔世王等、向後田原山陵、告以配天之事、兼命曰、天皇大命掛畏乎城宮曾天下所知習倭根子天皇御門百甲申、奏、今月廿五日河内國交野、原爾昊天祭爲主、長御門、王上定奉天可祭事乎畏、思、申賜、奏、壬戌、大赦於新成殿前、諸陣野戒、帝進出庭中、大納言正三位藤原朝臣良相跪授郊大祝板、左京大夫從四位下菅原朝臣是善捧鏡、帝自署其諱訖執珪北面拜天、乃遣大納言正三位藤原朝臣良相、右大辨從四位上清原眞、峯成、左京大夫從四位下菅原朝臣是善、右中辨從四位上藤原朝臣眞繩等、向河内國交野郡柏原野、設藉習禮、祠官盡會、甲子、有事圓丘、夜漏上水一廻、大納言藤原朝臣眞相歸來獻昨、

杉ヶ本神社

杉ヶ本神社は字アゲにあり、八幡大神を祀れり。由緒は詳ならず、八幡宮と呼び、明治五年五月甲斐田村の甲鉾神社に合祀せられしも、同十三年三月二十三日復舊して村社に列し、杉ヶ本神社と改稱せらる。社名は前記郊祀壇址の一本杉に因みて附せしものなりといふ、社は同郊祀壇址の北にありて壇止に近し。境内は八百參拾壹坪を有し、本殿・拜殿・神饌所を存し、末社に稻荷神社・阿皆神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

妙教寺は字西の口にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

妙教寺

西福寺は同字にあり、法性山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す、外に地藏堂あり。

本地村高貳百拾九石五斗六升の内、貳百拾四石壹斗六升九合は元和年間より麾下久貝因幡守正俊の采地となり、其の五石參斗九升壹合は元祿七年より大久保加賀守忠朝の領地たりしが、久貝氏の采地は同氏世襲して同忠左衛門に至り、文久三年五月沒收せられて徳川氏代官の支配となり、慶應元年七月其の采地に復せしも、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、又大久保氏は同氏世襲して同加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配となる。

是に於て全村一同管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字甲斐田に同じ。

### 大字 田口

本地は古來交野郡に屬し、もと山田郷の内にして、田口村と稱す。里傳にいふ、もと片鉾・甲斐田の兩村と一村たりしと、然れども書類の證すべきものなし。字地に出屋敷といへるあり。舊郷名は和名抄に「交野郡山田郷」と見ゆるものは是れにして、姓氏録河内國諸蕃に「山田宿禰、魏司空昶之後也」

と見え、又「山田連、山田宿禰同祖、忠意之後也」と見ゆれば、山田氏の居りし所にして、山田池の名は舊郷名の残れるものならん。又村名の田口は、仁明天皇の外祖母田口氏の生家たる田口氏の居りし所なるより起れるの稱なるべし。

田口氏の墓は西方耕地の間にあり、封土の高き五尺餘・廣さ凡參坪、荊之中に碑石あり、仁明天皇外祖母贈正一位田口氏之墓と勒せり。墓は小山の墓と稱し、周圍の耕地凡五反歩は、明治六年地券發行の際に字を中島と改めたるも、其の以前は小山と呼び、昔時の檢地帳にも小山と書せられて、小山といへるは古來の地名なり。本地は仁明天皇の外祖母たるの田口氏の故里なるを以て、墓は其の故里に設けられしものなるべし。續日本後紀及び延喜諸陵式に載せらる。

#### 續日本後記

仁明天皇天長十年三月乙卯、勅山城國相樂郡掛山墓仁明天皇、外祖母、河内國交野郡小山墓、並宜置守家一畑、

#### 延喜諸陵式

小山墓、贈正一位田口氏、仁明天皇外祖母、在河内國交野郡、北城東西三町・南北五町、守戸二畑、

山田神社は字北代にあり、菅原道眞を祀れり。創建年月等は詳ならず。天明六年社殿の再建に際し、奈良春日社家中東正四位下上野介大中臣時春より春日社の舊殿を寄附せり、今の社殿是れなり。明治五年村社に列し、同年字南山にありし春日神社天兒屋根命を合祀し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は九百八拾八坪にして、前記本殿の外に拜殿・祭器庫・社務所を存す。末社に白峰神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十五日なり。

正覺寺

正覺寺は字中島にあり、佛生山蓮臺院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に觀音堂・地藏堂・辨天堂あり。

法音寺

法音寺は同字にあり、朝日山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

圓通寺

圓通寺は字出屋敷にあり、莊嚴院と號し、淨土宗專念寺末にして地藏菩薩を本尊とす。舊寺なりと傳ふれども、古記の徵すべきものなし。境内に貳百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に弘法堂あり。

山田池

山田池は東方にあり、周圍貳拾五町・面積拾四町歩の大池にして、本地及び大字甲斐田・同片鉢三大字の灌漑用水なり。秋冬の候に至れば鴨雁の族來り浮びて、獵區たりし交野原の昔を偲ばしむるものあり。往時より里人は勝手に之を捕獲し來りしが、明治の初年に至り村民協議して捕獲權を希望者に譲り、其の代償金を三大字の所得と爲せしも、尙私獵者に犯されて完全の收益を得ざりしかば、關係村民は之が善後策を立て、附近なる菅原・津田・招提の各村と交渉して當局に出願し、明治三十二年より獵區と定められしかば、捕獲の數大に増加せり。毎年其の時期に至れば、遠近より來觀するもの多し。

本地は元和の初めより壱下久貝因幡守正俊の采地となり、同氏世襲して同忠左衛門に至り、文久三

年五月沒收せられて徳川氏代官の支配となり、慶應元年七月其の采地に復せしも、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年一月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字甲斐田に同じ。

### 大字中宮

本地は古來交野郡に屬し、中宮村と稱す。字地に池の宮・土居及び四つ辻といへるあり、河内志村里の條に「中宮屬邑二」と記せるは、此の字地の中の池の宮と土居とを指せるなるべし。三代實錄に「貞觀四年三月十四日壬午、河内國交野郡古荒田一町六段、攝津國島下・住吉南郡古荒田三十五町九段奉充中宮職」と見ゆれば、本地は蓋し當時其中宮職の邑に充てられし所にして、村名は是れより起りしものならん。桓武天皇以來遊獵し給ひし交野原の内にして、鳥立原も本地附近にあり、交野行宮も設けられ、百濟王の居りし所なり。

鳥立原は本地の北部より牧野村大字禁野・同渚の東南に亘る間にして、里俗は今之を登羅太知原と呼べり、蓋し鳥立原の訛なり。

### 新古今

御狩すところの原をあさりつゝ、交野の野邊にけふもくらしつ

藤原忠通

鳥立原

新拾遺 ふる雪の鳥立尋れて今日いくかたの、み野をかりくらすらん

源氏頼

交野行宮の址

交野行宮は桓武天皇の交野に遊獵あらせられし時に御し給ひし所にして、蓋し交野離宮と稱するも是れならん。其の遊獵あらせらるゝや、右大臣藤原繼繩の別業を以て行宮に充てさせ給ひしこと見ゆるも、繼繩の別業は今の樟葉村大字楠葉にありしといへば、其の御獵所たる本地附近と離れたるを以て、此の行宮を營み給ひしものにして、延暦二年冬十月行幸あらせられて「詔免當郡今年田租、國郡司及行宮側近高年並諸司・陪從者賜物各有差」と見ゆる行宮は、此の行宮たりしならん。行宮は同年勘解由次官從五位上百濟王豊俊を造行宮使に任じて營造せしめられ、同豊俊を以て御狩場及び行宮の守護に任じ給ひしといふ。其の址は百濟王神社の東に接する同社境外地約貳町貳反九畝餘歩の所其れなりと稱せり。林中には方四尺乃至五尺の礎石參拾餘個あり、里人は之を指して同行宮の礎石なりと稱すれども詳ならず。

凌雲集

和左金吾將軍藤原顯通交野離宮並所作

嵯峨天皇

追想昔時過舊館 悽涼涙下忽露襟

廢村已見人煙斷

荒塚唯聞鳥雀吟

霜棘不知歌舞處

薛羅獨向戀情深

看花故事誰能語

空翠浮雲轉傷心

百濟王神社

百濟王神社は百濟國歸化の阿佐太子及び其の子孫並に須雄命を合祀せり、須雄命は後の配祀ならん。社傳に依れば、推古天皇の御宇百濟阿佐王來朝して佛像並に經典三千六百卷を厩戸皇子に獻す、皇子

之を嘉して邸を交野原に賜ひしが、聖武天皇は王仁及び阿佐王の文教及び佛道に貢獻せしことの少からざるを追想あらせられ、其の子孫を殊遇し、特に天平九年三月阿佐王の裔南典を從三位に叙し、同年九月其の病歿するや之を愍み、勅して百濟王の祠廟並に百濟寺を建て給へり、是れ即ち當社及び百濟寺の權輿にして、寺は僧房二十八宇・末院十八・侍者三十六人之に屬し、宣教大師の奉行する所たり。延暦二年の冬社寺に近江・播磨二國の正稅五千束、同七年社域の四至五町を永世施入し、同十二年五月錢三十萬及び長門・阿波兩國の稻各壹千束を社寺に施入あらせられ、後遊獵已に絶え離宮も荒敗しければ、其の地を陽成天皇元慶七年に祭祀の料として當社に賜ひ、百濟王豊俊(豊俊の代に姓を三松と改めしといふ)の孫從五位上和泉守三松俊行に勅して、世々に傳へて遠祖の祀事を怠る勿らしめ給ひ、俊行奉受して累世河内檢校職を兼ね來りしが、文祿年中に至りて禁野村の大垣内に移れりと。今の三松俊雄氏は其の裔にして、社側の字元屋敷は其の邸址なりといふ。かくて社殿等も漸次頽廢しければ、里正等之を歎じ、地頭に訴へて社殿を改造し、眞言宗梅の坊を別當として祭祀を托したるも、後坊も亦絶えて祭祀も休止の姿となりたりしが、明治五年村社に列し、同四十一年十月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同四十四年九月十二日字池宮龍王山の無格社浮島神社(龍高)を合祀せらる。同浮島神社は里民の旱天に降雨を祈れる社なり。境内は九百七拾貳坪にして、境外社地に連り長松落々として聳え、社殿は南向して拜殿・廊下・社務所・寶庫等を存し、末社に稻荷神社・貴船神社あり。氏は即ち本地一圓にし

百濟寺の址

て、例祭は十月十五日に行はる。

百濟寺の址は社の東北五町にあり、堂山・尼寺等の小字を存する所其れならんといふ。寺は勝曼陀羅山と號し、百濟王神社の條に記せしが如く、天平九年九月勅して同社と共に創建せしめ給ひし所に於て、僧房二十八宇・末院十八・侍者三十六人之に屬し、宣教大師の奉行たりしといへば、宏壯を極めし寺院たりしのみならず、同社と共に多くの施入ありしこと同社の條に記せしが如くにして、其の延暦二年冬十月交野に遊獵あらせられしとき、近江・播磨二國の正税各五千束を施入し給ひしことは續日本紀に見え、弘仁八年二月交野行幸のときに、佐爲寺・粟倉寺と共に綿壹百斤を施捨し給ひしことは日本後記に載せらる。百練抄に、土御門天皇承元二年九月七日上皇交野郡の御堂に供養し、上皇密々御幸ありと記せる交野郡御堂は、當寺を指せしものならんかとの説あり。然れども記録の徴すべきものなきを以て、廢絶の年月等は之を知るに由なし、今は僅に礎石を殘せるのみ。

百濟王の宅址

百濟王の宅址は本郷部落其れなり。百濟王は姓氏錄右京諸蕃に「百濟王出自、百濟國義慈王也」と見ゆるもの即ち是れにして、此の地は同氏本居の所なり。延暦年中桓武天皇の交野に遊獵あらせられし時、行在所に供奉して百濟樂を奏し、百濟王利善・同武鏡・同元德・同明信・同眞善・同玄鏡・同元眞・同善貞・同忠信・同明本・同玄風・同貞孫に、前後して階を進の爵を加へ給ひしことは續日本紀に見え、又西遊記に依れば、百濟王を以て交野檢校と爲し給へり。當時此の地は百濟王一族の多く居

住せし所にして、溝渠を三面を繞らし、殆ど一廓を爲して其の出入口に當れる所には、東の口・南の口・北の口等の字を存し、殘礎の三四を認む、是れ當時門の設ありし所なりと傳ふ。同族の最も全盛を極めしは、天平勝寶年間より承和に至るの間に於て、延暦の頃には桓武天皇の外戚として恩遇甚だ厚かりしも、後年所を経て漸次衰微し、其の族四散するの已むなきに至りしなるべきも、域内に殘れる大將軍・唐人屋敷等の稱は、是れ百濟王及び其の配下たりし歸化百濟人の居りし所なるより起り、繁榮せる同族の此に居りしを以て、附近なる百濟野の稱も出來しものならん。

淨專寺は字東町にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

西方寺は同字にあり、寂靜山來迎院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八百四拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に觀音堂・地藏堂・藥師堂あり。

眞淨寺は字西町にあり、大法山と號し、日蓮宗八品派本能・本興南寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。慶長年間の創立なり。境内は四百貳拾五坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に三光堂あり。

橘淨野の隱居の址といへるは、部落の西南に當れる字天日の春日山の東南にあり、畑地にして俗に花畑と呼べる所其れならんと傳ふ。今は別に何等の認むべきものなきも、瓦片・斷礎を發掘せしこと

眞淨寺  
西方寺  
淨專寺  
橘淨野隱居の址

ありと。淨野は檀林大後の叔父、即ち橘清友の弟なり、人となり質素にして欲する所少く、交野に隠居して出仕するの意なく、從四位上を授けられ、淳和天皇の天長元年十二月八十歳を以て此の地に逝去せり。其の墓も或は附近に存せしならん。

賽の神  
姫塚  
宇久米塚  
久具因幡守  
正俊の墓

賽の神といへるあり、部落の内外に亘りて荆棘の裡に峙ち、里人は之を畏敬し、其の数は三十六にして百濟寺の侍者三十六人の墓址なりと傳ふれども、今分明なるものは十二ヶ所なり。又巽位に姫塚といへるあり、貳坪位の封土なり、百濟寺の女子を埋めし所なるべし。又東北田圃の間に宇久米塚といへる小塚あり、其の地の字を久部といひ、五六本の老松其の上に茂れり。其の字をクベといへるは宇久米の訛ならん。又宇土山の東方なる田圃の間に久具因幡守正俊の墓あり、貳畝歩許の廣さにして、附近の田地より參尺許高し、もと貳間四方位の木の玉垣ありしも、今は腐朽して石燈籠一對を存せり。

大池は東方にあり、本地の灌漑用池にして參町五反歩の面積を有し、元祿十五年三月代官金丸又左衛門の時代に築設せしものなりといふ。四邊は竹林を以て圍まれ、大字田口の山田池と相距る四五町なり、鴨雁は群集して游泳し、山田池の獵區地域に屬して、毎年の捕獲數復た少からず、其の代價は本地の所得なり。

本地は寛永十年より大坂東町奉行久具因幡守正俊の役知となり、慶安元年同松半隼人正重綱・寛文三年同石丸石見守定次・延寶七年同設樂肥前守貞政・貞享三年同小田切土佐守直利の采地となりしが、

元祿四年其の役知を停めて徳川氏代官の支配となり、寶永元年本多伯耆守正永の領地に轉じ、享保十五年再び徳川代官の支配に歸し、文久三年京都守護職松平肥後守容保の役知となり、明治元年の初めに御科となりて北條相模守の當分取締に移り、同年六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第七區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月枚方郡役所部内となり、同月二十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、十七年七月一日第二十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	舊	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の人口	町制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
甲斐田	石高	五八・六八〇	七六・五二一	三二〇	八五・二九五	三二六		
片鉾	石高	二二・五〇〇	三六・三二五	三二一	四〇・九六〇	三二五		
田口	石高	六七・〇九〇	一五・四七二	五三三	一六・一四四	六〇八		
中宮	石高	一・〇四・六〇六	一・三・一三三	九七〇	二六・三三二	一・〇・五三三		
計	石高	一七五・三・二〇〇	二〇一・四・三九一	一・二・〇・〇	一〇六・六・三三二	一・一・一・三三		

### 第二十五項 招提村

本地は古來交野郡に屬し、招提村と稱す。村名の招提は辭書に「浮屠所居曰招提」と見ゆれば、蓋し伽藍のありし所なるより起れるの稱ならん。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、地形上別に一區域をなし、隣近町村と利害相關せず、情況亦異なるを以て、舊の如く獨立して一村を設け來りしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。部落に九十分町・新屋敷町・射場之元町・中横町・南向山町・北向山町・東町・北町・西町・宇山林町・門口町といへるあり。

日置神社は南方字日置にあり、天御中主命及び菅原道眞を祀れり、道眞は元和元年の合祀なりといふ。創建の年月は詳ならず。天文十七年佐々木義昌の子綱久なる者、江州より此の地に移住して社殿を建營せりと傳ふ。明治五年村社に列し、同四十年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は八百五拾八坪を有し、本殿の外に拜殿・神饌所・土藏・納屋・社務所等を存し、末社に三社神社あり。氏は本村全部にして、例祭は十月十七日なり。社傍は日置林と呼び、杉・檜・榎等の諸木繁茂せり。

正念寺は字南町にあり、來迎山招提院と號し、淨土宗昌福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿年中の創立・僧傳の開山なり。境内は貳百七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂あり。敬應寺は字東町にあり、八多山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。

日置神社

正念寺

敬應寺

境内は七百五拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・經藏・鐘樓・太鼓樓・門を存す。

本地は徳川氏の初期より同氏代官の支配となり、村高不詳なるも寛永十年分れて一部は永井信濃守尙政の領地(九百八拾五石六斗參升參合)となり、其餘(百石高不詳)は年紀不詳片桐石見守貞俊の領地たりしが、永井氏領は萬治元年其の子永井伊賀守尙庸に與へ、尙庸の子尙當に至り貞享四年下野國烏山城に移りて上地し、徳川代官の支配となり、片桐氏の領は延寶年間麾下西川八右衛門の采地(五百石)に轉じ、年紀不詳復た徳川代官の支配となり、元祿元年より全村徳川代官の支配となる。然るに明和六年に至り村高壹千壹百九拾石四斗參升參合の内、六百石參斗參升五合(内四百九拾貳石九斗九升八合を大方と稱す、壹百七拾石參斗七升七合を小方と稱す)は麾下船越式部の采地となり、其の五百九拾石九升八合(内參百四拾貳石七斗七升九合を大方と稱す、貳百四拾七石參斗壹升九合を小方と稱す)は依然徳川代官の支配たりしが、船越氏の采地は同氏世襲して同柳之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、徳川代官の支配地は文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締となり、同六月復た大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第七區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第五聯



合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	舊石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月一日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
招提	一、七〇・五		一、七〇・五	三、七・三	一、二二	一、四一	一、四一

### 第二十六項 樟葉村

本地は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、船橋村・楠葉村の兩村は其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、楠葉村はもと樟葉驛のありし所にして、著名なるに依り、其の名を採りて樟葉村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて交野郡に屬せしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬し、同二十九年度より施行せられし淀川改良工事の爲め、五町壹反四畝貳拾七步は同川敷となる。

### 大字船橋

本地は古來交野郡に屬し、もと牧野郷の内に於て、船橋村と稱す。字地に船橋及び塚本といへるあり、

河内志村里の條に「船橋屬邑一」と記せるは、此の塚本と指せるならん。大正六年一月一日より境界變更の爲め、本地字茶屋前の參反壹畝壹步は牧野村大字養父に轉出せると同時に、同養父字五井の七反九畝貳拾五步を本地に編入せらる。古は天の川の流脈牧野村大字禁野より直に北に向ひて流れ、本地より舟にて渡し、天子行幸の時には舟橋を架せしを以て、此の村名起れりと傳ふ。左記光俊の歌意に依るも、傳ふる所眞ならんか。

歌 枕 これや、の空にはあらぬ天の川かた野へ行けば渡る舟橋

光 俊

船橋川は東方招提村より來りて西流し、牧野村大字上島と大字楠葉の界を爲して淀川に注げり。河内名所圖會には「昔はこゝに大橋ありしとなんいひ傳へける、霖雨の時山々より落來る水早ければ、いつしか橋落ちて舟橋になんなりける、此のゆへに船橋川といふ」と記して、其の次に前掲光俊の歌を引けり。然れども歌意に叶はざれば、舟橋は同川に架せられたるものにあらずして、同川名は地名に依りて稱せられたるものなるべし。已に牧野村大字禁野の條に於て記せしが如く、此の淀川沿ひの低地は同川及び天の川に依りて幾變遷を累ねたる所なるべければ、往時の狀況は想像外なりしものならん。而して字船橋の北部なる二宮神社の東北西を繞れる所は、同社資産整理の爲め賣却せられて、其の七町五反參畝參步は牧野村大字小倉の小山彦亮・同村大字坂の岡田八右衛門兩氏の所有となりて開墾中、更に本地奥田龜太郎・太田甚四郎・太田宗治三氏の買得して繼續開墾せし所なり。

二宮神社は建速須佐之男命・奇稻田姫命・大己貴命を祀れり。社記に依れば、仁徳天皇二十九年春の勸請なり。用明天皇は當國を堅め給ひし矛を納めて郷の巨鎮と爲し、桓武天皇は延暦十六年十一月大納言藤原繼繩を遣はして奉幣祭祀せしめ、文徳天皇は齊衡三年十一月復た大納言藤原良相を遣はして奉幣祭祀せしめ給ひしといふ。二宮牛頭天王と號し、俗に大名持神とも稱せられ、天正年中織田信長は深く當社を尊崇し、社殿に修繕を加へ、采地を寄せたりしも、豊臣秀吉に至りて沒收せられけるに、豊臣秀頼は慶長八年片桐東市正且元に命じて、本殿及び攝社・御旅所・別堂等を造營せしめ、且神苑を附し、大坂城鬼門除の社と爲して崇敬せり。當時の棟札今に残存せり。かつ其の頃より社名も單に二宮神社と改稱せられて徳川時代を終り、明治維新後の神佛分離に依りて、別堂即ち地藏堂は淨土寺に移され、社は同五年村社に列し、同四十一年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。社域はもと廣大なりしも、明治五年上地して官有地となり、同三十三年十二月四日縁故拂下となりて、八町五反參畝參歩は社有に復したるも、其の七町五反參畝參歩は社所整理の爲めに、同三十五年一月二十八日賣却せられて開墾せられたるは已記の如し。今の境内は壹千參拾七坪を有して、松・杉・檜の巨木鬱葱として二の宮林と呼ばれ、裡に本殿・拜殿・社務所を存し、攝社に稻荷神社、末社に猿田彦神社・天照皇大神宮・愛宕神社あり。攝社稻荷神社は、もと北方なる田圃中にありて、今も其の址には叢祠を存す。同所よりは古瓦を出し、其の瓦は非常に小形なる長さ七寸・巾三寸五分のものにして、菊及び薔

巴の模様あり、世に珍しきものにして、少くも一千年以上のものなりといふ。氏地はもと本地及び養父・宇山の三ヶ村たりしが、今は本地のみとなる。例祭は往時より菊月九日なりしも、今は改められて十月十五日に行はる。

往時より井上氏の奉仕する所なりしが、二十四代なる井上右京に至りて明治八年の頃に退轉せり、右京は累代の通稱なり。同家は舊家として多くの舊記等を所藏せしも、其の退轉の際散失して殘る所なきは惜むべし。傳へいふ、其の先代右兵衛尉照清の母(慶長十五年十月二十二日歿)は、津田村津田家の女にして、當家に嫁するに際し、拵代として生家より與へられたるは、本地の東方なる字東山一圓なりしかば、同家に傳へ來りたるに、正徳五年九月に至り當時の氏子たる本地及び養父・宇山三ヶ村に分與せられしといふ。其の地は今も各其所屬にして、其の分割用に供せられたる圖面は、今も残りて奥田龜太郎氏に所藏せらる。同家歴代中に井上金橋あり、名は充・字は盈夫・金橋は其の號なり。學を好み詩に耽りて詩才敏妙、口常に吟哦を絶ちしことなく、人と爲り飄逸洒落、世の毀譽榮辱を顧みず、尊卑雅俗少長賢愚を撰ばずして交接し、園中の群芳を賞玩し、酒を飲み詩を吟じて自ら醉花軒主人と稱せしも、神前に對するや毫も惰容あるなく、恭敬以て志を盡し、壁上に「眞率」の二大字を掲げて服膺せしといふ。

井上金橋

棟札

夫河州牧郷二宮者、妻蓋鳴命・稻田姫・大已實三尊同居、而濟度衆生、一國之鎮守、忝捍衛五畿衛之靈社也、已移東方淨瑠璃界、開衆病悉除之靈場、正紹南陽補陀洛審序、設群生利益之法窟、不可不奉瞻斗仰焉、雖然與塵世々因染風虐雨之難、闔闔成傾斜、柱檣摧朽、故朱葉盡種之社宮自頽倒了、而神根殘礎、晒龜青年淹矣、丁此昌期、權大納言豐臣朝臣奉賴刺奉之、垂再興手、輕易挈經斧、故修造功居諸不幾成矣、三處尙照鑿而以感應、則三衛人民虛豐樂、四海之軍軍屈幽冥、記龜龜算於堅固城、壽椿壽松季於歌舞地、天長地久萬々々世、戎狄連和推寶車於長安珍頭、變箱鼓掛擊貢船於難波岸上、國人里人唱治平之曲、頗成快樂之遊、家童山童欣安寧之期、事歌吹之戲、與奪壤齊立壽域、鐵除不測之兵革、醫居民安樂之誠者也、

慶長八癸卯年二月十八日

片桐東市正且元花押

(同札裏書)

件御社御再興之次、拜殿・鳥居・攝社・御旅所之社、並別堂修造畢矣、仰尊神佛莫忘這箇功勳好矣、

神主	井上右兵衛尉照清
奉行	松山宗左衛門尉義長
同	富田太郎助盛次
大工	龜屋與左衛門尉羽武正吉

淨土寺は字船橋の中畑にあり、西方山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、僧無得良悟の開基なり。境内は參百拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

淨土寺

永井氏陣屋の址

外に地藏堂あり、地藏堂の二宮神社境内より移されたるは、同社の條に記せしが如し。

永井氏陣屋の址は字船橋の乾位にあり、東西貳拾五間・南北貳拾壹間・面積は四百參坪の地域にして、小溝之を繞れり。もと永井信濃守尙政の男甲斐守尙申の、徳川氏の麾下となるに及び、築きて子孫累世居住の所となせしが、永井大之丞に至り、明治二年十二月上旬地しければ民有地となりて、今は水田と化せり。

西光寺は字塚本の南畑にあり、朝日山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾壹坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

字塚本の中央に高さ約六尺・周圍約五間の塚ありて、上に五本の松ありしが、大正八年二宮神社の遙拜所となりて地均せられたるも、同塚は一の古墳たりしならん。

帳懸松は本地及び大字楠葉・山城國綴喜郡八幡町の内なる幣原との境なる山巔にありて、周圍壹丈七八尺に及び、河内名所圖會にも載せられたる木なりしが、明治七八年の頃に枯死して、今はなし。

本地は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしも、萬治元年に至り村高六百八拾五石九合の内、四百八拾四石五斗(東條と)を以て其の男麾下永井伊賀守尙申(或は尙冬に作る)に與へて其の采地と爲し、其の貳百石五斗九合(四條と)を以て其の男麾下永井伊豫守直右に與へて其の采地と爲し、兩永井氏各世襲して同大之丞(尙市の後)・同左門(直右の後)に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移

西光寺  
古塚  
帳懸松

り、全村同一管治に歸し、同年七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第七區に屬し、同七年一月二十二日第三大區四小區に改まりて、同四月十三日其の四番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區四小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月十三日第五聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第二十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字楠葉

本地は古來交野郡に屬し、もと葛葉郷と呼び、後楠葉村と稱す、楠葉は一に葛葉又は樟葉に作れり。舊郷名は和名抄に「葛葉久須波」と載せ、其の名は後に記せるが如く、崇神天皇の御宇に賊軍の怖れて走れるもの久須婆の渡に追詰められて尿を出だし、其の出でし尿の禪に懸りしより、時人の其の地を號して尿禪ニハツマと呼びしもの是れ其の起原にして、後轉じて久須波又は久須婆と訛せり。楠葉・樟葉・葛葉等に作れるは、皆其の借字なり。部内は南村・野田・樋の上・町楠葉・中の芝の五部落に分れ、南村は本郷なり、河内志村里の條に「楠葉屬邑四」と記せるは野田・町楠葉・樋の上・中の芝を指せるものならん。又其の部落は更に分れて、南村に林の町・橋内町・東の町・田中町及び面取、野田に神田

町・中の町・山の町、町楠葉に小鳥部町・大鳥部町・岸の町・對馬野町等の稱あり。然れども後掲交野天神社の嘉禎四年及び應永八年の上棟文に依れば、其の當時に於ける部落は今と頗る異なるものありしが如し、即ち嘉禎四年の上棟文には林村・南西村・南東村・男山・鳥部・津島・岸島・河原・早窪・垂井・千富口・布施辻の十二を載せ、應永八年の上棟文には林村・西村・南村・男山・中小路・小鳥部・大鳥部・津島野・岸部・栗森・野田・高田・金井・千富口・塚原・河連の十六を載せらる。嘉禎四年に於けるものを應永八年の其れに比較すれば、嘉禎四年の林村・男山・千富口は其の儘なれども、鳥部は大鳥部・小鳥部に分れ、南西村は單に西村、南東村は同じく南村、津島は津島野、岸島は岸部と呼ばれ、河原・早窪・垂井・布施辻の名を没して、新に中小路・栗林・野田・高田・金井・塚原・河連の名を現はし、應永八年に於けるものを現在の其れに比較すれば、應永八年の林村・南村(以上)・小鳥部・大鳥部・津島野(今の對馬野)・高田(今の神田)・野田(以上は野田)は其の儘にして、村名の町名を附せられて呼ばるゝ迄なるも、岸部は單に岸の町(町楠葉の内)となり、西村は南村の内なる橋内町の内に、中小路は同東の町の東部に、男山は同東の町の東なる中小路の東部に、栗林は町楠葉の内なる岸の町の東部に、金井は野田の西北部に其の名を残せり、高田は文字を變へて神田、津島野は同じく對馬野と書せられしものならん。依て塚原・河連・千富口の名は没して、南村の内なる橋内町・東の町・田中町・面取、野田の内なる中の町・山の町、及び樋の上・中の芝等は應永以後に生じたる新名なりと

見るの外なし。尙樟葉道心因話録には、楠葉七郷と記せるも、其の七郷といへるは何れの部落を指したるものなるか明ならず。兎に角本地は其の部落の幾變遷したる所なるを推想しむ。

其の地は大字船橋及び牧野村大字上島の北にありて、河内國の最北に位し、東は八幡山及び野徑に依りて山城國綴喜郡に界し、北は小金川及び野徑を以て同郡橋本の水驛に接し、西は淀川の中央を以て攝州三島郡島本村大字高濱・五領村大字上牧に對す。地勢は東北に高く西南に低下し、京街道は其の西部を南北に貫通し、京阪間の咽喉を爲して字町楠葉は同街道に沿へる以て、徳川時代の江戸參觀の行はれたる時代において、其の小島部町なる今の米谷友吉氏の邸は紀州侯の本陣に充てられて、其の屋根葺替には同侯より其の資を補助せらるゝを例とし、同侯のみならず各諸侯の休憩所となり、且旅客の通行も頗る頻繁なりしかば、市街を爲して旅舎・飲食店を初め、商店は軒を駢べて、一時は遊女の如きも存せしとん。然るに明治元年正月六日其の北方に接する中の芝にありし楠葉砲臺と、對岸なる高濱砲臺と砲火を交えしに際し、民家は總て火災に罹りしかば、其の後民家は再建せられたるも舊時の觀に復する能はず、剩へ時世の變化に依りて交通の人を減じ、次第に衰微して寂寥の寒村と化せしも、尙市街の形を爲して當時を偲ばしむるあり。同小島部町の南部には、もと二軒家及び三軒家といへるありて、其の二軒家は京街道筋に於ける飛脚の繼場たりしといふ。同街道筋の要衝たりしは前記の如くなるも、同街道の成れる以前に於ける道路は東北高地の邊を通じ、同街道附近は淀川

に沿ひて同川の水害を蒙りし所なるべければ、其の現時の形を爲せしは同街道筋なる堤防築設の後ななん。今も其の南方霞島の約拾貳町歩の所は、牧野村大字坂の岡田八右衛門氏の先代八右衛門の、明治二十一年より開發に着手して同二十三年に竣成したる所なりしが、悪水排除の不充分なりしが爲め再びもとの霞島となる、其の附近は淀川流路たりし當時の遺影を今に残せるものなり。其の淀川に沿へるを以て明治二十九年度より着手せられたる同川改良工事の爲め、五町壹反四畝貳拾七歩の地は買収せられて同川敷となる。而して本地は崇神天皇の御宇に久須葉渡の名の見えしを初めとして、安康天皇の御宇に楠葉河の名の見ゆるのみならず、織體天皇は本地の樟葉宮に即位し給ひ、元明天皇に至りて都亭驛を設けられ、後桓武天皇の交野に遊獵し給ふに際し、しばし行宮に充てさせ給ひし右大臣繼繩の別業も本地にあり、同天皇の遊獵し給ひし葛葉野も本地附近の稱にして、古來著名の舊邑なり。

日本後紀

桓武天皇延暦十一年閏十一月庚寅、遊獵于葛葉野

楠葉渡は字町葛葉の對馬野町より對岸攝州三島郡島本村大字高濱に通じ、對岸よりは高濱渡と呼ぶる、俗に古渡と稱し、古事記崇神天皇の段に見ゆる久須葉渡も同所ならんといふ。久須葉渡は同天皇の御宇に、四道將軍を發して天下を順撫せんとし給ひしに、其の一人なる大彥命は童謠に依りて將に京師に事あらんことを察し、天皇に奏せしかば、天皇は皇庶兄建波邇安彥命を誅し給へり。其の渡は即ち賊軍の塵殺せられし所にして、當時賊の敗卒は此に追迫せられて屎を出し禪に懸しかば、時人其

の地を屎禪と呼びて遂に本地の名となりしは、古事記及び日本書紀に見ゆるが如し。

古事記

崇神天皇の段 又此之御世、大毘古命者、遣高志道、其子建沼河別命者、遣東方十二道、而令和平其麻津漏波奴人等、又日子座王者、遣且波國、令殺攻賀耳之御笠、故大毘古命罷往於高志國之時、服腰囊少女立山代之帶羅坂而歌曰、古波夜美麻紀、伊理毘古波夜、美麻紀伊理毘古波夜、意能賀衰衰、奴須美斯勢牟登、斯理都斗用、伊由岐多賀比、麻津都斗用、伊由岐多賀比、宇迦迦波久、斯其爾登、美麻紀伊理毘古波夜、於是大毘古命思怪、返馬問其少女曰、汝所謂之言何言爾、少女答曰、吾勿言唯爲誅歌耳、即不見其所如而忽失、故大毘古命更還參上、請於天皇時、天皇答詔之、此者爲在山代國我之庶兄建波邇安王、起邪心之表耳、伯父爾軍宜行、即副丸邇臣之祖日子國夫玖命而遣、時即於丸邇坂居忌靈而罷往、於是到山代之和訶羅河時、其建波邇安王與軍待遮、各中挾河而對立相挑、故號其地謂伊杼美、今謂伊豆美也、爾日子國夫玖命、乞云其庸人先忌矢可彌爾、其建波邇安王雖射不得中、於皇國夫玖命命彈穴者、即射建波邇安王而死、故其軍悉破而逃散、爾追迫其逃軍、到久須速之度時、皆被追督而屎出懸於禪、故號其地謂屎禪、今者謂久須速、又遮其逃軍以斬者、如鴉浮於河、故號其河謂鴉河也、亦斬波布理其軍士、故號其地謂波布理會能、如此平訖、參上覆奏、

日本書紀

崇神天皇の條 十平秋七月丙戌朔己酉、詔群卿曰、導民之本在於教化也、今既禮神祇、害皆耗、然遺荒人等猶不受正朔、是未習王化耳、其羣卿遣于四方令知朕憲、九月丙戌朔甲午、以大彥命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彥遣四道、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受教者乃舉兵伐之、既而共授印綬爲將軍、壬子、大彥命到於和珙坂上、時有少女歌之曰、西山背不命異之間童女曰、汝言阿辭、對曰勿言也、歌耳、乃重詠先歌忽不見矣、大彥命乃還而具以狀奏、於是天皇姑倭迹迹日百襲姬命聰明睿智能識未然、乃知其歌惟、言于天皇、是武埴女彥將謀反之表者也、吾聞、武埴女彥之妻吾田媛密來之取倭香山土、真領巾

頭祈曰、是倭國之物實則反之也、是以知有邪焉、非早圖必後之、於是更留諸將軍而議之、未幾時武埴安彥與妻吾田媛謀反逆、與師忽至、各分道而大從山背婦從大坂、共入欲襲帝京、時天皇遣五十狹芹彥命、擊吾田媛之師、即遮於大坂皆大破之、殺吾田媛、悉斬其軍卒、復遣大彥與和珙臣遠祖彥國葦、向山背擊埴安彥、爰以忌靈鎮座於和珙<sub>此云、</sub>鏢攻上、四率騎兵進登那羅山而軍之、時官軍屯案而踏踏草木、因以號其山曰那羅山<sub>此云、</sub>更遣那羅山而進到輪轉河、埴安彥<sub>此云、</sub>河屯之、各相挑焉、故時人改號其河曰挑河、今謂泉河訛也、埴安彥<sub>此云、</sub>之回彥國葦曰、何由矣汝與師來耶、對曰、汝逆天無道、欲傾王室、故舉義兵欲討汝逆、是天皇之命也、於是各爭先射、武埴安彥先射彥國葦不得中、後彥國葦射埴安彥中背而殺焉、其軍衆皆退、即追於河北而斬首過半、屍骨多溢、故號其處曰羽振苑、亦其卒怖走屎漏于禪、乃脫甲而逃之、知不得免叩頭曰、我君、故時人號其脫甲處曰伽和羅、屎處曰屎禪、今謂樟葉訛也、又號叩頭之處曰我君<sub>此云、</sub>禪、

楠葉宮址

楠葉宮址は字野田の天満にあり、林地となれるも六千餘坪の坦地にして、松青く砂白く、宮居のありし昔を偲ばしむ。宮は繼體天皇の元年春二月、越前の三國より迎へられて即位あらせられ、同五年十月山城の筒城に遷都あるまで御し給ひし所にして、裡に一小丘あり、同天皇の即位の式を行ひ給ひし所なりと傳ふ。今其の傍に交野天神社の末社貴船神社あり、同社はもと高麗神を祀りて古くより當郷の氏神たりしも、後、光仁天皇の祀られて交野天神と號せらるゝに及び、同社を氏神と仰ぎて當社を境内末社と爲し、繼體天皇の宮址を永久に記念せんが爲め當所に移し、更に繼體天皇を併せて奉祀せしものなりと。南方壹町許の所に一池あり、鏡池是れなり、廣さ四町步許にして、其の水清澄、最も觀月に可なりといふ。

鏡池

日本書紀 繼體天皇元年春正月辛酉朔甲子、大伴金村大連軍謨曰、男大迹王性慈仁孝順可承天緒、冀勳勳進紹隆帝業、物部  
 鹿鹿火大連・許勢男人大臣等會曰、妙簡枝孫賢者唯男大迹王也、丙寅、遣臣連等持節以備牲駕奉迎三國、夾衛兵仗、兩營容儀、  
 警蹕前驅奄然而至、於是男大迹天皇晏然自若、歸座胡床、齋列陪臣、既如帝座、持節等由是敬懼、傾心委命、盡忠誠、然天  
 皇意裏尚疑久而不就、適知河內馬飼首荒龍密奉遣使具述大臣十連等所以奉迎本意、留二日、三夜遂發、乃唱然而歎曰、誠哉馬飼  
 首、汝若無遣使來告、殆取囓於天下、世云勿論貴賤但重其心、蓋荒龍之謂乎、及至踐祚厚加荒龍寵待、甲申、天皇行至檉葉宮、  
 二月辛卯朔甲午、大伴金村大連乃跪上天子鏡鏡靈符再拜、男大迹天皇謝曰、子民治國重事也、寡人不才不足以稱、願請聽處攝賢  
 者、寡人不敢當、大伴大連伏瑞固請、男大迹天皇西向讓者三、南向讓者再、大伴大連等皆曰、臣伏計之大王有其天下、

續古今

くもらしなますみの鏡かけそふるくすはの宮の秋の夜の月

同

みかり野の山鳥の尾の増か、み池も夕日といまにてらし、

關白左大臣藤原實經 讀入しらす

交野天神社

交野天神社は前記檉葉宮址の一部にあり、もと交野天神と稱せしも、中古に至りて楠葉神社と改  
 め、後復た天滿宮と稱せしが、明治二十一年二月更に今の社名に改めらる。其の一時天滿宮と稱したる  
 は、天津神と天滿宮を混淆せるの稱にして、當社附近を天滿と呼びなせるも之に依る。而して舊社名  
 は天津神なれども、祭神は光仁天皇なり。社記に依れば、延暦六年十一月桓武天皇の交野に昊天を郊  
 祀あるに際し、御父高紹天皇(光仁)を配祀し給ひしもの即ち當社の起原なりといひ、口碑にも、其の  
 郊祀壇に配祀せられたるを、藤原繼繩の請ひ受けて祀りしものなりと傳ふ。されば舊社名の天津神も  
 之に因めるものにして、社は桓武天皇の交野に御獵あるに際し、本地即ち葛葉野も御獵の地となり、

藤原繼繩の別業をしばぐ行宮に充てさせられ、且延暦六年十一月の郊祀には、繼繩を遣はして祭祀  
 の任に當らしめられしかば、繼繩は同天皇御追孝の盛意を崇め奉りて、其の別業の附近なる此の地に先  
 帝即ち光仁天皇を祀りしものなるべし。一説に此の地を以て郊祀のありし所なりとするものあるも、  
 そは此の地が交野郡にありて、配祀せられし光仁天皇を祀り、且郊祀の任に當りし繼繩の別業所在な  
 りしより出でたる附會の説にして、恐らくは非ならん。往時より宮寺ありて奉仕し、寺は男山八幡宮  
 の別當寺に附屬し來りしが、明治維新後の神佛分離に依りて廢絶し、社は同五年字町楠葉對馬野町の  
 春日神社(天兒屋根命)・同岸の町の天滿宮(菅原道真)を合祀して、同年村社に列し、同四十一年十月神饌幣帛料供  
 進社に指定せらる。境内は九百參拾六坪にして老松鬱蒼し、本殿・拜殿・神饌所・茶室・納家・社務  
 所を存す、末社に八幡神社・貴船神社あり。本殿及び末社八幡社殿は、共に一間社流造檜皮葺の古建  
 築にして、明治二十一年一月五日保存金として内務省より金五拾圓を下附せられ、大正六年四月五日  
 更に特別保護建造物となる。同社殿は共に嘉禎四年二月及び應永八年十一月に修繕し、嘉吉二年十月  
 鐘葺を檜皮葺に改造し、明治四十年九月更に屋根替其の他の修繕を加へられたるものに係る。末社八  
 幡神社は嘉禎四年二月の修繕上棟文に、若宮造進云々と見ゆれば、同年以前に勸請せられしものなる  
 べし。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十七日に行はる。

嘉禎四年上棟文

宮宮修 造營ハ、嘉祿四年二月廿三日手新始、同三月七日御膳所へ渡進、同十九日宮移、其間所司神十毎夜通夜、所司等毎日三時懺法例、時仁王經其外供施各任意、楠葉郷之人等、毎夜神樂令勤仕、同宿直を仕、八日河原、九日林村、十日垂井・男山、十一日津島、十二日千富口、十三日早鐘、十四日岸島、十五日鳥部、十六日南西村、十七日同東村、十八日布施辻、已上十一ヶ日、長□者兼御園、下司正四位下行資範、沙汰人清原包近、所司惣檢敬四、神子惣一字大補殿、神移進聖人發達重秀、今中互、櫻井園仁三分カ一チハ輪可令勤仕、同若宮依造進、錢八百文靖を奉加、若宮七日手新始、同十九日宮移、同聖人移進、神宮寺長支棟清檢校法印御房、御時依令言上、

(裏 面)

上より□□御幣等ヲ被下、遣カヘヌリエカキテ下シテ、江ナヌリカヘテヌル、宮移日御供四割、内天宮一割、長者所役所司神楽、前ハ所人々所役、

應永八年上棟文

奉造立天神宮、應永八年十一月十二日手新始、同九年正月十六日本社奉退、所司之庄屋北、同十八日御移立、同二月十六日上棟、同十八日御遷宮、御神體之役者神主所司一和尚、權律師良景、供養役者惣禮四ヶ、法用並詠鉢表白廻同等在之、御供五前祝奉幣、預所紀朝臣光實、令勤仕了、其後御神樂一、神十相宰女、其外惣庄神十等皆□、御造營之間者、所司等毎日仁王般若經讀誦、神子同毎夜御神樂、同連夜、御造營間毎夜境護、氏十等一番野田、二番男山、三番村、四林・高田、五小鳥部・塚原、六大鳥部、七岸部、八河連、九津島野、十中小路、十一千富口・栗林・金井、後又毎夜御神樂時番衆之沙汰、散米御酒等持參、

(裏 面)

延壽寺

延壽寺は字野田の中の町にあり、轉年山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。

應永年間僧延壽なるもの來りて一字を創建し、三尊彌陀佛を安置して不斷常行堂と稱し、世人は延壽堂と呼び來りしが、後兵燹に罹りて建物舊記等悉く焼亡しけるを、寛永年間覺譽玄了現在の所に移轉再興し、轉年山延壽寺と改稱せり。舊地は今も耕地の間にありて、延壽堂の名を殘せり。境内は壹百貳拾八坪を有し、本堂兼裏庫を存す。外に地藏室あり。

拾翠庵

拾翠庵は字野田の山の町にあり、友松山と號し、曹洞宗永建寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、僧無侍良悟の開基なり。境内は參白拾四坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

藤原繼繩別業の址

藤原繼繩の別業址は字南村にあり、垣内と稱し、俗にけいちやう屋敷と呼ぶる、けいじやうは繼繩の音讀ならん。尙其の附近なる田圃の間には藤原の字あり。同別業は桓武天皇の交野に御獵あるに際し、しばぐ行宮に充てさせ給ひし所なり。繼繩は右大臣豐成の二子なり、從五位下より累進して中



納言に至り、東奥に事あるに及び、征東大使となりて功あり、後中衛大將を兼ね、右大臣に拜せられ、ついで從二位に叙し、延暦十五年七十歳を以て薨せり。桃園右大臣と稱し、賻を賜ひ、從一位を贈らる。其の後裔は永く此に住し、應永八年十一月交野天神社の建營には、政繼といへる人資を投じて力を致せしといふ。今は其の裔全く絶えて、其の邸地は今中格太郎氏の住宅となる。

續日本紀 桓武天皇延暦六年八月甲辰、行幸高橋津、遷過大納言從二位藤原朝臣繼業、授其室正四位上百濟王明信從三位、冬十月丙申、行幸交野、放鷹遊獵、以大納言從二位藤原朝臣繼業爲行宮矣、己亥、主人率百濟王等奏種々之樂、是日還宮、同十年冬十月丁酉、行幸交野、宣鷹遊獵、以右大臣別業爲行宮、己亥、右大臣率百濟王等奏百濟樂、庚子、車駕還宮、日本後紀 桓武天皇延暦十二年十一月乙酉、遊獵于交野、右大臣從二位藤原朝臣繼業、同十四年冬十月己卯、幸于交野、以右大臣藤原朝臣繼業爲行宮、乙酉、車駕還宮、

安養寺

安養寺は字南村の田中町にあり、淨國山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平二十一年正月二十日僧正行基の開基なりと傳へ、天正八年二月淨土宗に轉せしといふ。境内は貳百貳拾八坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓・門を存す。外に辨天堂・觀音堂あり。

極樂寺

極樂寺は字南村の面取にあり、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天平年中僧正行基の開基なりと傳ふれども、記録の徴すべきものなきを以て、寺歴明ならず。境内は壹百拾六坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に地藏堂あり。

傳相寺

傳相寺は字町楠葉の小鳥部町にあり、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。慶應四年正月六日の兵燹に罹りて焼亡し、爾來再建するに至らず、空名を存して四拾五坪の境内あり。

建長寺

建長寺は字町楠葉の大鳥部町にあり、妙音山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。建長三年の創立・宋國の蘭谿諱道隆の開山なり。寺名は創建當時の年號を採りしものならん。爾後數度の回祿に罹りて舊記焼失せる爲め、寺歴を知る由なし。境内は六百六拾坪を有し、本堂・庫裏門を存す、外に觀音堂あり。

長福寺

長福寺は字町楠葉の岸の町にあり、松榮山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。慶長五年法燈雪道の中興なり。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。

大瀬戸の松

大瀬戸の松といへるは字町楠葉の岸の町なる堤防上にあり、高さ貳拾壹間八分、幹圍目通壹丈七尺六寸に及び、已に數百年を経過せる老大木にして、枝梢中には枯損せるものあるも、樹勢の旺盛なるは壯觀なり。傳へいふ、往時淀川の大洪水に際し、上流より一筏の流れ來りて該樹に繋りければ、里人之を開き見たるに、天満宮の尊像儼然として存せしかば、衆皆奇異の思を爲して、樹側に神祠を建營して安置し、氏神と仰ぎて祭祀の典を擧げ來りしも、明治五年字野田の天満なる交野天神社に合祀

せられ、松は今も里人に神木として崇敬せらる。

光明院は宇町楠葉の對馬野町にあり、楠照山と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。慶應四年正月六日兵火に罹りて焼亡し、明治三年之を再建せり。境内は壹百六拾五坪を有し、本堂・庫裏の外に大日堂あり。

光明院

久親恩寺

久親恩寺は字中の芝にあり、大孝山と號し、曹洞宗永平寺末にして藥師如來を本尊とす。開創の年月は詳ならず、俗に楠葉道心の寺と呼ばる。往時は西寺と稱して、藥師如來は其の藥師堂に安置せられしといふ。今は本堂に安置せられ、像は僧正行基の作なりと傳へ、俗に親乞藥師の名あり。楠葉道心因話録に依れば、同道心は俗姓を篠崎六郎左衛門といひ、本地に居住せし武士なり、父篠崎掃部助は南朝に屬して楠正成と親しく、正成と共に湊川に討死せり。六郎左衛門は亦楠正儀に組し、文和二年六月の京都攻撃に加はりて、足判義詮を走らしめしも、同七月正儀に従ひて本國に歸りけるに、其の胃の中に納めて尊信せる辨財天女の夢告に依り、剃髮して元梅と法名し、尊像に其の剪捨てたる髪の毛を添へて本地なる妻子の許に贈り、其の身は東國・北國を指して飄然修行の途に就けり。然るに其の妻は當時三歳になれる女兒と、當歳なる男兒を擁してありけるが、其の贈物を見て茫然爲す所を知らず、雙眼に涙を浮べて悲みしも、宿世の業因ならめと諦らめ、佗しくも二子の生育を樂みて月日を送りけるに、行く水は流れてかへらず、新曆は舊曆となり、舊曆は復た新曆に改まりて、已に女兒は十

一歳、男兒も九歳となりけるに、母は長年の辛勞に憊れたりけん、病床に伏しければ、兄弟は里人を頼み、醫師を迎へて藥を勧め、又程近き西寺なる藥師如來に祈願を單め、晝夜怠らず看護せり、如來も之を憐みて無價の法藥を垂れ給ひしにや、母の病苦は夢の如くに去りぬ。姉弟は喜ぶこと限りなく、いよく藥師如來を拜禮せり、然れ共母の命は定業にやありけん、幾もなくして空しくなりければ、姉弟は母の遺骸に取纏りて悲み、前後も辨へざりしが、里人の同情に依り、父の贈りし髪の毛を添へて火葬に附し、亡母の中院を勤め、里人の惠を受けて月日を送りける内、楠正儀の聞く所となりて、正儀より養育せんとて使者來りしかば、姉は父の贈れる辨財天女の像を與へて、弟を正儀の方に遣はし、姉は亡母の菩提を弔ひ父の志を遂げさせまいらせんと思ひ、本地に留りて尼となり、世に篠崎禪尼と呼ぶる、禪尼は僅に十三歳の童女なりしにも拘らず、染衣に身を包みて藥師堂の傍に柴の庵を結び、情ある人を語り、如來の夢告に見せ給ひし像に依りて父の壽像を刻し、如來の傍に安置して常隨給仕の思を爲し、晨夕樟葉七郷を修行頭陀して親の冥福を祈り、藥師如來を護念して一生を終りしといふ。親乞藥師といへるは、即ち禪尼姉弟が母の病痾平癒を祈りしより呼ばれたるの稱にして、大孝山久親恩寺といへる山號・寺名も、亦同尼の行蹤より起れり。但し久親恩の三字は、當寺縁起に「ひさしきおやのおん」と左訓せりと因話録に記せるも、ひさしき親の恩といへるは解し難ければ、久親は或は六郎左衛門の實名にはあらずるが、若し其の實名なりしならんには、同書にいへるが如く父な

る久親の恩を謝するの意に出でしものならん。禪尼の楠葉七郷に托鉢して如來に祈りし遺風は、其の後永く本地に残り、親の忌を勤むる人は、其の七々忌に當るの日に至れば七郷に袖乞して、其の得たる所の米錢を此の薬師如來に捧げて拜禮せしといふ。然るに物變り星移りて寺は數回の兵火に罹りて焼亡せしかば、延寶三年拔山英老大和尚(元禄八年正月八日寂)は、遺跡の空しく荒敗せんことを虞れて、寺を現在の所に移して之を再興せり。境内は壹千四百四拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

楠葉驛の址は字中の芝の北部にあり、東西百八拾間・南北百間許の田圃を其れなりといふ。今の京街道の成れる以前に於ける道路は、枚方の東邊より天の川を渡りて禁野の東方高地に上り、渚・小倉宇山・養父・船橋の諸村を過ぎ、本地の字南村の東を経て字中の芝なる後記久修園院の前を通り、山城國綴喜郡橋本に至り、八幡に通じたりといへば、驛を此に設けて交通に使せしめられたるものならん。驛は元明天皇の和銅四年正月に初めて設けられたる都亭驛の一にして、延喜式に「河内國驛、楠葉・槻本・津積各七疋」と見ゆれば、小驛たりしなるべし。後楠葉關の設けられしも同所ならんといふ。關は一に鶯關の名あり、足利尊氏の敗れて丹波の笹山に潜むや、村甲長澤某なるもの鶯を贈りて慰められたれば、尊氏は之を賞して一首の和歌を與へたるに、其の歌句に鶯の關云々とありしより鶯關と稱するに至れりと、歌は本地字南村の長澤家に残りしが明治元年の洪水に失して今はなし。建武元年關所墮斷の利に依りて、商賈往來の弊、年貢運送の煩ありとて、所々の新關は之を止められたるも、當關及び

楠葉驛址

大津關のみは残りしが、其の後、北朝光明院より此の楠葉關錢を伊勢の勝成法師に授けんとし給ひしも、其れより前に東大寺に附與せられたりしを以て果させざりしといふ。

續日本紀 元明天皇和銅四年春正月丁未、始置都亭驛、山背國相樂郡岡田驛・綴喜郡山本驛、河内國交野郡楠葉驛、攝津國島上郡大原驛・島下郡碩村驛、伊賀國阿閉郡新家驛、

楠葉砲臺址

楠葉砲臺の址は、字中の芝にあり、京街道に沿ひて淀川に臨めり。廣さ七千九百七拾七坪の地にして、元治元年徳川幕府の築きて京都守護職に主管せしめし所なり。攝州三島郡島本村大字高濱の砲臺と相對して、淀川の咽喉を扼せり。已に同高濱砲臺の條に記せしが如く、明治元年正月徳川慶喜の大軍を率ゐて、大坂より將に京師に入らんとせし時、酒井若狹守をして之を守らしむ。然るに慶喜の軍伏見・鳥羽の戦に敗れて潰走するに及び、高濱砲臺を守りし藤堂和泉守は、早くも大勢を察して官軍に屬しければ、俄に淀川を隔て、官賊に分れ、同月六日午前九時より戦端を開き、殆ど申の刻に及びて尙勝敗決せざりしも、酒井若狹守は後援續かず、遂に砲臺を撤して走れり。翌二年の暮大久保利通は京都より大阪に向ひ、舟に乗りて砲臺の下を過ぎし時、左の詩を吟せり、蓋し當時のことを追懐し、時勢の轉變に念及せしものならん。

爲客京師感慨多 孤蓬此夕意如何 水關不鎖鷓鴣聲 十里長江載夢過

久修園院

久修園院は字中の芝町にあり、天王山木津寺と稱し、眞言律宗西大寺末にして別格本山たり、俗に

釋迦堂を以て稱せられ、大和國初瀬觀音の化身たる跡宮王丸の作なりといへる五尺有餘の釋迦牟尼佛を本尊とす。緣起に依れば、靈龜二年僧正行基の開基にして、聖武天皇は宸筆の勅額を下して、東は男山の内高尾峯を限り、南は王餘魚河を限り、北は米尾寺を限り、西は大河を限るの地を賜ひ、七堂伽藍は費を駢べて法相宗の法燈輝き、久遠成道の儀を表せる釋迦牟尼佛を安置して祇園を修せるを以て、久修園院と名づけらる。貞觀年中に至り、淡海公五世の孫越前守藤原尚房卿は、西國に下向せんとして最愛の幼児を伴ひ、舟に乗りて淀川を下られけるに、穗積の橋の邊に一人の鶺鴒あり、龜を獲て將に之を殺さんとす、高房卿之を憐み買取りて水中に放ち、其の儘流に順ひて舟を進めらる。然るに幼児の繼母は幼児を殺さんと欲し、利を以て乳母を誘ひ、乳母は舢に立ちて幼児を水中に落し、周章狼狽の態を爲して其の過失なるを装へり。上下大に驚き惑へども、河水漲り流れて救助するに由もなければ、高房卿は之を悲み、泣啼して當院の方に向ひ、本尊を遙に拜して救護の祈願を凝らされしに、先刻買取りて放たれし龜は、幼児を其の甲に載せて水面に浮び出しかば、高房卿大に喜び、船中に抱上げて介抱し、暫くにして蘇生したる幼児は、即ち後の山蔭中納言是れなり。依て高房卿は當寺を氏寺と爲し、本尊を守護佛と崇めて祝願し、父子ともに當寺に歸依渴仰し、山蔭中納言は七男・七女を設けて、子孫繁榮を極め、老後當院に隱退し、龜を蘇生の恩神と崇めて院側に祭り、本尊に常隨給仕して薨去せらる。其の臨終に際して中納言は、予が一期を通じて朝恩を受けしは全く當本尊の加

被に依れり、故に予が靈魂は梵天王の眷族となりて永く當寺を守護せんとありしかば、院は同中納言を梵天と勸請し、又其の祭られたる龜を護法神として崇む、即ち今の鎮守及び龜道祖是れなり。かくて本尊の靈驗顯著なるを以て、上下の信仰甚だ厚く、寺門隆昌を極めたりしが、幾多の星霜を経て元和元年大坂の役に當り、西軍の敗走せるもの當院に隱れ、火を放ちて自殺せしかば、堂塔佛閣倏忽烏有、本尊も亦灰燼に化せんとしけるを、村老道悅なるもの慌忙走り來り、熾熾の間に挽鉤して幸に恙なきを得しかば、里民は小茅舎を建て、之を安置したるも、曩日の繁榮に反し、淒涼の境と變じて狐兔の跡を交へ、梵筵寂寥鐘聲響絶えて、田園悉く沒收せられ、纔に數十頃の地を存して城州男山大乘院に兼管せられしが、延寶年中に至り、同院主乗春は其の荒敗を概きて復興の志を有せしも、其の力の能くする所にあらざるを以て、之を宗覺律師に請ひ、同律師に依りて再興せらる。

宗覺律師は稀世の大徳なり、學は儒佛に通じ、旁繪畫・彫刻を能くし、天文及び音樂に達して渾天儀・地球儀を造り、琴・箏・筆・筆作れる等、多藝多能の人なり。當時城州大山崎觀音寺の以空上人・和州生駒寶山寺の湛海律師・江戸本郷靈雲寺の淨巖律師と併せて海内の四傑を以て稱せらる。しかも其の多藝多能なる點に於ては、遙に他の三師に超出せり。其の行業記に依りて要を摘記すれば、禪師諱は宗覺・字は正直・俗姓は永田氏なり。其の先は代々幕府に仕へて壹千石を食み、後紀州侯に仕へしも、祖父某祿を辭して平安に住し、律師は寛永十六年五月九日を以て其の地に生まる。生まれて英氣已

## 宗覺律師

に現れ、二歳にして能く言ひ、驚怖することあれば則ち連聲念佛せり、人皆之を異とす。五歳にして本邦の樂府を學びけるに、節奏度に中り、曲譜律に應じて先輩に抽んず。九歳學に入りて墳典を習ひ、日に數千言を誦す。兼ねて醫方を學び、精業發して夙に成り、人之を稱す。長じて武事を講じ、擊劔・砲術・騎流・射禮に至るまで、諸家の奥を極めざるなく、從遊の士日に多く、隨時に其の武勇を顯はし來れる内、其の徒弟に一位法師なるものあり、敏にして學を好みしが、一日微疾に罹りて忽ち逝きしかば、慨然として人生の無常を感じ、其れより形器を厭ひて緇林に齒するに至る。しかも親族に禁せられて空しく數年を経過しけるに、偶一友を引きて梵典を聴くに及び、憮然として佛門に入ることの遅かりしを歎じ、母に請へば母も其の志の已に奪ふべからざるを知りて之を許せしかば、直に法全寺に入りて剃髮せり、寺は父祖の墳墓のある所なり、時に寛文二年十一月二十五日にして、二十四歳なり。初めは吉水の道風を慕ひて新黒谷に廬せるに、其の地は塵聲喧鬧して禪念に宜しからざるを以て、葛野郡の平岡に轉居し、簞食しばく空しけれども悠然として安んじ、専ら母に仕へて孝養し、暇あれば銳意竺典の研鑽に功を積みしが、ある日、瓶を携へ鉢を臂にして郊外を間行せる一律師の、威容肅如儀形悠然、牛馬象步徐々として塵を揚げざるを見て、歎じて曰く、是れ眞の僧寶なり、像運を匡輔し佛法を住持するもの律にあらずんば能はざるなりと。是れより慕律の念は油然として發し、横尾山西明寺に藉を通じて習律し、刺股繫頸孜孜として瞋め、寛文六年通受の式に依りて自誓受具し、

同寺の省我和尚之を證明せり。同山にあること五年にして舊廬平岡に歸隱し、秘密乘に歸するの志願ありて、荏苒年を経けるに、寛文十年の秋に至り、一夜夢告に促されて眞言宗仁和寺に至り、眞乘院の考源大僧正を訪へば、僧正は喜びて之を迎へ、座を與へて閑談し、疊々として堦麓相和せり。乃ち席を避け肅如として宿志を述べて教を請へば、僧正は直に之を領かれ、其の後待過益渥く、提撕彌切、令辰を下して十八道の契印を授け、尋で兩部の大法火壇秘軌及び許可密印を附與せらる。時に僧正は三十餘歳なりしが、常に慰諭して曰く、予が齒不惑に至らば、子を引きて曼陀羅に入り、五部の知水を灌ぎ、大阿闍梨の位を繼がしめて法界を掌握せしめんと。律師は聞いて欣々懌々、大旱の雲霓を望むが如くなりしが、延寶五年に至りて僧正の齒已に不惑に満ちしかば、乃ち僧正は灌頂壇を開き、秘願を傾倒して授けられ、律師は茲に眞言の大阿闍梨となりて、宿望初めて貫徹せり。而して律師の學徳は益進み、僧正も其の及ばざるを知り、經年の後律師に就きて心地戒を受けらる。僧正が其の師位を屈して弟子の禮を執られし徳量は、光武の子陵に於けるに似て、師弟融合の厚きの知らるゝと共に、律師學徳の深遠なりしを想見せしむ。之が爲め律師の名は遠近に喧傳せるも、未だ住寺のなかりしは、是れ同七年の冬男山大乘院主乘春の來りて、當院の再興を請ひし所以ならん。

律師は乘春の請を受くるや其の意に感じて之を諾し、令辰を下して諸徒を率ゐ、啓行して當寺に來れるに、郡中の衆庶は喜び迎ふ。乃ち寺に入りて龕を開けば、本尊の燒損甚だしく朽壞復た極まりけれ

ば、律師は嗚咽して之を歎きしが、自ら刀を運びて修補し、以て妙相舊に復するを得たりしかば、乃ち其の目を以て開眼供養を行ひ、其れより堂宇の建營に着手しけるに、貧者は力を輸し、富者は財を出して援助せるほどに、佛殿・食堂・淨厨・僧舎等幾ならずして成り、律風大に起りて、往年の舊觀には及ばざれども、亦附近に見ざるの偉觀を呈せり。天和元年正圓・覺林を度して折負と爲し、同年他宗なる義山孝隣等の請に應じて、四分律行事鈔を京師に講せり、四方輻輳のもの虚來實歸せざるはなし。智積院僧正運敵の門下に僧照空觀なるものあり、同門下に卓出の俊才なり、聽講者の中にありしが歎じて曰く、凡そ經論を講ずるもの典故に具さなれば則ち文義に疎なり、文義に詳なれば則ち典據を遺る、是れ講演の通病なり。然るに師の講演は此の典故文義の二美を相備へ、煥然として盡せり、以て講演の標準と爲すべきなりと。其の學殖の深くして教壇に重を爲せしの一班を知るべし。しかも律師は深く其の德行を踏晦して聞を求めざりしが、餘隸は囊を脱して道譽益顯れ、遂に宸闕に達し、後水尾院は特に仙院に説法の勅宣を降し給へり。律師は固く之を辭せしも、勅請益切なるものありしかば、已むを得ずして仙院に登り、宸儀に對して講演すること三日、辭辯無碍、大に叡慮に稱ひ、恩賜多品以て之を勞し以て之を嘉し給ふ。同院崩御の後、其の尊牌を當院に御下賜あらせられたるは之が爲めならん。元祿九年弟子正圓・覺林の爲めに初めて灌頂壇を開き、考源大僧正は駕を枉げ來りて之を證明せらる。而して同僧正はかねてより東寺傳來の金剛台藏兩部曼陀羅の損壞極れるを歎じ、新

に之を摹寫して後に傳へんと志ありしかば、元祿十四年の冬自ら闕下に伏して奏請し、勅許あり、且桂昌院より數百金を附與せられければ、律師に命じて之を摹せしめらる、蓋し律師が衆藝に秀でたる中にも、丹青は特に其の妙所なるを以て之を托せられたるなり。依て律師は命に應じて同曼陀羅を掛けて之を見たるに、畫面漫然尊位分け難く、傳彩糝糊として印契判じ難かりしかば、忙然として爲す所を失ひけるに、現圖曼陀羅不同記なるもの古藏中より出でぬ。同記は眞寂親王の遠く後世を慮り、自ら觚を操りて記し置き給ひし所のものにして、尊像の俯仰印契の伸縮より、以て鑲釧天衣に至るまで審に録せられければ、闇路に巨燭を得たるの想を爲して歎び、之が摹寫に着手し、正圓・覺林の二徒及び雲林院の圖畫を能くせるものに授けられ、三たび裘葛を換へて竣成せしかば、元祿十六年十一月朔勅して開眼供養を仁和寺の僊室に擧げられ、親王來臨あらせられて儀式を莊重に行はせらる。即ち東寺の重寶となれる金剛台藏兩部曼陀羅にして、今に至るまで毎年の修法に用ひらる。然るに律師は其の寶庫に納められて衆庶の再び之を拜することを得ざるを惜み、僧正に請ひて更に之を摹寫して殘したるは、即ち當院所藏の金剛台藏兩部曼陀羅是れなり。

然るに元祿の頃に及びては、齒已に耳順に及び、四大漸く羸憊し、應接に倦むに至りしかば、寺を正圓師に譲りて退き、庭内に觀蓮亭といへる黄茅を構へて移り、杖筇遂に道跡を隱せしも、四方より來りて律を問ひ道を論ずるもの益多かりしは、謂ゆる石の玉を韜みて暉を含み、水の珠を懷きて川の

媚ぶるものならん。かくて尙奮闘を繼續して法界の爲めに盡瘁至らざる所なかりしが、享保三年の冬に至りて老疾に染み、綿延として瘞えず、諸徒席に侍しけるに、病間正圓師を召き席を前めて曰く、予齒已に八旬を過ぎて諸事圓かに就る、世に於て何ぞ憾みん、但し契・慧二子は未だ法乳に飽かず、恐らくは積子母を失ふの憂あらん、故に今之を子に囑す、請ふ教育して怠らずんば共に成立するを得ん、餘は何をか云はんと。契は即ち後の正契師にして當院の三世なる、慧は後の正慧師にして南都東大寺知足院主となる(宗覺律師行業記は同師の執筆に係る)。正圓師は涙を垂れて律師の意を領せしが、享保五年の春に至り、薪已に盡くるの時火將に熄まんとす、即ち右脇累足して安祥眠るが如く寢室に化せり、春秋八十有二。法歲四十九座、實に同年三月八日戌の時なり。時を経て面貌笑を含み、精神生けるが如し、三日の後境内の東南隅に葬らる。律師の持律は最も森嚴にして、霜よりも潔く雪よりも清く、絲綿革履終身變せず、老後曾て癰の背上に發するや、林丘寺内親王元瑤公主之を聞き、侍尼惠春に命じて來り問はしめ、且純緜衣二襲、並に覆瘡衣一襲を賜與せらる。律師は之を拜したるも、正圓師に命じ之を解かして、其の鑄造せる鐵塔記卷物及び澆水囊用に充てしめしといふ、其の己を持するの堅くして、法の爲めに盡せるの厚きを知るべし。著書に菩薩戒本宗要纂註三卷・六物圖纂註二卷・圓戒顯世論一卷・禪効補助儀一卷・久修園正集三卷・同續集三卷ありて世に行はる。二世正圓師は延寶二年城州嵯峨の里に生る、儀容優美眉目畫けるが如し。八歳にして當院宗覺律師の徒弟となり、其の薰育を受けて法

器大に成る。後先師の隱退するに及びて當院を嗣ぎ、先師の寂後は其の遺囑に依りて、正契・正慧の二子を教導し、享保七年二子の爲めに灌頂壇を開き、同十一年の夏三聚淨戒を正契師に授けて其の遺囑を果せるのみならず、法界の爲めに力を盡して、享保十九年に逝けり。正契師繼ぎて三世となり、四世寶乘・五世惠觀・六世諦定・七世甘露王院・八世榮恭・九世鏤流・十世尊光・十一世密典・十二世恭禪・十三世普門・十四世德雲・十五世密榮・十六世戒定・十七世眞融を経て、現任十八世眞教師に至る。而して寺域は男山の蜿蜒せる丘陵を背にし、西に向ひて淀川を眼下にし、攝州の翠黛を前景とせる古の天部郷にあり。境内は殆ど方形を爲して壹千五百九拾壹坪を有し、老松は琴音を弄し、舊砌苔滑に古色を帯びて、裡に本堂・庫裏・寶藏・鐘樓・門及び觀蓮亭を存す。觀蓮亭は宗覺律師の隱栖終焉の所にして、蓮池には紅白の花盛に開き、花時に至れば芳香を放ちて、幽韻飄搖せり。又本堂の傍なる古寶篋塔の下は、森田寬甫の頭の埋められし所なり。森田寬甫は明治元年伏見・鳥羽の戦役に於ける幕府方の歩兵大隊長にして、二十五歳なりしが、戦敗れて自殺するに臨み、其の部下たる山内某に介錯を托しければ、某は介錯して男山の山間を忍び來りて此に埋む。然るに其の後同戦に歿したる部下のものは、京都の十七日會に依りて淀の長圓寺に改葬せられたるも、隊長たりし森田寬甫の墓のみなかりし爲め、大正三年山内某は當院に來りて之を尋ね、其の現存せるを見て同十七日會に通知し、十七日會は院主に請ひ、官の許可を得て長圓寺に改葬し、以て其の追悼會を營めり。山内某は今

の貴族院議員子爵山内長人氏にして、當時十九歳なりしといふ。什寶頗る多きも、今其の重なるものを擧ぐれば、弘法大師筆般若心經壹卷・兆殿司筆十六羅漢壹幅・光明淨圓筆紺紙金泥佛遺教壹卷・宗覺律師筆大涅槃像壹幅・同金剛界曼陀羅壹幅・同台藏界曼陀羅壹幅・同來迎曼陀羅壹幅・同光明曼陀羅壹幅・同千手觀音像壹幅・同大明國地圖壹葉・同渾天儀壹個・同地球儀壹個・宗覺正圓正契三師筆紺紙金泥法華經八卷等にして、其の外宗覺律師の作釋迦如來立像は明治二十四年五月三十日美術上の模範たる鑑査狀附、愛染明王座像壹軀及び同不動明王木像壹軀は同年八月一日美術上の參考たるの鑑査狀附、鐵及び銅より成れる塔壹基は同日美術工藝上の參考たる鑑査狀附なり。而して後水尾院御尊牌下賜傳達の書面及び同御尊牌と共に下賜せられたる同院御用の木笏に書せられたる御詠歌、林丘寺元瑤宮より御附與ありし御詠等は左の如し。

後水尾院御尊牌并勅筆御寄附傳達の書面

當寺院宗覺大徳は天下無比之知律殊時之比丘僧也

上に 所聞召候、此度後水尾院尊像靈牌并勅筆等、當寺院へ被遊御寄附候條、永代於御牌前被相勤御法樂候條にと被思召候者也

享保二丁酉三月日

久修園院現住正圓比丘

眞 辨

後水尾院の御尊牌と共に御下賜ありたる、同院御使用の木笏に書せられたる勅筆の和歌

今はたゞ難波のことも打すて、南無阿彌陀佛の身となりけり

林丘寺元瑤宮御詠添狀

去月廿七日於御殿首尾能被成勅御法事、御所御満足之御事御殊勝に被思召候、因茲御筆之物二枚被下置もの也

享保二丁酉三月日

正圓律師

眞 辨

池のみつ人のこゝろに似たりけりすみこころこと定めなければ

世の中をいとひかてなるこしかたも浮身なかの身にそなりけり

光子内親王元瑤八十四

眞辨の書面(眞辨の如可なり人なりしかは辨ならざればとど、元瑤宮元子貞親王御詠の如可なり)

老師見我如子、我見老師如父、噫呼悲哉、取別若今生之再會難期候は、幸い淨土にて可奉値遇候

奉 老師

眞 辨

落涙難押候故園筆候

本地村高貳千四百八拾石九斗壹升七合の内、五百五拾四石六斗五升參合壹勺參才は徳川氏の初期より麾下船越某(一に五郎左衛門に作る)の采地となり、其の壹千九百貳拾六石貳斗六升參合八勺七才は寛永十年より永井信濃守尙政の領地たりしが、船越氏の采地は同氏世襲して同柳之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、又永井氏領は萬治元年其の子伊賀守尙庸に與へられ、尙庸の子尙富に至り享四年下野國鳥山城に移りて上地し、元祿元年徳川氏代官の支配に歸し、天明



三年大坂城代戸田因幡守忠寛(後京都所司代)の役知に轉じ、同五年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字船橋に同じ。

大字	石高	明治八年改正	明治九年一月一日現在人口	町村制施行時	町村制施行時	大正元年五月一日現在人口	大正九年十月一日國勢調査の人口
		有明地反別	町村制施行時	町村制施行時	町村制施行時	町村制施行時	
船橋	六八五・〇四	一〇三・六二元	四三〇	二二・六三	四三		
楠葉	二四八・九二〇	三〇〇・五三〇	一、三六三	三九・五二〇	一五		
計	三、一五九・九六	四〇六・一五九	一、七九三	五九・〇五〇	一、九八三	二、〇二〇	一、八〇〇

### 第二十七項 住道村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、尼ヶ崎新田・横山新田・三佃村・中村新田・御供田村・灰塚村の六ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内に角堂(すみのどう)と呼べる地名あるに依り、其の名を採り文字を改めて住道村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて讚良郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬し、同三十三年三月二

十六日飛地並に地域整理の爲め、本村の内壹町七反八畝六歩は南郷村に轉出し、同村の内參町七反參畝拾壹歩を本村に編入せらる。

### 大字 尼ヶ崎

本地は舊尼ヶ崎新田と同尼ヶ崎新々田とに依りて成る。舊尼ヶ崎新田は、もと深野池の池床たりしを、元祿年間大坂天満の豪商尼崎屋又右衛門之を開墾して同十五年竣功し、徳川氏代官小塚仁右衛門の檢地を受け、開墾者の屋號を採りて尼ヶ崎新田と名づけ、舊尼ヶ崎新々田は復た同池の堤塘たりしを、寶永二年開墾(開墾者不明)に着手して同四年竣功し、徳川代官萬年長十郎・同雨宮庄九郎の檢地を受け、尼ヶ崎新々田と名づけられ、各一村を爲して共に讚良郡に屬せしが、明治十九年七月尼崎新々田の名稱を廢して尼ヶ崎新田に合併せられ、同四十三年十二月より新田の稱を止むず、單に大字尼ヶ崎と稱す。

本地舊尼ヶ崎新田は元祿十五年より同尼ヶ崎新々田は寶永四年より、共に徳川氏代官の支配たりしが、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、尼ヶ崎新田石高參百拾六石四斗六升五合・同新々田石高七拾四石五斗九升六合・計參百九拾壹石六升壹合は同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年

八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第四區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の十一番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十六年二月二十八日十三ヶ村聯合となり、同十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 横山

本地はもと深野池の池床及び堤防たりしが、寶永二年横山新左衛門之が開墾に着手して同五年竣功し、徳川氏代官萬年長十郎・同雨宮庄九郎の檢地を受け、開墾者の姓を採りて横山新田と名づけ、讚良郡に屬し來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字横山と稱す。字地に角堂・川西・井路東・西川通といへるあり。

本地は新田竣功の年より徳川氏代官の支配となり、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、二年

正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第四區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の二番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區一小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、十六年二月二十八日十三ヶ村聯合となり、同十七年七月一日第三十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 三箇

本地はもと深野池の中にありし島なり、島は三ヶ所に分れて住民之に據りしかば、三箇村と稱し、讚良郡所屬たりしが、寶永元年大和川の轉鑿に伴ひて池水の乾涸するに及び、島邊より池床を開拓して联接膨脹せしものなり。字地に押廻・下野・大箇・西の口・大畑・津の邊・江の口といへるあり、河内志村里の條に「三個屬邑七」と記せるは此の字地を指せるものならん。貝原益軒翁の南遊紀行に、「ふかうの池は深野池とかく、本名は茨田池と云、池の廣さ南北二里・東西壹里、所により東西半里許有、湖に似たり、其中に島あり、三ヶと云村有、故に此池を三箇のおき共云。三ヶの島に漁家七八十戸あり、田島も有、此島の南北廿町・東西五六町有と云、此池に鯉・鮒・鮓・はす・わたり・ゑび・

鰻・鱺・つがに等多し、漁舟多し、日々舟に乗て漁し、魚を大坂にうる、又蓮多し、菱多く葦多し、皆取用てたすけとす、特に菱多し、是を採て飯にし、鮭にして粥にして糧とす、或菓子にもする、又賣て資とす、菱を取日は定日あり、里民云合せて群出、一人にて妄に取事を禁ず、菱に賦税はなし、又此島より漁人共舟にのり陸に渡りて田をも作なり」と記して、當時の形況宛然見るが如し。然るに今は沃野遠く連りて當年の池は形を没し、蓮菱の飯鮓は一場の昔話となる、桑槍の變驚くべし、貝原翁を地下に起して之を見せしめば、翁は其れ之を何とかいはん。

菅原神社は北方字江の口にあり、菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は參百九拾壹坪を有し、老樹鬱葱として繁茂し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十日なり。

菅原神社

水月院

水月院は同字にあり、曹洞宗興聖寺末にして觀世音を本尊とす。傳説に依れば、本尊は往古本地の池たりし時、其の中より出現せし尊像にして、野崎村の慈眼寺に安置せられしを、慶安四年當所に一字を創立して轉置せしものなりと。境内は貳百七拾九坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に地藏堂あり。

大長寺

大長寺は同字にあり、辻本山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百四拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

善遠寺

善遠寺は同字にあり、妙蓮山と號し、日蓮宗久遠寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。

明暦元年十月の創立なり。境内は壹百參拾六坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

正覺寺

正覺寺は字大個にあり、青柳山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明八年正月の創立なり。境内は貳百貳拾九坪を有し本堂・庫裏を存す。

本傳寺

本傳寺は字下野にあり、住道山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元徳二年の創立・僧傳祐の開基なり。境内は貳百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・廻廊を存す。

善念寺

善念寺は字押廻にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明八年正月の創立なり。境内は壹百七坪を有し本堂・庫裏を存す。

本妙寺

本妙寺は字津の邊にあり、長遠山と號し、日蓮宗本國寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。永享元年長州萩の人山田玄庵の長男法名日正當地に來れるに、村民角先重右衛門深く歸依して小庵を造り、日正を請じて開祖たらしめたるもの即ち當寺なり。後星霜累りて天文五年本國寺十四世日助聖人の法亂に逢ひ難を當寺に避けて留錫する數月、大伽藍を興立しければ、更に同聖人を開山と爲して本妙寺と稱し、明治四十四年七月三日交野村大字郡津字水塔寺の同宗瑞塔寺を合併せり。境内は壹百七拾坪を有し、本堂・庫裏・納家・鐘樓・藥醫門を存す。外に妙見堂あり。

勝福寺

勝福寺は字西の口にあり、慈雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

三箇城址は同字にあり、俗に城屋敷と呼べり。今は宅地又は耕地となりて遺形の認むべきものなし。城は飯盛城の支城にして、其の正面防備に充てられしものならん。當時本地は前に記せしが如く深野池に臨みたるを以て、頗る要害の所なりしと思はる。永祿年間三好氏威を近畿に振ひて、長慶は飯盛城に・同政成は當城にありしが、同四年十二月二十五日畠山高政は、陽に鷹狩と披露して潜に兵を進め、當城間近くなりて関の聲をあげ短兵急に攻めければ、城兵支ふる能はずして陥落し、政成は遂に討死せり。事は載せて重編應仁記に詳なるを以て、左に之を抄記せん。

重編應仁記 畠山高政起三箇城軍の事

其比六角家より催されて紀伊・和泉・河内に在ける畠山家の詰侍共、浪人ながら一揆せしめ、根来の衆徒を相催し、畿内近國に有と有ゆる諸浪人の身の置所無き輩或は盜族溢者土民等迄を相催し、一揆悉蜂起して高政を大將とし、多勢此彼に物興す、中にも今冬高屋の城の北三箇の城と云所に三好下野守政成假に居住し、當國の仕置の沙汰しけるに、例年よりは大雪にて敵も味方も軍などは成難き時節なればとて、城兵等油断の餘に加勢の者共も抜け抜けに皆己が在所飯盛の城へ歸り、三箇の城には只野州の手勢少々残り居たれば、殊の外に無勢也、畠山の家臣に宮崎藤吉守老功の勇士也ければ、三箇の城へ忍を入れて此體を聞届け、又物見の士を遣し地形を見定め、高政へ糧合せ、同年十二月廿五日雪中鷹狩に出ると披露して潜に多勢を引率し、各鏡の上に鷹野羽織を着せしめて、鷹をすえ犬を引かしめ、三箇の城の近所迄道々鷹を遣ひ行く、頗る城近く也ければ、寄手の大勢鬨を作り旗を差上げ皆一同に攻入る程に、三箇の城の小勢共思も因らず周章騒て防戦にも不及、雪中を悉く追散す、城主下野守政成も力不及、搦手の方より遁れ出で十四五町程落延けるを、畠山方の玉置與九郎無透間追斬鎌を持って空落しぬ、下野守が所黨走來

て主人を肩に引かけ引退く處を、川口喜兵衛と云者玉置を助け來り追近て、終に下野守を追落し頸を取て差上げたり、其後玉置・川口は一所に集り下野が太刀刀を分捕しけるに、大刀の作は天國・刀は雲次とぞ聞えし、角て城兵或は落行又は討死しける程に、城は其儘攻落されて畠山家へ取返しぬ、宮崎藤吉守が武功褒ぬ人無し、扱も下野守政成討死しければ、其弟政康を長慶より呼出し、家督を繼がしめ兄の名にして是を二代目の三好下野守政康と云ふ、後に剃髮して釣閑齋と云しは是也、

本地は元祿年間より徳川氏代官の支配たりしが、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字横山に同じ。

大字中村

本地は吉田川敷を開墾せしものなるも、其の年月等は詳ならず、思ふに寶永以後ならん。讚良郡に屬し、中村新田と稱し、明治三十三年三月二十六日飛地並に地域の整理に依り、本地の内七反四畝貳拾四歩は南郷村の大字太子田に・壹町參畝拾貳歩は同村大字赤井に轉出し、同時に同村大字氷野の内八畝貳拾七歩・同村大字太子田の内壹町參反參畝貳拾貳歩は本地に編入せられ、同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字中村と稱す。

本地は寛政五年より徳川氏代官の支配たりしが、同年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再

び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第四區に屬し、同七年一月二十二日第二大區五小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第二大區五小區となり、同十三年四月十日四枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十六年二月二十八日十三ヶ村聯合となり、同十七年七月一日第三十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 御供田

本地は古來讚良郡に屬し、御供田村と稱す。村名は、大阪玉造鵲森神社の記録に依れば、往時同社の神領たりしより起れりといふ。其の一部分は深野池に沿ひし所ならん。南遊紀行に「御供村は池の東にあり、島にはあらず、漁人多し、ふかうの池のまはり、凡四十二村ありと云」と記せり。

八幡神社は字西にあり、譽田別命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳百四拾四坪を有し、本殿・拜殿・土藏を存す。氏は本地一圓にし、祭日は十月二十日なり。

八幡神社

安樂寺

安樂寺は字中にあり、獅子吼山持名院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・納家を存す。

本地は延寶七年より徳川氏代官の支配たりしが、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字中村に同じ。

### 大字 灰塚

本地は古來讚良郡に屬し、灰塚村と稱す。明治三十三年三月二十六日飛地並に地域の整理に依り、南郷村大字赤井の内九反七畝拾四歩・同村大字水野の内壹町參反參畝七歩を本地に編入せらる。

産土神社は字里の内にあり、素盞鳴命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳百拾壹坪にして、本殿・拜殿を存す。氏は本地一圓にして、祭日は十月二十日なり。

常宗寺は興照山法樹院と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立年月は詳ならず。境内は參百坪參合を有し、本堂・庫裏を存す。

産土神社

常宗寺

本地は正徳三年より徳川氏代官の支配たりしが、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至る。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字中村に同じ。

大字	石高	明治九年一月一日現在人口		町村制施行時人口		大正元年三月末日現在人口	
		舊	新	舊	新	舊	新
尼ヶ崎	三〇、〇六〇	三、五〇五	六〇	三、八五二	三、〇	三、〇	三、〇
横山	三、六五〇	三、六三三	四、六七〇	三、六三三	三、六三三	三、六三三	三、六三三
三箇	六、〇八〇	一、〇〇、二二七	一、六三三	一、〇〇、三三五	一、九三三	一、九三三	一、九三三
中村	五、五〇〇	六、三三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三	六、六三三
御供田	二、八三〇	六、四九五	五、二五	四、九〇六	六、三	六、三	六、三
灰塚	三、一七〇	五、三三三	五、四八	六、三三三	六、三	六、三	六、三
計	一、八、五〇〇	二、四、二二二	二、七、三五	二、六、六〇七	三、〇、五八	三、〇、五八	三、〇、五八

### 第二十八項 四條村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、北條村・野崎村・寺川村・龍間村・中垣内村・深野新田・深野南新田・深野北新田の八ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、

地形民情共に合併するを以て、其の區域に依りて一村を設け、其域内には四條畷の古戰場ありて歴史上著名なるに依り、其の名を採りて四條村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて讚良郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

### 大字 北條

本地は古來讚良郡に屬し、北條村と稱す。南遊紀行には北條(或はつべ村と云紀州へ行道也)と記せり。字地に辻・四條・中・北・角邊・嵯峨といへるあり。條理制當時の四條・五條に當れる所にして、三條の北にありしを以て北條の村名起り、四條の字地は條理制當時に於ける四條の遺稱なるべし。西方は深野池たりし大字深野北・同深野・同深野南に接し、東方に飯盛山を負へり。故に京都・男山より南河に至るには、此の山際水涯を通せし京街道に依れり。されば兵家必争の要點となり、飯盛城の築かれたる如き、四條畷の戦行はれしが如きも是れが爲めならん。

飯盛山は東北にあり、圓頂秀麗にして樹木森然、其の形の飯を盛れるに似たるものあり、是れ此の山名を爲せし所以ならん。山は飯盛城のありし所なるを以て其の名著れ、其の城址なりといへる所は山上にありて、約壹反歩の地なり。其の附近には千疊敷・馬かけ場・高ヤグラ・膳棚などいへる所あり、千疊敷といへるは約貳反歩の廣さを有せり。其他にも無名の所あり、又石垣の残れる所あり、當

飯盛山  
飯盛城址

時の城郭中たりしならん。又其の少し北位に御體塚といへるあり、中心壹坪許高くして石垣を繞らせり。是れなん三好長慶の墓にはあらざるか、長慶は當城に病死したるも喪を秘せしこと二年餘に及びしといへば、其の逝きしことの外に洩れんことを虞れて此に葬りし爲め、意味ありげなる此の塚名を殘せるものなるかの如くに想はる。同塚の南方にはもと三本松といへる老松ありて、在城當時の昔を偲ばしめしも、明治二十七年の頃に枯れて今はなし。

狂 歌 山の名の飯もりぬるは五畿内の河内鍋にて焼くにやあるらん

榮 頁

城を初めて築きしは僧正憲法なり。憲法は北條高時の族なりしかば、建武元年此に築きて叛旗を纛したるも、忽ち楠正成に攻められて其の陷す所となる。後、正平二十三年高師直の楠正行と四條駿に戦ふに當りて、其の一陣は此に屯し、同二十三年三月十五日楠正儀・和田正武の八尾・千劔破・赤坂及び當所の四城に義旗を擧げしとき、恩智左近太郎守將となり、細川頼之の將佐々木道譽・同高秀・同崇永・山内崇譽・土岐善忠等の一萬餘の大軍を引受けて竟に屈せざりしは、左に掲記せる後太平記に見ゆる所の如し。後畠山氏の當國守護となるに及びては、其の家臣等の居りし所なりけん、享祿四年の頃には其の家臣木澤長政の居城たりしが、其の主畠山義英に攻めらるゝや、木澤出で、戦ひしも只一戦に打負けて當城に楯籠り、後詰を細川晴元に請ひければ、晴元は八月二日多勢を率ゐて自ら攝州中島の三寶寺に出張して畠山方を破りしも、翌五年五月十九日義英は當城を攻め、三好遠江守・和州の

筒井を初め皆義英に加はりければ、城中防ぎかねて後詰を晴元に請ひ、晴元は小勢にては叶はずとて、妹婿なる本願寺の光教上人に依頼しければ、上人之を諾し、近國の門徒を集め、其の勢三萬餘人は同年六月十五日當城の寄手に向ひ、面も振らず命も惜まず切立てしかば、寄手忽ち敗北して散々に成果て、義英は畠山植長の高屋城に籠りしも、勝ち誇りたる同門徒等に追落され、六月十七日石川の道場にて遂に木澤の爲めに自害せり。次で天文十年遊佐長教は其の主畠山長經を毒殺したる木澤左京亮・齋藤山城守・杉原石見守の所爲を惡み、齋藤を不動坂に殺し、木澤・杉原を落合・上島に撃ち、木澤は殺され杉原は遁走して、同人方なる尼上ヶ嶽・信貴城も落去し、其の残りしものは當城のみなりしといふ。其の後永祿元年十一月晦日畠山高政を追出したる安見美作は、高屋城にありて當國の守護と自稱せしが、翌二年八月三好長慶義兵を催して攻めければ、遁れて當城に入り、同四日復た三好勢に攻められて大和に走り、長慶は高政を高屋城に入れ、湯川直光を守護代と爲せしに、同三年高政の湯川を退けて安見美作を再び守護代と爲せしを怒り、兵を發して高政を攻むるや、安見美作は永祿三年八月十四日當城を出で、三好方なる池田兵庫頭等と戦ひて敗れしのみならず、諸方の味方悉く敗れ、當城及び高屋城とも和を請ひて落ち去り、當國は三好家の領に轉じ、同十一月十三日長慶は芥川城より移りて其の居城となしけるに、翌四年高政方は三箇城を攻めて三好下野守政成を殺し、翌三月五日三好實休を久米田に殪しければ、當國の諸城悉く高政方に歸して、其の殘れるものは當城のみなりしも、

翌四月教興寺の一戦に負けて、高政は紀州に遁れ遊佐・安見は石山に落ち、三好氏全盛を極めたりしが、同七年七月廿四日長慶は當城に逝去せしも、病中と稱して喪を秘し、同九年六月二十四日に至りて葬儀を行ひしといふ。慶長の歿後は其の子三好義永此に居りしも、同八年七月迎へられて高屋城に入り、三人衆の随一たる三好政康當城に居れり。同十年十月三人衆の奈良大佛殿に本陣して、三好義次・松永久秀に破られし折、杉山彦十郎・松浦孫五郎の三人衆の味方となりしを安藝守に案内せざりしとして、安藝守怒りて三好義次に味方しければ、三人衆は討手を彦十郎に添へて當城内なる安藝守の私宅を攻め、安藝守防ぎかねて同月十五日堺に退き、再び三人衆方へ歸參せり。然るに當城に籠れる三好政康は、同十一年九月織田信長の足利義昭を扶けて攝州に入るに及び、同月二十九日城を開けて四國に落ち去りしが、城の破却せられしは、同十三年信長の高屋城を攻め落して、當國に於ける諸城を破却せしときならん。

後太平記 飯森合戦之事廿松田小次郎返矢之事

佐々木佐渡判官入道道譽・同治部太輔高秀・同六角判官入道崇永・山内判官入道崇譽・土岐大膳太夫入道善忠各其勢一萬餘騎飯森の城に押寄查動事露巖山を碎に不異、此城は恩地左近太郎が築置き、軍に馴る節制の兵共八百餘騎備籠、能く九地の下に藏て九天の上に動んと辭返り聲たり、寄手は流石大勢なれば城は虚なりと欺き、一刻に攻落さんとさ、めき山の半に登る、城中の兵共爰彼の尾崎に討出、林の中より矢を放ち勢の程をも見せされば、敵は是迄の衝を早く攻登ると、一枚橋を破き切崖の下に

菟上り、城を揉み落さんと深ふ所に、驛の矢狭間に差入り雨より繁く矢を放つ、驛の上なる石弓斬て落せば、御方手負者百餘騎致死者若干多して、將其倒をする如く群々發と引退く、山内判官入道是を見て御方矢戦に仕負引は未練て返合て軍せよと下知急也、去れ共敵勝に乗し追出たれば御方敢く不進得、爰に近江國の住人阿曾沼小四郎直郷とて精兵の射手あり、大音にて匂りけるは、唯今御方矢に中て死を致す人々の遠追の矢を仕るを御覽候へと云儘に、五人張に笛竹程なる大矢を番ひ散々に射ければ、北より南へ一面に立たる矢表の敵拾六騎射伏たり、敵舌を震て廻と引く、小四郎矢種盡き長刀取伸へ討向へば、佐々木勢是を見直郷討すな人々、渠は倭藤太秀郷が後胤一騎千騎に勝る血氣で、繼げ人々と呻て亦切崖の下に攻上る、斯る所に城中より紺糸威の鎧に陽六の五枚甲を猪首に着たる小男が、弓を小脇に挟み靜々と歩出門の階に立、大音聲にて名乗けるは、是は恩地一族松田小次郎尙定と申者にて候、小兵にては候へ共唯今阿曾沼殿の大矢を拾ひ取て候間、あたら矢なれば射返進せ候、矢坪を能く御覽あれと兵と放せば、崖根に立並寄手の甲の電反八幡座の正中に射込、御方亦十六騎大居に動と伏し、群る男鹿の角を時たるに不異、今は十六騎の遠追の矢返して候と匂り松田に城中に蒐入ける、寄手矢坪に肝消して如何様奴原は千手觀音力を得たるものか、揚山か再誑か、扱は摩利支天の出現かと軍舌を不諫と云者なし、昔那須與市か扇の的を射、建武三年五月兵庫の和田崎の合戦に本間孫四郎重氏が掛鳥射たると、今日の松田か矢坪は例し少き事共也、日夜城を責ると云へ共城卒疾む氣色もなく、御方は日々に討れたれば、血は野草を染て落花地に吹布き、屍は山路に横て新に階級を築き、怪しかりし分野なり、去れば敵城を攻るに先三の利を議ると云り、第一には天心の助見、第二に地利を度り、第三に人和を察す、今此城の三利を考へ見れば、忠心不變鐵義未撓か故に天運不傾是一、地利險にして城郭堅し是二、人和一心にして死を必ずス是三なり、縦ひ漢・楚勢を一にして項羽・高祖が一時に攻寄たり共可落城に非ず、唯遠く圍く糧攻にせよ、若し急戰突兵を用ひば窮鼠返咬の謀か可爲と、遠責して控へたれば徒に月日は暮行ける、執事武藏守頼之數軍慮を傾け、其身は攝津の中島に陣を取り、山名伊豆守時氏を大將として和泉・河内所々に



遮て民家商家一字も不殘放火し、其後山名民部少輔氏清に諸國の軍勢一萬餘騎を屬けて敵を押へ、自然に頼を脱し衰慮に乗て敵を可攻討と下知して、同月廿日諸軍を率し京師を差て被討網、

三好別記 板飯森には連歌の會ありて、永義(長慶)・冬康・宗養・紹巴(はと)と列座す、三の折する時分に實休討死(永義五年三月五日)の注進状を永義に捧る、永義一見して懐中し、座を不動、色を不變、時に傍人「蘆間にまじる薄一村」と云々、座中つけわづらひしに、永義ふる沼の淺きかたより野となりて、ありしかば、諸人みな入興、冬康は古沼のと吟し出たされけると共に、珍重く「と云々、冬康は殊に歌道の達者にて、「いにしへをしるる文のあともろしすらすはくたる世、もしらしを」といへる歌をもよみたる人也、連歌はて、のち、實休討死の由を座中へ披露し、さためて敵を向あるへし、早く入洛せよとて宗養・紹巴以下の客を歸し遣さると云々、

四條畷の戰場は中河内郡枚岡南村大字四條より本地に及び、本地は楠氏一族陣歿の所なり。本地の中央なる四條といへる字地は、もと北四條村とも呼ばれ、枚岡南村の大字四條の下繩手とは、其の相距ること甚だ遠からず、南北に亘りて山際水涯の京街道に沿へり。されば當時北軍の將高師直・同師泰の兄弟は淀八幡の間に越年し、正平四年正月二日師泰は二萬餘騎を率ゐて堺に陣を取り、師直は翌三日の朝八幡を發し、兵六萬を分ちて生駒山の南・飯盛・外山及び四條畷の四ヶ所に配り、師直自ら餘軍を率ゐて其の後に陣し、三軍五所に分れ、烏雲の陣を爲して陰に設け陽に備えしとなん。生駒山の南は即ち枚岡南なるべければ、北軍の先鋒は京街道に沿ひ、進んで枚岡南に出で、後軍は當地附近にありしを知るべし。正行は北軍の來襲せんとするを聞き、吉野の行宮に至りて天顔を拜し決死の意を表

四條畷の戦

し來りて、中河内郡枚岡南村大字六萬寺の往生院に本陣を敷きけるに、敵已に其の陣容を整へてありければ、正月五日奮然として起ち、兵三千を以て進み、四條畷に敵の先鋒を撃ちて、京街道を押して北上し、援軍として差遣はされたる四條隆資をして飯盛山に向はしめ、其の身は師直の本陣を犯し、奮戦手づから數十百人を斃し、殆ど師直の頭を獲んとして終に擧ぐるを得ず、其の身も亦重創を蒙りて、遂に弟正時と交刺して死せり、時に年二十三。從兵皆自殺し、其他の宗族和田紀六郎左衛門及び二子・野田四郎及び二子・三輪西阿及び子・開住良圓・金岸兄弟・畠山與三・畠山六郎・河邊石掬丸・阿間了願、譽田某等二十三人、從兵數百人悉く戰歿せり。かくて南軍全く敗北し、楠氏の一黨殆ど全滅し、是れより南風竟に競はざるに至れり。

太平記 正行參吉野事

安部野の合戦は、霜月二十日の事なれば、渡邊の橋よりせき落されて、流るゝ兵五百餘人、無甲裝命を楠に被助て、河より被引上たれ共、秋霜肉を破り、曉の氷膚に結て、可生共不見けるを、楠有情者也ければ、小袖を脱替させて身を暖め、薬を與へて疵を令療、如此四五日皆勞りて、馬に乗る者にけ馬を引、物具失へる人には、物具をきせて、色代してを送りける、されば乍敵其情を感じる人は、今日より後心を通せん事を思ひ、其恩を報せんとする人は、體て彼手に屬して後、四條畷の合戦に討死をせしける、さて今年兩度の合戦に、京勢無下に打負て、畿内多く敵の爲に犯し奪はる、遠國又蜂起しぬと告げれば、將軍・左兵衛督の周章、只熱湯にて手を濯か如し、今は末々の源氏國々の催勢なんとを向ては可叶共不覺とて、執事高武藏守師直・越後守師泰兄弟を兩大將にて、四國・中國・東山・東海二十餘箇國の勢を被向ける、軍勢の手分事定て未一日も不過に、越後守師泰

は手勢三千餘騎を率して、十二月十四日の早旦に先登に着く、是を聞て馳加る人々には武田甲斐守・逸見孫六入道・長井丹後入道・厚東駿河守・宇津宮三河入道・赤松信濃守・小早河備後守・都合其勢二萬餘騎、淀・羽東使・赤井・大渡の在家に居餘て、堂舎佛閣に充満たり、同二十五日武藏守手勢七千餘騎を率して、八幡に着く、此手に馳加る人々には、細川阿波將監清氏・仁木左京大夫頼章・今河五郎入道・武田伊豆守・高刑部大輔・同播磨守・南部遠江守・同次郎左衛門尉・千葉介・宇都宮遠江入道・佐々木佐渡判官入道・同六角判官・同黒田判官・長九郎左衛門尉・松田備前三郎・須々木備中守・宇津木平三、曾我左衛門・多田院御家人・源氏二十三人・外様大名四百三十六人・都合其勢六萬餘騎、八幡・山崎・眞木・葛葉・鹿島・神崎・櫻井・水無瀬に充満せり、京勢如雲霞、八幡に着ぬと聞えしかば、楠帶刀正行・舎弟正時・一族打連で、十二月二十七日芳野の皇居に参し、四條中納言隆資を以て申けるは、父正成能弱の身を以て、大敵の威を碎き、先朝の宸襟を休め進せ候し後、天下無程亂て、逆臣西國より責上り候間、危きを見て命を致す處、兼て思定候ける歎に依て、遂に攝州湊川にして討死仕候了、其時正行十三歳に罷成候しを、合戦の場へは伴はて、河内へ歸し死殘候はんする一族を扶持し、朝敵を亡し君を御代に即進せよと申置て死に候、然に正行・正時已に壯年に及候ぬ、此度我と手を碎き合戦仕候はすは、且は亡父の申し、遺言に違ひ、且は武略の無云甲斐勝に可落覺候、有侍の身思ふに任せぬ暫にて、病に犯され早世仕候は、只君の御爲には不忠の身と成、父の爲には不孝の子と可成にて候間、今度師直・師泰に懸合、身命を盡し合戦仕て、彼等か頭を正行か手に懸て取候歎、正行・正時か首を彼等に被取候か、其二の中に戦の雌雄を可決にて候へば、今生にて今一度君の龍顏を奉拜爲に参内仕て候、と申しも致す、涙を鐵の袖にかけて義心其氣色に顯れければ、傳奏未奏せざる先に、まつ直衣の袖をぬらされける、主上則兩殿の御簾を高く捲せて、玉顏殊に麗く諸卒を照臨有て、正行を近く召て、以前兩度の戦に勝つ事を得て、敵軍に氣を屈せしむ、寂慮先憤を慰する條、累代の武功、返々も神妙也、大敵今勢を盡して向ふなれば、今度の合戦天下の安否たるへし、進退當度反化應機事は、勇士の心とする處なれば、

今度の合戦手を下すへきに非ずといへ共、可進を知て進ば時を爲不失也、可退を見て退ば爲全後也、鞍以汝股脇とす、愼て命を可全と被仰出ければ、正行頭を地に着て、兎角の勅答に不及、只是を最期の参内也と思定て退出す、正行・正時・和田新發意・舎弟新兵衛・同紀六左衛門子息二人・野田四郎子息二人・楠將監・西河子息・關地兵衛以下、今度の軍に一足も不引、一處にて討死せんと約束したりける兵百四十三人、先皇の御廟に参て、今度の軍難義ならば、討死仕へき暇を申て、如意輪堂の壁板に、各名字を過去帳に書連て、其奥に、

返らしとかれて思へば梓弓なき數に在る名をそとむる

と一首歌を書留め、逆修の爲と覺敷て、各髮髪を切て佛殿に投入、其日吉野を打出て、敵陣へとて向ける、

同 四條繩手合戦の事 上山討死の事

師直・師泰は、淀・八幡に越年して、猶諸國の勢を待調て、河内へは可向と豫しけるか、崎已に逆か寄にせん爲に、吉野へ参て暇申し、今日河内の往生院に着ぬと聞えければ、師泰先正月二日淀を立て、二萬餘騎和泉の境の浦に陣を取る、師直も翌日三日の朝八幡を立て、六萬餘騎四條に着く、此儘懸て相近付へけれ共、楠定て難所を前に當てそ相待らん、寄せては可惡、被寄ては可有便とて、三軍五所に分り鳥雲の陣をなして陰に設け陽に備ふ、白旗一揆の衆には、縣下野守を旗頭として其勢五千餘騎、飯盛山に打上て南の尾崎に控へたり、大旗一揆の衆には、河津・高橋二人を旗頭とし其勢三千餘騎、秋篠や外山の峰に打上て東の尾崎に控へたり、武田伊豆守は千餘騎にて四條繩手の田中に、馬の懸場を前に殘して控へたり、佐々木佐渡判官入道は二千餘騎にて伊駒の南の山に打上り、面に疊橋五百帖突並べ、足輕の射手八百人馬よりおろして、打て上る敵あらば、馬の太腹射させて、猶豫する處あらば直倒オシコロシに懸落さんと、後ろに馬勢控へたり、大將武藏守師直は、二十餘町引殿ひきくだけて、將軍の御旗本に輪違の旗打立て、前後左右に騎馬の兵二萬餘騎、馬回に徒立の射手五百人、四方十餘町を相支て、如稻麻打圍ふたり、手分の一揆互に勇

争て、陣の張密しければ、項羽か山を抜く力、魯陽か日を返す勢有共、此堅陣に懸入て可戦とは見えざりけり、去程に正月五日の早旦に、先四條中納言隆實卿大將として、和泉・紀伊國の野伏二萬餘人引具して、色々の旗を手に差上、飯盛山にそ向ひ合ふ、是は大旗・小旗兩一揆を籠へおるさせて、楠を四條暖へ寄せせん爲の謀也、如案大旗・小旗の兩一揆、是を斫り勢とは不知是そ寄手なるらんと心得て、射手を分て旗を進めて坂中までおり下て、嶮岨に待て戦んと見繕ふ處に、楠帶刀正行・舎弟正時・和田新兵衛高家・舎弟新發意賢秀、究竟の兵三千餘騎を率して、霞隠れより懸直に四條暖へ押寄せ、先斥候の敵を懸散さは、大將師直に寄せ合て、勝負を決せざらんと、少も疑議せず進たり、縣下野守は、白旗一揆の旗頭にて、遙の峰に控たりけるか、菊水の旗只一流、無是非武藏守の陣へ懸入んとするを見て、北の岡より馳下り、馬よりひたたくと飛下て、只今敵のましくら懸入らんとする道の末を、一文字に述て東西に颯と立渡り、徒立に成てそ待懸たる、勇氣尤盛なる楠か勢、僅に徒立なる敵を見て、何故か些もやすらふへき、三手に分たる前陣の勢五百餘騎、閑々と打て蒐る、京勢の中秋山彌次郎・大草三郎左衛門二人直前に進て射落さる、居野七郎是を見て、敵に氣を付しと秋山が臥たる上をつと飛越て、爰をあそばせと、射向の袖を敲て、小跳して進たり、敵東西より差合せて、雨の降様に射る矢に、是も内甲草摺のはつれ二所、篋深に被射、太刀を倒につき、其矢を抜んとすくみて立たる所を、和田新發意つと蒐寄て、甲の鉢をしたまかにつつ、打れて大居に倒れければ、和田が中間走寄て、首極切て差上たり、是か軍の始として、楠か騎馬の兵五百餘騎と、縣か徒立の兵三百餘人と喚叫て相戦ふに、田野ひらけ平にして馬の懸引自在なれば、徒立の兵汗馬に被懸觸、白旗一揆の兵三百餘騎、大略討れにければ、縣下野守も深手五所まで被て、叶はしと思けん被討殘たる兵と師直の陣へ引て去、二番に戦屈したる楠か勢を弊に乗て討んとて、武田伊豆守七百餘騎にて進たり、楠か二陣の勢千餘騎にて蒐合ひ、二手に颯と分て一人も餘さしと取籠る、汗馬東西に馳進、追つ返つ旌旗南北に開分れて、巻つ巻れつ互に命を惜まて、七八度まで揉合たるに、武田が七百餘騎殘少なに討るれば、楠か二陣の勢も大牛疵を被て矢に成てそ控たる、小旗一揆

の衆は、始より四條中納言隆實の駕て控たる見せ勢に對して、飯盛山に打上て大手の合戦を徒によそに直下て居たりけるか、楠か二陣の勢の戦ひ疲て麓に控たるを見て、小旗一揆の中より長時産九郎資宗・松田左近將監重明・舎弟七郎五郎・子息太郎三郎・須々木備中守高行・松田小次郎・河勾左京進入道・高橋新左衛門尉・青砥左衛門尉・有元新左衛門・廣戸彈正左衛門・舎弟八郎次郎・其弟太郎次郎以下勝れたる兵四十八騎小松原より懸下りて、山を後に當て敵を麓に直下して、懸合懸合戦ふに、楠か二陣千餘騎僅の敵に被遮、進かれてそ見えたりける、佐々木佐渡判官入道道譽は、楠か軍の疲足、推量るに自餘の敵にはよも日も懸し、大將武藏守の旗を見てそ蒐らんすらん、去程ならは少し道過し、迹を塞て討んと議して、其勢三千餘騎を率して、飯盛山の南なる峰に打上て、旗打立控たりけるか、楠か二陣の勢の兩度數尅の戦ひに、馬疲れ氣風して、少し猶豫したる處を見澄して、三千餘騎を三手に分て、同叩に時をとつと作て蒐下す、楠か二陣の勢暫支て戦けるか、敵は大勢也御方は疲れたり、馬強なる笠手に懸立られて叶はしと思けん、大牛討れて殘る勢南を差て引て行、元來小勢なる楠か兵、後陣既に破れて殘止る前陣の勢、僅に三百餘騎にも足しと見えれば、候へしと見る處に、楠帶刀・和田新發意未討して此中に有ければ、今日の軍に討死せんと思て、過去帳に入たりし連署の兵百四十三人、一所に奪々と打寄て、少しも後陣の破れたるをば不顧、只敵の大將師直は、迹に控て有らんと目に懸てこそ進みけれ、武藏守か兵は御方軍に打勝て敵しかも小勢なれば、乘機勇み進て打取んとて、先一番に細川阿波將監清氏五百餘騎にて相當、楠か三百騎の勢些も不滞、相蒐りに懸て面も不振戦ふに、細川か兵五十餘騎討れ、北をさして引退く、二番に仁木左京大夫頼章七百餘騎にて入替て責るに、又楠か三百騎騎勢を埋て直中に懸入り、火を散して戦ふに、左京大夫頼章四角八方へ懸立られて、一所へ又も打寄らす、三番に千葉介・宇都宮遠江入道・高參河入道、兩勢并て五百餘騎、東西より相近て手崎をまくりて中を破らんとするに、楠敢て破られず、敵虎韜に連て圍めば、虎韜に分れて相當り、龍鱗に結て蒐れば龍鱗に進て取ふ、三度合て三度分れたるに、千葉・宇都宮が兵若干討れて引返す、此時和田・楠か勢百餘騎討れて馬に

矢の三筋四筋射立られぬは無ければ、馬を踏放て徒立に成て、とある田の畔に後を差宛て、胡蘘に差たる竹葉取出して、心閑に兵糧仕ひ、糧を助てそ並居たる、是程に思切たる敵を取籠て討んとせば、御方の兵若干亡ぬへし、只後をあけて、おちば落せとて、數萬騎の兵皆一處に打寄て、取巻體をば見せさりけり、されは桶籠小勢也とも、落ば落へかりけるを、初より今度の軍に師直か頭を取て返り参せずは、正行か首を六條河原に曝されぬと被思食候へと、吉野殿にて奏し申たりしかば、其言をや耻たりけん、又運命爰に盡けん、和田も桶も諸共に、一足も後へば不退、只師直に寄合て勝負を決せよと、聲々に匍呼り、閑に歩近付たり、是れ見て細川讃岐守頼春・今河五郎入道・高刑部太輔・高播磨守・南遠江守・同次郎左衛門尉・佐々木六角判官・同黒田判官・土岐周濟房・同明智三郎・荻野尾張守朝忠・長九郎左衛門・松田備前次郎・宇津木平三・曾我左衛門・多田院の御家人を始として、武藏守の前左右に控たる究竟の兵共七千餘騎、我先に打取らんと喚き呼て蒐出たり、桶是に些も不慮して、暫息繼んと思ふ時は、一度に颯と並居て、鎧の袖をゆり合せ、思様に射させて、敵近付は同時にはつと立あかり、鋒を嚙て跳り蒐る、一番に懸寄せける南次郎左衛門尉、馬の諸膝離れて落る處に、起しも立す討にけり、二番に劣らしと蒐入ける松田次郎左衛門、和田新發意に寄合て、敵を切らんと差うつふく處を、和田新發意長刀の柄を取延て、松田か甲の鉢をばたとうつ、打れて鎧を傾る處に、内甲を突れて馬より倒に落て討れにけり、此外目の前に切て落さるゝ者五十餘人、小腕打落されて朱になる者二百餘騎、決立々々責られて、叶はしと思ひけん、七千餘騎の兵共、開靡て引けるか、淀・八幡をも馳過て京まで逃るも多かりけり、此時若武藏守一足も退く程ならば、逃る大勢に引立られて、洛中までも追着れぬと見えけるを、少も漂ふ氣色無して大音聲を揚て、蓬し返せ敵は小勢を師直爰にあり、見捨て京へ逃たらん人、何の面目有てか將軍の御目にも懸るへき、運命天にあり、名を惜まんと思はさらんやと、目をいら、け齒嚙をして、四方を下知せられるにこそ、耻ある兵は引留りて師直の前に控ける、斯る處に土岐周濟房の手の者共は、皆打散され、我身も膝口切れて血にましり、武藏守の前を引て、すけなう通りけるを、師直

吃と見て、日來の死言にも不似、まさなうも見え候者哉と、言み懸られて、何か見苦候へき、さらば討死して見せ申さんとて、又馬を引返し、敵の眞中へ蒐入て、終に討死してけり、是れ見て雜賀次郎も、蒐入討死す、已に桶と武藏守と、あはひ僅に半町計隔たれば、すばや桶か多年の本望、爰に遂ぬと見たる處に、上山六郎左衛門、師直の前に馳塞り、大音聲を擧て申けるは、八幡殿より以來源家累代の執權として、武功天下に顯れたる、高武藏守師直是に有と名乗て、討死しける其間に、師直遙に隔て、桶本意を遂さりけり、抑多勢の中に上山一人師直か命に代て討死しける所存何事かと尋れば、只一言の情を感じて、命み軽くしけると聞えし、只今桶此陣へ可寄とは不思議、上山閑に物語せんとて、執事の陣へ行ける處に、東西南北騒き色めきて、敵寄たりと打立ける間、上山我屋に歸り物具せん逗留無りければ、師直かきせなかの料に、同毛の鎧を二兩まで置たりけるを、上山走寄て唐櫃の緒を引切て、鎧を取て肩に打懸けるを、武藏守か若黨、鎧の袖を控て、是は何なす御事候ぞ、執事の御きせなかに候者を、案内をも申され候はてと云て、奪止んと引合ける時、師直是を聞て馬より飛て下り、若黨をばたと睨て、無云甲斐の振舞哉、只今師直か命に代らん人々に、縦千兩萬兩の鎧也共、何か惜かるへきぞ、このけと制して、いしうもめされて候者哉と、還て上山を被感ければ、上山誠にうれしき氣色にて、此詞の情を思入たる其心地、いはれとも色に現れたり、されば事の儀を不知して、鎧を惜みつる若黨は、軍の雜義なるを見て、先一番に落けれ共、情を感じる上山は、師直か其命に代て討死しけるぞ哀なる、加藤の事異國にも其例あり、秦穆公と申す王、六國の諸侯と戦けるに、穆公軍破て、他國へ落給ふ、敵の追事甚急にして、乗給へる馬疲れにければ、跡にさかりたる乗替の馬を待給ふ處に、穆公の舍人共馬をば引て、不來して疲れたる兵二十餘人、皆高手小手に縛りて軍門の前に引居たり、穆公自ら事の由を問給ふに、舍人答て申様、召し替への御馬を引進り候處に、戦に疲れ食に飢たる兵共二十餘人、此御馬を殺して、皆食て候間、死罪に行ひ候はんか爲に、生虜て参て候と申ける、穆公さしも怒れる氣色なく、死せる者は二度生へからず、縦三度生る共、獸の卑きを以て、人の貴きを失はんや、我れ聞く飢て馬を食

せる人は、必病む事有とて、其兵共に酒を飲せ薬を與へて、醫療を加られる上は、敢て罪科に不及、其後穆公軍に打負て大敵に囚はれ、已に討れんとし給し時、馬を殺して食たりし兵共二十餘人、穆公の命に代り戦ける程に、大敵皆散して、穆公死な逃れ給ひにけり、されば古も今も大將たらん人は、皆野をば軽く行ひ宥め、賞をば厚く與へしむ、若昔の穆公馬を惜み給は、大敵の圍を出給はんや、今の師直鎧を不與は、上山命に代らんや、情は人の爲ならずとは、加様の事をそ申へき、楠上山を討て其首を見るに、太く清けなる男也、鎧を見るに、輪違を金物に搦透したり、さては無子細武藏守を討てけり、多年の本意今日已に達しぬ、是を見よや人々とて、此首を中に投上ては請取、請取ては手玉について悦ぶ、楠が弟次郎走寄て、何にやあた首の損し候に、先旗の裨本に着て、敵御方の者共に見せ候はんと云て、太刀の鋒に指貫差上て是を見るに、師直には非ず、上山六郎左衛門が首也と申ければ、楠大に腹立して、此首を投て、上山六郎左衛門とみるはひか目か、汝は日本一の剛の者哉、我藏の御爲に無難の朝敵也、乍去餘に剛にみえつるかやさしさに、自餘の首共には混すまじきとて、着たる小袖の片袖を引切て、此首を押裏て、岸の上こそ指置たる、鼻田彌次郎膝口を被射、すくみて立たりけるか、さては師直未討れさりけり、安からぬ者哉、師直何くにか有らんと云聲を力にして、内甲にからみたる鬘の髪を押のけ、血眼に成て遂に北の方を見に、輪違の旗一流打立て、清けなる老武者を大將として、七八十騎か程控へたり、何様師直と覺る、いさ懸らんと云處に、和田新兵衛鎧の袖を引へて、暫思様あり、餘に勇み懸て大事の敵を打漏すな、敵は馬武者也、我等は徒立也、追は敵定て可引、ひかは何として敵を可打取、事の様み案ずるに、我等候へて引退く眞似をせば、此敵氣に乗て追懸つと覺るそ、敵を近々と引寄て、其中に是を師直と思はん敵を、馬の諸膝痛て切居へ、落る處にて細頸打落し討死せんと思ふは如何にと云ければ、被打殘たる五十餘人の兵共、此義可然と一同して、楯を後に引かつき、引退く體をみせたりける、師直思慮深き大將にて、敵の忻て引處を推して些も馬を動かさず、高播磨守西なる田中に三百餘騎にて控たるか、是を見て引敵と心得て、一人も餘さしと追懸り、元來剛なる和田・楠が兵なれば、敵の太刀の鋒の鎧の總角、甲の鐵二つ三つ打あたる程近付て、一同に嘯と喚て、礮打波の岩に當て返るか如く取て返、火出る程を戦ひける、高播磨守が兵共、可引歸程の隙もなければ、矢庭に討る、者五十餘人、散々に切立てられて、馬をかけ開て逃けるか、本陣をも馳過て、二十餘町を引たりける、

同

楠正行最期の事

去程に師直と楠とが間一町計に成にけり、是々願ふ處の敵と見澄して、魯陽二度白骨を連て、韓構に戦ける心も、是には過しと勇悦て、千里を一足に飛て懸らんと、心計は早りけれども、今朝の巳刻より申時の終まで三十餘度の戦に、息絶氣疲るのみならず、深手淺手負ぬ者も無りければ、馬武者を追攻て、可討探そ無りける、され共多の敵共、四角八方へ追散て、師直七八十騎にて控たれば、何程の事か可と思ふ心を力にて、和田・楠・野田・關地具圓・河邊石搦丸我先々々とそ進たる、餘に辭理なく懸られて、師直已に引色に見ける處に、九國の住人須々木四郎とて、強弓の矢つき早、三人張に十三東二伏、百歩に柳の葉を立て百矢をばつさぬ程の射手の有けるか、人の解捨たる籠竹尻籠箆を搦抱く計取集て、雨の降るか如く、矢坪を指て射たりける、一日春暖たる物具なれば、中と當る矢、筈深に立ぬに無りけり、楠次郎眉間ふえのはつれ射られて、拔程の氣力もなし、正行は左右の膝口三所、右のほう崎、左の目尻、筈深に射られて、其矢冬野の霜に臥たるか如く折懸たれば、矢すくみに立てばらかず、其外三十餘人の兵共、矢三筋四筋射立られぬ者も無りければ、今は是までそ、敵の手に懸るなとて、楠兄弟弟違へ、北枕に臥ければ、自餘の兵三十二人、思々に腹掻切て、上か上に重り臥す、和田新發意如何して紛れたりけん、師直が兵の中に交りて、武藏守に差違て死んと近付けるを、此程河内より降参したりける湯淺本宮太郎左衛門と云ける者、是を見知て、和田が後へ立回り、諸膝切て倒る所を走寄て、頭を搦んとするに、和田新發意朱を洒きたる如くなる大の眼を見開て、湯淺本宮をちやうと覗む、其眼終に塞りして湯淺に首をそ取られける、大剛の者に覗まれて湯淺慮してや有けん、其日より病付て、身心憊亂しけり

るか、仰けは和田か怒たる顔天に見え、俯けは新發意か睨める眼地に見えて、御靈五體を責しかば、軍散して七日と申に、湯淺あかき死にそ死にける、大塚掃部助平貞たりけるか、楠栖跡に有共しらて、放馬の有けるに打乗て遙に落延たりけるか、和田・楠討れたりと聞て、只一騎馳歸、大勢の中へ懸入て、切死にこそ死にけれ、和田新兵衛正朝は、吉野殿に參て、事の由を申さんとや思けん、只一人鎧一縮して歩立に成て、太刀を右の脇に引削め、敵の首一つ取て左の手に提て、東條の方へそ落行ける、安保肥前守忠實只一騎馳合て、和田・楠の人々皆自害せられて候に、見捨て落られ候こそ無情尊候へ、返され候へ、見參に入らんと詞を懸ければ、和田新兵衛打笑て返に難き事かとて、四尺六寸の太刀の具のきに血の着たるを、打振て走懸る、忠實一騎相の勝負叶はしとや思けん、馬をかけ開て引返す、忠實留れば正朝又落、落行けば忠實又追懸、追懸れば止り、一里許を過る迄互不討不被討して、日已に夕陽に及ばんとす、斯る處に青木次郎・長崎彦九郎二騎籠に矢少し射殘して馳來る、新兵衛を懸のけく射ける矢に、草摺の餘引合の下七筋まで射立られて、新兵衛遂に忠實に首をは取れにけり、惣し今日一日の合戦に、和田・楠が兄弟四人、一族二十三人、相順ふ兵百四十三人、命を君臣二代の義に留めて、名を今古無雙の功に殘せり、先年奥州の國司顯家卿安部野にて討れ、武將新田左中將義貞朝臣越前にて亡し後は、遠國に宮方の城郭少々有といへ共勢未振はされば、今更驚に不足、唯此楠計こそ都近き殺所に感を違くして、兩度まで大陣を靡かせぬれば、吉野の君も魚の水を得たる如く叡慮を令悦、京都の敵も虎の山に靠る恐懼を成しつるに、和田・楠が一類皆片時に亡びはてぬれば、聖運已に傾きぬ、武徳城に久しかるへしと思はぬ人も無りけり、

北條神社

北條神社は東方字宮谷にあり、もと菅原道真を祀りて、天満宮と稱せり。傳へいふ、昔京都北野に菅神の社を建て、天満大自在威徳天神と崇敬せらるゝと共に、數多の神像を刻し、漂着地に於て祭祀

すべしとのことにて、加茂川に流されたる神像の一は、本地の字ツノなる東明神の木に着したるを以て、之を同所に奉祀せしもの當社の初めにして、其の地は洪水の患ありければ當所に奉遷し、舊地を明神の森と呼びしが、今は開墾せられて畑地となれりと。明治五年村社に列せられ、同八年字飛升の村社八幡宮(品陀)を合祀して今の社名に改めらる。合祀せし八幡宮は創建の年月詳ならざるも、傳ふる所に依れば、鎌倉時代に男山八幡宮の分靈を勸請せしものにして、飯盛山城主崇敬して代々守護神と仰ぎ、其武運長久を祈りしと。徳川時代にありて本地は所領二分せられ、殆ど二ヶ村の觀を爲したるを以て、八幡宮は久貝領の産土神となり、當社は其の他の産土神となり來れり。境内は參百五拾八坪を有し數株の老松繁茂して社頭を蔽ひ、本殿の外に拜殿・繪馬所・土藏等を存し、末社に嚴島神社あり。氏地は本地全部にして、祭日は十月二十一日なり。

十念寺

十念寺は字神殿にあり、大念山と號し、淨土宗佐太派來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳坪を有し、本堂・長屋・門を存す。外に太子堂・地藏堂あり。

瑞玄寺

瑞玄寺は字神の東にあり、飯盛山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・玄關・茶所・土藏・長屋・納家・鐘樓・大鼓樓・藥醫門を存す。

教照寺

教照寺は字サガにあり、飯盛山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天保四年四月

二十二日の創立にして、紀伊國那珂郡調月村にありしが、明治三十三年六月二十六日當所に移轉せり。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷を存す。

本地村高八百四拾石四斗七升の内、四百參拾石八斗八升七合は元和元年より徳川氏代官の支配となり、其の四百九石五斗八升參合は同年間より麾下久貝因幡守正俊の采地たりしが、徳川代官の支配地は寛永十一年大坂町奉行支配地(興力知行)となり、元祿三年再び徳川代官の支配に歸し、寶永二年本多伯耆守正永の領地に轉じ、同氏相傳へて正規に至り、享保十五年駿河國田中城に移りて上地し、三たび徳川代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に換り、天保十一年四たび徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知に屬し、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締となり、同六月大阪府司農局の支配となる。又久貝氏の采地は同氏世襲して同久左衛門に至り、文久三年沒收せられて徳川代官の支配となり、同代官小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月廿二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第四區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まりて、同四月十三日其の三番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所管内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、

同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十六年二月二十八日八ヶ村聯合となり、同十七年七月一日第三十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字野崎

本地は古來讚良郡に屬し、もと山家郷にして、南條村と稱せしが、後分れて野崎・寺川の二村となれり、本地は其一なり(寛文四年の郡村帳に野崎・寺川の二ヶ村を記すれば分村は同年以前なるべし)。條理制當時に於ける三條に當れる所にして、四條・五條の南にあるを以て南條の地名を爲せしものならん。字地に蓮原・野崎といへるあり。舊郷名は和名抄に「讚良郡山家郷」と見ゆるもの是れなり。地勢は西方稍平坦にして、東方には山を負ひて諸木森然たり。

南條神社南條神社は字宮坂にあり、素盞鳴命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年四月神靈を寶頭神社に移し祀りしも、同十三年七月十五日舊に復して村社に列せらる。境内は八拾五坪を有し、本殿拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十一日なり。

寶頭神社は字寶頭にあり、市杵島姬命・素盞鳴命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は八拾四坪にして、本殿・拜殿を存し、末社に瘡神社・野神社あり。夏祭は七月十八日・秋

南條神社

寶頭神社

大坂府全志  
祭は十月二十一日なり。

一四三二

慈眼寺は字山之坊にあり、福聚山と號し、山城國綴喜郡井手村曹洞宗地藏院末なり。傳記亡びて開基創建詳ならざれども、印度波羅奈國大悲の聖蹟を模したるものと傳へ、寺前の小池を今もなほ波羅奈澤と呼べるを以て見れば、其の古刹たりしは殆ど疑ふべからず。本尊は丈三尺五寸の十一面觀世音にして、僧正行基の刻みし靈像と傳へ、其の名極めて著し。中世永く廢絶に歸せしを、一條天皇の御宇、難波江口の遊君嘗て病に罹りて和州泊瀬の觀音に詣でしより、靈夢に感じて更に當山に來り、參籠祈願すること七晝夜にして病惱頓に癒えしかば、寺の再興を企て、數年にして堂宇坊舎悉く成り、遊君は中興開基となり、本尊と共に其の像を堂に安置せらる。爾來靈佛の名四方に高く、來り賽するもの漸く多く、伏見天皇の永仁二年僧入蓮寺職となりて、法蓮の二たび衰頽せんとするを悲み、優婆塞秦氏と共に力を費せて修補し、當時建てし石塔婆今に残れり。永祿八年三好・松永兩氏の争亂に際し、兵燹に罹りて堂宇悉く灰燼となり、元和年中曹洞宗の僧青崑錫を此に留めて再興せしもの即ち今の伽藍是れなり。寺は飯盛の山脈西に馳せて更に一峯となりたる半腹に靠れて、封境は壹千四拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・廊下・茶所・浴室・土藏・鐘樓・門を存し、外に阿彌陀堂・藥師堂・羅漢堂・地藏堂・開基堂・觀音堂等あり。觀音堂は三十三所觀音にして、開基堂の後一段の高所なる九輪の石塔は君塚と稱し、江口の君の爲に建てしものなり。寺域は高所にあるを以て、遠景近色

の眺望に富み、特に春は櫻花の匂へる頃、秋は樹梢の紅葉して錦なす頃、無縁經を修しければ、賽者群集して立錫の地を餘さず、今は汽車の便あるも、昔は浪華津の老若にして寺に賽する者は、一は舟にて寢屋川を溯り、一は陸路を取り、兩者互に罵詈嘲弄するの例を爲し、是を稱して野崎参りと呼びしとならん。

即事

頼山陽

櫻樟軒舟杖岸横 兩三分隊上堤行 舟中堤上呼相答 十里孤燈夕照明

專應寺は字中道にあり、戸森山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛元年中宗祖見眞大師の直弟二十四輩の内第二十二番戸森唯信房の開創なり。河内志には、當寺に畫佛像あり、背面に「河内國讚良郡山家郷南條村專應寺常住物、永正十七年十一月二十四日書」と記せりと。境内は七百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・居間・土藏・鐘樓・門を存す。外に太子堂あり。

本地は元和元年より水野日向守勝成の領地となり、同五年松平下總守忠明の領地に轉じ、寛永十六年本多内記政勝の領地に換り、延寶七年松平日向守信之の領地に移り、貞享二年松平下野守忠平の領地に屬し、享保八年同喜十郎忠烈に至り、其の家絶えて徳川氏代官の支配に歸し、同九年松平甲斐守吉里の領地となり、同氏世襲して甲斐守保申に至り、明治二年六月上地せり、依て郡山藩の支配となり、同四年七月十四日郡山縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管



轄及び區畫の變遷は、大字北條に同じ。

### 大字 寺川

本地は古來讚良郡に屬し、もと山家郷にして、南條村と稱せしが、後分れて寺川・野崎の二ヶ村となれり、本地は其の一なり。字地に南尾崎・北尾崎・濱・寺川といへるあり。

大谷神社は字大谷にあり、大己貴命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は六百五拾壹坪にして、老松古杉森然し、本殿・拜殿を任す。氏地は本地一圓にして、秋祭は十月二十一日・夏祭は七月十四日なり。

大谷神社

十林寺は字北尾崎にあり、光澤山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・太鼓樓・門を存す。

十林寺

本地は元和元年より水野日向守勝成の領地となり、同五年松平下總守忠明の領地に轉じ、寛永十六年本多内記政勝の領地に換り、延寶七年松平日向守信之の領地に移り、貞享二年松平下野守忠平の領地に屬し、享保八年同喜十郎忠烈に至り、其の家絶えて徳川氏代官の支配に歸し、同九年松平甲斐守吉里の領地となり、同氏世襲して甲斐守保申に至り、明治二年六月土地せり、依て郡山藩の支配となり、同四年七月十四日郡山縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字北條に同じ。

轄及び區畫の變遷は、大字北條に同じ。

### 大字 龍間

本地は古來讚良郡に屬し、龍間村と稱す。字地に龍間及び經寺といへるあり。四面山を繞らし、岡陵起伏し、田圃人煙は其の間に散在せり。

龍間神社

龍間神社は字前田にあり、天忍穗耳命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は七百六拾壹坪にして、本殿の外に燈明所・繪馬舎を存す。末社に大神社・春日神社・住吉神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十一日なり。

住吉神社

住吉神社は字中谷にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命を祀れり。由緒は詳ならず。明治二年十一月龍間神社に合祀せられしも、同十三年七月十五日復舊して村社に列せらる。境内は四拾五坪にして、本殿のみを存せり。氏地は前社と同じく本地にして、祭日も亦十月二十一日なり。

龍光寺

龍光寺は同字にあり、經寺山と號し、肥前國彼杵郡長輪曹洞宗皓臺寺末にして十一面觀世音を本尊とす。敏達天皇の開基にして眞言宗に屬し、巍々たる巨剎なりしが、後頽廢せしを源賴朝之を修補し、元祿二年僧玄光再建して今の宗に改む。境内は五百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏・納家を存す。外に開山堂・禪堂あり。

稱迎寺

稱迎寺は同字にあり、無量山と號し、淨土宗佐太派來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百五拾九坪を有し、本堂兼庫裏・納家を存す。

龍間寺の址

龍間寺の址は中央字龍間寺にあり、寺は龍超山と號し、千手觀音を本尊とし、開創の年代は詳ならず。元祿年中僧玄光の中興にして、龍光寺と同じく曹洞宗皓臺寺末たりしが、明治五年廢寺となりて、址は田圃と化せり。

本地村高貳百拾壹石四斗五升五合の内、壹百五拾四石七斗四升五合は元和元年より水野日向守勝成の領地となり、其の五拾六石七斗壹升は承應三年より牧野佐渡守成親の領地たりしが、水野氏領は元和五年松平下總守忠明の領地に轉じ、寛永十六年本多内記政勝の領地に換り、延寶七年松平日向守信之の領地に移り、貞享二年松平下野守忠平の領地に屬し、享保八年同喜十郎忠烈に至り、其の家絶えて徳川氏代官の支配に歸し、同九年松平甲斐守吉里の領地となり、同氏世襲して甲斐守保申に至り、明治二年六月上地せり、依て郡山藩の支配となり、同四年七月十四日郡山縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。又牧野氏領は寛文八年徳川氏代官の支配となり、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預りとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に移り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず、是

に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の一番組に屬したるの外は、大字北條に同じ。

### 大字 中垣内

本地は古來讚良郡に屬し、中垣内村と稱す。字地に濱・垣外・溝代・井坪・若宮・山田といへるあり。

須波麻神社

須波麻神社は字若宮の上にあり、延喜式内の神社にして大國主神を祀れり。創建の年代は詳ならず。明治六年郷社に列せらる。境内は參百九拾九坪にして、本殿・拜殿・繪馬舎・倉庫等を存し、末社に稻荷神社ありて、老杉古松は社頭を繞れり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月二十一日なり。

善宗寺

善宗寺は字垣外にあり、金剛山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・太鼓樓・門を存す。

覺須寺

覺須寺は同字にあり、徹致山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏・太鼓樓・門を存す。

鳳字庵

鳳字庵は同字にあり、曹洞宗栗東寺末にして如意輪觀世音を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾參坪を有し、本堂兼庫裏・納家・門を存す。

本地は元和元年より水野日向守勝成の領地となり、同五年松平下總守忠明の領地に轉じ、寛永十六年本多内記政勝の領地に換り、延寶七年松平日向守信之の領地に屬し、貞享二年松平下野守忠平の領地に移り、享保八年同喜十郎忠烈に至り、其の家絶えて徳川氏代官の支配に歸し、同九年松平甲斐守吉里の領地となり、同氏世襲して甲斐守保申に至り、明治二年六月上地せり、依て郡山藩の支配となり、同四年七月十四日郡山縣に屬し、同年十一月二十二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の一番組に屬したるの外は、大字北條に同じ。

### 大字 深野

本地はもと深野池の池床たりし所なり。寶永元年大和川の轉鑿に依り、池水涸れて葦原となりしかば、同年京都東本願寺の僧光性本地を開墾し、深野新田と名づけて讚良郡に屬し、大坂難波坊舎の祠堂田となし、同五年徳川代官萬年長十郎・同櫻井源兵衛・同雨宮庄九郎・同雨宮源次郎の檢地を受け、之を三部に分ち、深野新田・深野南新田・深野北新田と稱す、本地は即ち其の深野新田にして、三新田の中央に位するを以て、一に深野中新田とも呼びしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字深野と稱す。字地に會所前・鳥羽家・野々宮・茶の木・太鼓田といへるあり。

兩皇大神社は西南字會所前のトの割にあり、天照皇大神・豐受大神及び菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年五月村社に列せらる。境内は參拾坪にして本殿のみを存せり。氏地は本地一圃にして、祭日は十月二十一日なり。

本地は寶永五年より徳川氏代官の支配となり、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、元治元年村高壹千九拾壹石六斗八升四合の内、參百九石參斗五升九合八才は京都泉涌寺の領となり、其の七百八拾貳石參斗貳升四合九勺貳才は依然徳川代官の支配たりしが、泉涌寺領は明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり(上地は明治四年正月)、徳川代官の支配地は、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の二番組に屬したるの外は、大字北條に同じ。

### 大字 深野南

本地はもと深野池の池床たりし所にして、大字深野・同深野北と共に開墾せられて讚良郡に屬した

るは大字深野の條に記せし所の如し。三新田中の南部に位するを以て南の字を附して稱せられ、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字深野南と稱す。字地に平野屋・三つ島・茶屋川・西谷川・東谷川といへるあり。

座摩神社

座摩神社は東方字平野屋のタの割にあり、阿須波神・波比祇神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年五月村社に列せらる。境内は四拾八坪にして本殿・拜殿・繪馬舎を存し、末社に稻荷社あり。氏地は本地及び中河内郡孔舎衛村大字河内屋南にして、祭日は十月二十一日なり。

本地は寶永五年より徳川氏代官の支配となり、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の一番組に屬したるの外は、大字北條に同じ。

大字 深野北

本地はもと深野池の池床たりし所にして、大字深野・同深野南と共に開墾せられて讚良郡に屬したるは大字深野の條に記せし所の如し。三新田中の北部に位するを以て北の字を附して稱せられ、明治

菅原神社

四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字深野北と稱す。字地に西の宮・角部濱・四軒屋・大畑前・生駒といへるあり。

菅原神社は南方字宮前の八の割にあり、菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年五月村社に列せらる。境内は壹百貳拾五坪にして、本殿の外に神饌所及び納家を存せり。氏地は本地一圃にして、祭日は十月一日なり。

本地は寶永五年より徳川氏代官の支配となり、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、慶應元年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同年六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、同七年四月十三日第三大區二小區内の二番組に屬したるの外は、大字北條に同じ。

大字	石高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 一日現在人口	大正九年十月 一日現在人口
北條	八〇・七〇〇	二五・八二〇	四三九	二七・一〇〇元	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇
野崎	二五・五〇〇	六・六三三	五二六	八四・八四六	五三五	五三五	五三五
寺川	二二・一五〇	六・三二六	四四三	七・七二四	五〇八	五〇八	五〇八

龍間	二二・四四〇	三三・六二六	五二	三三・五七	七七		
中垣内	五七・五〇〇	一〇九・〇〇一	六二	二六・二〇七	七七		
深野	一〇九・六四〇	一〇一・四三七	三〇	二九・五三〇	二六		
深野南	六五・八九〇	六六・三三三	二六	六五・六三六	三三		
深野北	六三・九四〇	六三・三〇一	一五	三三・五三二	三〇		
計	四、五八・六三七	九六・六三三	三、六四九	一、〇七・六七三	四、〇五〇	五、〇九	五、一三七

### 第二十九項 甲可村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、岡山村・砂村・葎屋村・南野村・中野村・清瀧村・逢坂村の七ヶ村は、従来團結の慣習あるのみならず、水利土功其の他離るべからざるの關係あり、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の甲可郷なるに依り、其の舊郷名を採りて甲可村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて讚良郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

### 大字 岡山

本地は古來讚良郡に屬し、甲可郷の内にして、一に須奈郷とも呼ぶといふ。もと北野村と呼びしが、後砂岡山村と改め、慶安二年分れて砂東・砂西・岡山の三ヶ村となれり、本地は即ち其の一にして、村名は岡山の名に依れり。字地に東山下・西山下・南山下・北山下・坪井及び奈良田といへるあり、河内志村里の條に「岡山屬邑一」と記せるは、此の字地の内の奈良田を指せるなるべし。舊郷名の甲可は近江の甲可郡の甲可と同一なり、近江の甲可郡は日本書紀天武天皇の條に鹿深に作れば、此の郷名も其れと同じく鹿深の文字を換へたるものにして、日本地理史料に記せるが如く鹿深氏即ち甲可氏の居りし所ならんか。鹿深氏の史上に見ゆるものには、日本書紀敏達天皇十三年の條に鹿深臣あり、日本地理志料には坂上系圖に甲可村主あり、東大寺天平勝寶三年の文書に甲可臣乙麻呂ありと記せり。平尾兵吾氏(大阪府史蹟調査委員 四條畷中學校教諭)の調査に依れば、舊村名の北野は南野・中野と共に條里制に因り、即ち條里制當時にありて、甲可郷は南より數へて六條・七條・八條に分れしを以て、方位上南部なる六條に南村・中部なる七條に中村・北部なる八條に北村の名を爲し、後其の南・中・北に野の字を加へて南野村・中野村・北野村に作れりといふ。又其の舊郷名の須奈といへるは、宇努造の祖須奈に因めるにはあらざるか、宇努造の祖は、姓氏録河内國諸蕃に「宇努造、宇努首同祖、百濟人須奈子富意彌之後也」と見ゆる百濟人須奈にして、須奈の居りし所なるより須奈郷の名を爲し、後の砂及び砂岡山・砂東・砂西などいへる砂は、何れも舊郷名須奈の換字なるが如くに思はるゝと共に、宇努連の宇努は復

た鷓鴣野邑の名に因めるにはあらざるか、鷓鴣野邑は日本書紀欽明天皇二十三年秋七月の條に「己巳朔、新羅遣使獻調賦、其使人知新羅滅任那、恥背國恩、不敢請罷、遂留不歸本土、例同國家百姓、今河内國更荒郡鷓鴣野邑新羅人之先也」と見ゆるものは是れにして、持統天皇の御幼名鷓鴣野讀良も同邑に因み、同天皇七年の條に見ゆる菟野大伴、天武天皇十二年の條に見ゆる菟野馬飼造の菟野も同邑に因めるなるべし。日本地理史料にいへるが如く、邑は其の地に停水ありて鷓鴣の棲みしより名づけたるものなりとせば、益本地附近たらざりしかの感を深からしむ。即ち本地より西南西に當れる南野・北條・野崎・寺川に亘りて深野池に沿ひし水邊は、多くの鷓鴣來り棲みしより鷓鴣野の地名を爲し、宇努連の如きも其の祖須奈以來引續き其の地に住したるを以て、宇努の姓を爲したるものなるが如くに思はる。尙後考を俟つにならん。

忍岡は中央にあり、俗に岡山といへり、砂岡山とも呼びしならん。其の麓を繞れる地は字東山下・同西山下・同南山下・同北山下にして、其の名は同山の下にあるより起れる稱なり。南山下に清泉あり、直徑拾八尺四寸深さ壹丈にして、清水噴出して四時温ることなく、里民の飲料水なり。而して岡は平地の間に隆起せる孤丘にして、龜の形を爲し、上部は平坦なり。一に本丸又は御勝山とも呼び、元和の役に徳川秀忠の來りて高橋孫兵衛の邸に宿陣せしとき、築山を設け井樓を置き木棚を繞らせし所にして、其の本丸又は御勝山の稱は其れより起れり。四方眼界を遮るものなく頗る風光に富める勝區にして、古詠あり。

忍岡

にして、古詠あり。

新後撰	待つ人になど語らばて時鳥一人しのびの岡になくらん	法印覺寛
新續古	忘れした忍の岡のは草のほつかなるよりもゆる思を	後押小路公忠
夫木	見し人も忍の岡の花すき靡くはまれく心地こそすれ	讀人しらす
自撰歌	雪消えぬほとこそあちの春の色をえやば忍の岡の若草	本居宣長
稻葉	尋ればや忍の岡の時鳥さつさまつまの音をやもらすと	本居太平

徳川秀忠の陣所址

徳川秀忠の陣所に充てられたる高橋家の邸址は、西山下にあり。同家は以前より本地に住したる舊家にして、同家の記録に依れば、其の先は天武天皇の皇子高市王に出で、後土御門天皇の御宇、高橋左近將監宗知は北野村・南野村・中野村の參千石を所領と爲せしが、弘治年中に至り三好氏に攻められて北野村のみとなり、永祿年中に至りて郷土となりしも、豊臣氏の支配となりて、文祿年中の早見甲斐守の檢地ありし際には、尙八百石を所有せしといふ。然るに慶長十九年冬の役の起るに及び、東軍方なる本田豊後守は十二月十一日同家來り、當主孫兵衛重久に就きて當地より大坂城に至るまでの道筋及び其の他を尋ね、孫兵衛は其の案内を依頼せられて、之が案内を爲し、忍岡のことを問はれて、同山は龜の姿を爲し、頭の東に向へる目出たき山なる旨を答へしに、豊後守はそは好陣所なり、今後尙事もあらんには案内せよとて、同月二十一日の朝同家を辭して歸りたるに、翌元和元年夏の役起る

や、本田豊後守は藤堂和泉守と共に四月二十八日先陣案内として同家に来り、同家を以て御陣所に充てらるべき旨を告げ、大坂までの道案内を爲すべく、且忍岡に築山及び井樓の築設を托せられければ、孫兵衛は大勢の人夫を呼び集め、五月三日より同五日に至る三日三夜に、山上に高さ貳間の築山を築き、其の上に高さ壹丈五尺の井樓を造り、尙山の廻りには柵を三重に結び、空堀を繞らし、附近の民家竹林は悉く取拂はれて、同家のみ残さる。かくて將軍秀忠は五月三日伏見より來りて同家を陣所と爲し、旗は庭前の男松に立てられ、附近の一帶は進み來れる諸軍勢の陣小屋を以て満たされしが、五月五日前將軍家球も星田より來り、築山の上なる井樓に上りて大坂城を眺め、孫兵衛には家康より大小・時服・紋付木杯、及び公膳所と書せる自筆の額面を賞與せらる。其の日は晩景より車軸を流すが如き大雨なりしも、六日の朝に至りて晴れければ、將軍父子は枚岡を指して進發せられ(家康は五月五日星田に至り、秀忠は本地に來り、六日家康は星田・秀忠は本地より發して、に京都を發して枚岡に向ふとせるは普通なりども、今同家の舊記に見ゆるまゝに記す)、孫兵衛は其の道案内を爲したるに、五月八日大坂陣中に於て將軍より褒美として太刀壹振・木杯壹個を與へられ、尙伏見城に來るべきの命ありしも、流矢・外れ玉等にて十數個所の疵を負ひて、伏見城に至るを得ざりしのみならず、後遂に之が爲めに逝去せり。依て孫兵衛は食邑の恩典に與らざりしも、同家は徳川家の由緒地となり、梁間貳間・桁行參間の建家に同貳間に貳間半の玄關付なる御座所の一棟は、鄭重に保存せられ、家康の自筆に成れる公膳所の額面は楣間に掲げられ、庭前の合圍に餘れる巨松は、旗懸松又は長久の松と呼ばれて翠

雨を漲らし、大坂城代巡見所の一に數へられしが、安政元年の大地震にて大破せる折から、同四年七月晦日の暴風雨に倒れて御座所を潰しければ、松は枯れしも、御座所は翌五年修復せらる。然るに隆盛なりし同家も、數代を経て家運漸く傾き、由緒ある其の御座所の維持も困難となりしを以て、孫兵衛重久より九代目に當れる孫兵衛友壽は、江戸に出で、幕府に出席したるに、天保二年十二月二十日白米壹千石の酒株を許可せられしかば、同家は造酒家の請に應じて鑑札を與へ、其の造酒家より料金を徴收することとなりて更に繁榮を極めたりしも、明治の後に至り酒株の廢止と共に退轉し、邸地の如きも他人の所有に移り、其の家屋は明治十年に取拂はれて、由緒の建物たりし御座所も影を沒し邸地は多く開拓せられて田圃となりたるも、前記公膳所の額面及び太刀・木杯其の他多くの舊記は、少しも散佚せずして保存せられ、又其の家運も當主孫十郎氏に依りて再び回復せり。(常主十郎氏は本籍國武庫郡本庄村大字青木に寄留せり)

忍陵神社

忍陵神社は忍岡の西部にあり、延喜式内の神社にして舊名は津梓神社なり、熊野大神・應神天皇・藤原鎌足を合祀せり。本殿のある所は前記元和の役に井樓の設けられたる築山なり。高橋家の記録に依れば、社は字坪井より此の忍岡に移されしものにして、字坪井は津梓氏の住せし所なりといへば、社は津梓氏の祭り初のしものなるかの如くに思はる。明治五年村社に列し、同四十四年十二月十八日大字砂字宮田の村社馬守神社(詳不)・同大字々中道の無格社大將軍社(大將軍)を合祀すると同時に今の社名

に改め、大正二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。合祀せられたる馬守神社には縁起あり、其の縁起に依れば、清和天皇の皇子貞純親王夷賊退治の詔を奉じ、大將軍として出征あるに際し、攝州住吉神社の末社馬守神に幣帛を捧げて逆徒誅伐の祈願を爲し、一戦にして兇賊を戮し給ひしかば、凱旋の後同神を勧請して、兵馬の守と崇め給ひしもの其の初めにして、神職山口氏は社に屬し來りしものなりといふ。同氏の累世奉仕せし所にして、砂村・奈良田・西山下の産土神たり。境内は壹千七拾四坪を有し、本殿の外に拜殿・社務所を存す。氏地は本地及び大字砂にして、例祭は十月十七日なり。

大正寺は同忍岡なる忍陵神社の北にあり、松風山と號し、岡山院と稱し、淨土宗清淨華院末にして阿彌陀佛を本尊とす。河内志には一名を讚良寺と記せり。圓光大師の直弟西仙房心寂の閑居せし所なりといへば、讚良寺の轉宗せしものならん。今も北方に當れる本地及び大字砂・豊能村大字小路の共同墓地には讚良寺の名あり。慶長・元和に於ける大坂の役には立退きて、本尊を一時生駒山中に埋めしことありといふ、中興は念譽上人なり。高橋家の菩提寺にして同家累代の墓あり。境内は五百九坪を有し、本堂・庫裏・支關・鐘樓・納屋を存す。外に觀音堂あり。

字坪井は坪井といへる清泉のありし所にして、部落の北部なる田圃中にある古井其れならんといふ。井は一に津梓の井とも呼び、其の邊は今も田地を耕作するに、古瓦の破片を出せりといへば、津梓氏の舊址ならんか。津梓氏の如何なる家系の人なりしかは明ならざれども、津梓神社は此の地より忍岡

## 大正寺

## 坪井

に移りしものなれば、社は津梓氏と關係あるものなるかの如くに思はる。坪井の名も或は津梓井の轉訛したるものにはあらざるか、後の精査を俟つ。

赤山は字坪井の上方にあり、一に行者山ともいふ、復た平地に隆起せる孤丘にして、忍岡よりも大にして高し。もと樹木なくして赤色の土露出せしことありしといへば、赤山の稱は是れより起り、行者山の名は、山上に行者堂のあるに依れり。今は松樹其の他の雜木繁茂すれども、其の東北部は樹木少し。行者堂のある所は東西拾參間・南北拾壹間・面積壹百四拾參坪の坦地を爲して、行者堂の外に庫裏を存し、今は大正寺の境外佛堂となりて、留守居僧之に住せり。堂には役小角を祀れるも、由緒は詳ならず。行者の參拜するもの多く、毎年九月十七日に大護摩を擧げられ、附近村落の若者集りて相撲を催し、行者相撲と呼ばれ、參詣者は四方より群集して雜鬧せり。而して山は忍岡を前にして攝河の平原を眼下にし、其の後背は一溪を隔て、飯盛・清瀧の連山を目睫の間に眺め、其の風光の美なるは附近に稀なり。

本地は寛永十年より徳川氏代官の支配たりしが、同十一年大坂町奉行の役知となり、元祿三年再び徳川代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年三たび徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に屬し、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十

## 赤山



日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十五戸役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 砂

本地は古來讚良郡に屬し、甲可郷の内にして、一に須奈郷とも呼びしといふ。もと北野村と稱せしが、後砂岡山村と改め、慶安二年分れて岡山・砂東・砂西の三ヶ村となれり。本地は其の砂東及び砂西の兩村たりしが、明治四年二月合併して單に砂村と稱す。村名の砂は已に記せしが如く舊郷名須奈の換字ならん。字地に東町・西町・横町といへるあり。

光圓寺は字東町にあり、金砂山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・門を存す。

妙法寺は字横町にあり、日蓮宗八品派本能・本興兩寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。

光圓寺

妙法寺

由緒は詳ならず、境内は貳百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。外に三光堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字岡山に同じ。

### 大字 蔀屋

本地は古來讚良郡に屬し、蔀屋村と稱す。里傳に依れば、もと大字中野と一村にして甲可郷に屬せしが、後分れて本稱を唱ふと。然れども記録の微すべきものなし。字地に在所の内・細工前・杭ヶ淵といへるあり。

本泉寺は字杭ヶ淵にあり、松扉山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。其の地はもと教光寺のありし所なり、同寺は當寺の末寺たりしが、明治三十年五月廿二日之を當寺に合併して、當寺は同年七月七日大阪市北區鳴尾町より其の跡に移轉せしものなり。其の沿革を釋ぬるに、本願寺六世巧如上人の四男法印權大僧都如乗の、嘉吉二年加賀國河北郡井家莊内の二俣村に建立せしもの當寺の起原なり、故に如乗を開基とす。本願寺八世蓮如上人は繼母の讒に依りて繼承のことにつき異難ありけるに、如乗は存如上人の遺命を以て繼母を諒し、以て蓮如上人を本山法主に立てしかば、當寺は芳契の筋目なり、他寺に準すべからずとて、同上人より眞筆の證文を與へらる。如乗に男子なし、故に蓮如上人の三男蓮乘當寺に入りて第二世となる。蓮乘亦女子のみにて男子なし、依て蓮如上人の

本泉寺

十六男蓮悟を其の女子に配して蓮悟は當寺の第三世となり、長享元年同郡若松郷に移り、其の息男兼興早世せしかば、蓮如上人の十男實悟當寺を繼ぎて第四世となりけるに、當時同國に兵亂ありければ、實悟は難を避けて當國茨田郡に來り、同郡土居村に清安寺を再興して土居坊と改め、天文元年顯如上人より古橋御坊を與へられて住したりしが、永祿八年同郡世木村に當寺を再興せり。其の古橋御坊に加州劍村より光明山願得寺を移したるも當時のことならん。息男教惠繼ぎて當寺の第五世となり、天正四年二月八日本願寺正院家の寺格を勅賜あらせられ、是れより世木御坊の稱起れり。文祿元年當國讚良郡菟屋村に掛所の建てられしは即ち舊教光寺にして、同三年大坂天滿樋の上町に轉じて、世木村の舊地は掛所となる即ち今の護念寺是れなり。然るに第六世實惠に至りて承應三年鳴尾町に轉じ、七世琢惠・八世常惠を経て第九世一惠に至り、享保九年の火災に罹りて堂宇悉く焼失しければ、同十五年檀徒の助力に依りて再建舊に復し、眞惠・達惠・達俊・達壽・嚴惠を経て第十五世嚴壽に至り、前記の如く本地なる末寺教光寺を合併して、其の跡に移轉して今に至る。境内は六百拾四坪を有し、本堂・庫裏・講部屋・茶所・土藏・鐘樓・太鼓樓・藥醫門・四足門を存す。

本地は元和年間より麾下久貝因幡守正俊の采地となり、同氏世襲して同相模守正章に至り、文久三年五月其の封を削られて徳川氏代官小堀數馬の支配に歸せしが、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年

正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十三戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 南野

本地は古來讚良郡に屬し、もと甲可郷の内にして、南野村と稱す、河内志には甲可南村と記せり。條里制當時の六條に當れる所にして、其の八條・七條の南に位置せしより此の名を爲せしは、大字岡山の條に記せしが如し。字地に瀧・畑・中津川・川崎・雁屋(一に菟屋に作る)・北出・南出・米崎・塚脇・木間といへるあり。四條村大字北條の東北に接して、西方は坦地なれども東方には飯盛の連山を負ひ、中に茶臼山・權現山・室山等の名あり。

室山は其の谷間に室池あり、往時氷室のありし所なりといふ。氷室は延喜式に「讚良郡讚良氷室」と見ゆるもの是れにして、室山・室池の名は氷室のありしより残れるの稱ならん。

室山  
氷室の址

室池は山中に於ける幽澗の口を塞ぎて池塘を爲せるものにして、之に中池・砂溜池の二池附屬し、其の東の谷に新室池あり。新室池は廣さ七町壹反壹畝歩(水深壹丈六尺餘)にして、砂溜池は壹町九反八畝歩(水深貳丈)・中池は壹町八反六歩(水深壹丈四尺)・室池は六町壹反參畝貳拾四歩(水深壹丈六尺餘)の面積を有し、共に本地及び中野・清瀧・菰屋四大字の灌漑用水なり。室池の設けられたる年代等は詳ならざれども、新室池は安政五年の築設なり、故に往來の室池に對して此の名を爲せり。同池の築設以前は室池の貯水に依りて四ヶ村に灌漑し、其の産米額は平年五千餘石を得たりしも、嘉永六年五月より八月に亘れる大旱に際して其の用水全く涸れ、同用水に依れる五千餘石の收穫は皆無に歸し、井水に依れる一部分の所に收穫を見たるも、其の收穫は僅に百石にも達せざりしかば、上村專右衛門(今の上河專三郎氏の曾祖父なり)に依りて新池の築設を企畫せらる。專右衛門は上郷村(今の上河村)の庄屋なり、用水の不足より來れる慘害の甚だしきを歎じ、如何なる旱天にも堪ふべき貯水池を設けて將來の安全を圖らざるべからずと爲し、其の場所を求めて當所に得、實地踏査に依りて計畫の成功を確信しければ、其れより一年間に亘りて關係村役人及び地主に之が經營を談すること七十回、更に實地の踏査に赴きしこと廿六回に及びしも、其の相談に與れるものは、何れも事業の過大にして、莫大の費用を投ずるも成功の望なきを想ひて、之に賛成するもの一人もなく、折角の辛苦も爲めに水泡に歸せんとしければ、專右衛門は安政元年十月四ヶ村役人及び大地主を集め、事業幸に成就せば諸氏と喜を共にすべきも、諸氏の豫想せるが如く萬一不成功

に終らば、予が私財を抛ち、之に次ぐに予が生命を以てせん、決して諸氏に負擔せしめざるべしと言明し、漸く其の同意を得て領主に出願したるに、堰留水流域關係村の反對起れり。堰留水流域關係村は各其の領主を異にせるが爲め、交渉に面倒なるのみならず、言を左右にして容易に肯せざりしかば、其の苦心は實に言語に絶えたりしも、對手に充分の利便を圖るべき旨の契約を爲して、安政四年一月末に至り、天の川筋に於ける十二ヶ村・寢屋川筋に於ける二十一ヶ村・外に新田六ヶ村・計三十九ヶ村の承認を得、同年二月十五日砂防方・川方役人立會の上實地檢閲を経て、同四月築設の許可を得、直に敷地及び山林の浸水部分の買収に着手せり。然るに其の敷地中には、關係村ならざる逢坂村・龍間村・上田原村所屬のものあり、之を買収するときは其の村の石高に異動を生じ、貢米に増減を來せるを以て、復た多大の苦心を重ねたるも、同年十一月領主及び地主の承認を得て、漸く買収の手續を終へ、同月より測量に着手し、同十二月十七日地鎮祭を行ひ、翌十八日より工事に着手せり。稀なる大工事なるを以て一般の人よりは其の成功を懸念せられたるも、斯道に經驗ある大和郡山藩士畦鋏吉之丞を雇ひ、同人を頭として工事に従はしめければ、工事は豫想の外に進捗し、同五年七月二十五日に至りて全部完成せしもの即ち此の新室池なり。工事中專右衛門は池側に起臥して之を監督し、其の家に歸りしは正月元旦の一日のみなりしが、築堤の成るに従ひて水は溜まり、竣成の日には満水して一大鏡面を呈しければ、專右衛門の喜びは勿論、領主を初の關係四ヶ村民の喜び一方ならず、領主は

同年十月直に其の功を賞して永世に苗字帯刀を差免し、關係四ヶ村民は進んで之が費用を負担せしのみならず、其の竣工したる七月二十五日を紀念して一般に業を休みて今に至る。而して其の築設に要したる費用は、鍬頭請負金七百四兩、諸經費銀貳拾七貫七百九拾壹匁にして、外に土運搬及び雜役夫壹萬四百拾參人なり。土運搬及び雜役夫は關係四ヶ村土地所有者の夫役として、田壹反に付三人・畑壹反に付六人の割を以て出し、鍬頭請負金は其の三分の一を領主より下附せられ、残る三分の二と諸經費銀の全部は、關係四ヶ村の地主に分賦せらる、當時關係四ヶ村の田地は壹百六拾五町步餘にして畑地は八拾五町四反步餘なりといふ。然るに同池成りし爲め用水に餘裕を生じければ、畑地は水田と變じ、棉作地も總て稻作地と化し、現今の灌溉反別は約貳百六拾町步に出で、産米額は八千石以上に上れり。是れ全く専右衛門の遺徳にして、其遺徳の源たる同池は山澗幽寂の境に碧水を湛えて、今も其の苦心の昔を語れり。

權現山は權現堂のありしより其の名を爲し、山に權現瀧あり。瀧を爲せるは權現川にして、水源を山間に發し、涼々たる溪水を集めて流れ、落ちて瀑を爲す、高さ五拾尺にして飛沫は四時に雪を吹けり。又茶白山は其の形に依りて此の名あるならん、一に水谷山ともいふ。一脈の山脚清瀧山より走り來れるの支峯にして、其の盡頭山嶺に起雲山龍尾寺あり。寺はもと十四五町許離れたる前記權現山下なる觀音山にありしが、後當所に移轉せり。舊地の山名を觀音山といひ、又其上なる山の名を權

權現山

茶白山

龍尾寺

現山といへるは、當寺所屬の權現堂・觀音堂のありしより起れるの稱ならん。本尊は十一面觀世音にして名匠春日の作なりと傳へ、丈三尺二寸の立像にして優秀の作なり、俗に茶白山觀音と呼ばれて其の名世に高し。寺記に依れば、僧正行基の開基にして、聖武天皇の勅願所となり、堂塔甍を駢べたる大伽藍なりしも、物變り星移りて、三好氏の隣峰飯盛に在城するに及び、三好氏は其の荒敗せるを見て出資再興して其の菩提所となし、供田若干を施入せし爲め、復興して法燈輝きしも、其の後兵燹に罹りて焼亡し、住職玄願は寺寶の龍尾を山城國の小鹽山常樂庵に預け、其の身は本尊を奉じて郷里なる伊賀國に歸り、後遂に死去せり。之れが爲め本尊は其の儘伊賀國に留りしが、當郷の人宗頓といへる夫婦のもの、同本尊の空しく他國にあるを歎じ、伊賀に至りて迎へ歸り、夫婦久しく奉仕せしは俚諺に謂ゆる藪中の宗頓坊是れなり。然るに其の後畑村なる彌勒寺の僧好雲は、由緒ある當寺の衰敗せるを悲み、同寺を弟子に譲りて、其の身は慈眼寺第四世嶺南和尚の弟子となりて改宗し、以て之が再興に着手したるも、造營の資乏しかりしかば、江戸に上りて領主三好備後守長富の家老菊池新兵衛を訪ひ、當寺再興の志を述べて援助を請ひたるに、同新兵衛は三好家祖先の菩提所なればとて領主に上申し、領主の容るゝ所となり、新兵衛は遣はされて好雲と共に當地に來り、奥山(同寺の舊地)の舊地は人煙を離れて人々の往來にも不便なればとて、地を口山(即ち現在の所をいふ)に相して、明暦元年再建成れり、即ち現在の所是れにして、寛文三年同家より砂地一頃を與へて僧舎に給し、新舊寺地たる奥山・口山

の山林地を施入して薪炭の用に供せしめらる。依て同寺は法燈再び輝き、好雲は志を達して中興となる。然るに無本寺たりしを以て、慈眼寺住職大真和尚のとき、籍を同寺に送りて其の末となり、以て今に至る。寺寶龍尾は已記の如く小鹽山常樂庵に預けられて久しく同庵にありしも、元文五年三月返還せられて當寺に所藏せらる、其の形蟠蜿として長さ五尺許り、末に劔に似たるものあり。傳へいふ、天平年間旱魃して里民苦しみければ、行基之を憐み、本地山間幽邃の池畔に座し、法華經を誦して雨を祈りしに、一天陰鬱として雲起り、大雨沛然として降り、山野悉く露ひ、里民愁眉を開きて喜び、翌日野に出れば龍尾の隕ちて竹藪に懸れるあり、依て行基之を收めて一字を創建したるもの、即ち當寺にして、山號・寺名は之に因り。尙同日に龍頭・龍腹ともに隕ちしかば、各其の地に寺を建立して龍頭寺・龍腹寺と名づけられたりしも、其の後兩寺は廢祀して、南峰に其の址を存せしといふ。境内は貳百六拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・土藏・納家の外に、觀音堂・地藏堂・歡喜天堂等を存す。而して寺は前記の如く支峰の盡頭にあるを以て、其の諸堂の邊に立ちて眸を放たんか、瀧山の清容と飯盛山の翠態を、東と南に近く目睫の間に仰ぎ、西北は畿内の平野に臨めるを以て、城・攝の連山を近く眺め、播・淡の翠黛を遙に望み、山麓より次第に遠く點々散布せる里落を俯瞰して、風光の美なるは宛然圖せるが如し。

## 古墳の址

寺の西麓に廣さ八畝歩許の水田あり、以前は荒地にして中に貳畝歩許の圓形を爲せる古墳あり、松

樹繁茂して其の大なるものは周圍七八尺に及びければ、森と呼ばれて兒童の遊ぶ所たりしも、其の古墳は之に觸るれば祟りありと傳へて、手を觸るゝものなかりしが、明治二十年の頃里人某なるもの其の荒地を開墾するに際し、此の古墳をも開拓しけるに、壹間角位の瓦焼の古棺現れしかば、中を檢したるに、白焼の壺と錆びたる古刀ありしといふ。然れども古記の徵すべきものなく、又口碑・傳説もなければ、其の何人の墳なりしかは之を知るに由なし。

御机神社は茶白山と一溪を隔てたる飯盛の山腰字オコリ地藏にあり、延喜式内の神社にして須佐之男命を祀れり。もと牛頭天王と稱して字宮谷にありしが、元龜元年今の大字清瀧字城の堂山に遷座し來りしも、其の地は慶長十九年大坂冬の役に際し、軍用の御手當場となりしかば今の所に轉座せり。以前は神職として上村家數代奉仕せしことあり、明治五年村社に列せらる。境内は五百八拾四坪にして長松落々たり、本殿の外に拜殿を存し、末社に水神社・藤木神社・神明神社・稻田神社あり。氏地は字瀧・同木間・同塚脇・同米崎・同北出及び大字清瀧の字城にして、秋祭は十月十七日に行はる。而して前記の神職を爲せしことある上村氏は、社を距ること二三町なる今の大字清瀧字城の上村專三郎氏の先代なり。同家の系譜に依れば、其の祖楠彈正忠正基は楠正成の庶族なり、正成に其の母の姓上村を繼がしめられて上村民部介正基と改め、楠氏の幕下となりて各地の戰に従ひ、其の子の正治を経て三代正教に至り、世を遁れて飯盛の麓に隠れ、六代正光(享徳三年二月死去)は字宮谷に住せしが、七代正信(享徳四年四月死去)に

至りて初めて當社の神職となりたるに、元龜年中即ち八代正保(元龜三年十月死去)のとき、當社は宮谷より堂山に遷座ありしといへば、同家の今の所に移りしも其の前後ならん。然るに九代正純(寶永十一年六月死去)に至り神職のみにては薄祿なるを以て、晒木綿の内職を始めて晒屋の名を爲し、改名して晒屋善右衛門と稱し、十一代正好(元禄十四年十二月死去)に至り神職を辭し、晒木綿を專業と爲して家運繁榮し、寶永三年上郷村の中野村を離れて一村となるに及び、十三代專右衛門は同村の庄屋となる。室山に新室池を築設せる上村專右衛門は其の十五代なり。邸は堂山の南にありて茶臼山の麓に接し、當社を東南に仰ぎ、飯盛山の一角は富士の如き形を爲して、其の全景は同家の庭園に取込められ、小亭に座すれば、其の檐端に翠徽の搖曳せる風致譬ふるに物なし、蓋し自然の山を其の庭景に利用せるの巧妙なる、此の如きは世に稀ならん。(大正九年十月八日)

住吉平田神社

住吉平田神社は御机神社の南、飯盛の山腹宇前堂にあり、住吉大神及び平田大神を祀れり。平田大神は平田氏の祖先(即ち三牧氏の祖先)を祀れるものにて、平田神社と稱し、平田といへる所にありしも、後何れの時にか當所の住吉神社に合祀せられて、今の社名に改めらる。平田神社は三牧氏の奉仕せる所なりしが、後住吉神社の神職も同氏の兼ぬる所となり、住吉平田神社となるに及びても、同氏奉仕して明治維新の後に至る。三牧氏の先代三牧八右衛門は、寶永年間領主三好家の代官となりて中津川原を開發し、三好家の陣屋を宇雁屋に構へて其の采地を守護せしが、三好家は深く住吉神社を崇めて南野村の氏神

と尊信せしかば、八右衛門は命に依りて社殿を修復し、天下泰平五穀成就及び三好家の武運長久を祈りしといふ。三牧氏の住吉神社の神職を兼ぬるに至りしも、是れ等の因縁あるに依れるものならん。

四條畷神社の建設に盡瘁せし三牧豊後翁は、即ち此の三牧氏なり、其の邸は今も嗣子三牧春太郎氏之に住して、社前礎下の左側に現存せり。而して社は明治五年村社に列せらる。境内は八百七拾九坪にして、樹木鬱茂し、現に保安林たり。本殿・拜殿・納家を存し、末社に神明神社・八幡神社・八坂神社・稻荷神社あり。氏地は宇畑・同中津川・同川崎及び同雁屋にして、祭日は十月十七日なり。

四條畷神社

四條神社は住吉平田神社の南なる飯盛山下にあり、贈從二位楠正行を主神として、楠次郎正時・楠左近將監正家・同人子息・和田新發意賢秀・和田新兵衛・和田紀六左衛門・同人子息二人・大塚掃部介惟久・畠山與三職俊・畠山六郎・野田四郎・同人子息二人・金岸某・同人舎弟・關住良圓・同人子息・三輪西阿・同人子息・河邊石擲丸・譽田某・阿間了願・青屋刑部等の殉難將士二十四人を配祀せり。山下は正行戰歿の地にして、其の墓のある所なるを以て、明治二十二年六月十七日大阪府は創建を出願し、同月二十九日特許ありしを以て、地を此に卜して本社を創建し、四條畷神社と稱し、同十二月十六日別格官幣社に列せられ、宮内省より壹千圓・宮家より參百圓・内務省より保存金壹萬圓・同建築費參千圓を下賜せられ、同二十日日本殿の竣工式を擧げ、越えて翌二十三年一月卅一日宮内省より神靈を大阪府廳に奉送し、同二月一日京都に御一泊あり、翌二日府廳に着御し、同四月五日神靈奉

納式あり、翌日より三日間鎮座祭を行はれて、茲に飯盛山下に一異彩を見るに至れり。同年十二月十六日例祭を二月十二日と定め、同三十年四月六日從二位を追贈せられ、同五月五日五百五十年祭を擧げ、幣帛料を下賜せらる。正行は正成の嫡男にして、後醍醐天皇の嘉暦元年に生まれ、二弟あり次を正時といひ、季を正儀といふ。延元元年足利尊氏の西國より來りて將に禁闕を侵さんとするや、新田義貞出でて兵庫に拒ぐ、天皇更に正成をして之を援けしむ、正成奏して曰く、賊新に九州の銳兵を收めて來る、我兵は已に疲れて且少し、宜しく車駕叡山に幸し、賊の京師に入るを待ち、畿甸の精英を萃め、夾撃して一擧に殲すべしと。然れども藤原清忠の爲に阻まれ、事の爲すべからざるを知り、兵五百を率ゐて京師を發し、攝津國島上郡の櫻井驛(島本村大)に至りて正行を召し、恩賜の寶刀を授け、遣訓して河内へ還らしむ。正行時に年甫めて十一、共に隨はんことを請ひしが、聽されずして河内に歸り、正成の遂に湊川に死するに及び、自害せんとして母に諫止せられ、爾後父の遣訓と母の慈誡とを服膺して、一意時機の到るを待ちしが、尊氏京師に入り、天皇を詣きて花山院に幽しまゐらせしかば、同十二月天皇には花山院より出で、賀名生に行幸し給ふに及びて、和田次郎等と之れに赴き、警衛して吉野の行宮に至る、同四年八月十六日天皇崩じ給ひしかば、二千餘騎を以て宿衛し奉り、後村上天皇の正平二年兵を出して住吉・天王寺を掠略して北軍を挑み、同年九月葛井寺に細川顯氏を破り、同十一月遠里小野に山名時氏の軍を蹂躪して之を淀川に擠し、志士をして大に意を強からしむるに至

りしが、翌正平三年の冬高師直の大擧して來り攻むるに及び、正時・正朝等の一族百四十餘人と神水を歎り、國難に殉せんことを誓ひ、十二月二十七日吉野の行宮に朝して天顏に拜訣し、先皇の御廟に謁して志を述べ、一族の姓名を如意輪室の壁に記して、辭世の歌を留め、鬢髪を剪り佛殿に投じて去り、同四年正月中河内郡枚岡南村大字六萬寺の往生院に本陣を敷き、同五日北軍を撃ちて大に戦ひ、正時と交刺して一族戦歿せしは、四條村大字北條に於ける同戰場の條に記せしが如し。爾來星霜五百有餘歲にして、正行及び一族の靈は此に祀られて、永く國家鎮護の社となれり。社域な高燥の區にあるを以て頗る瞻望に富めるのみならず、實測四千參百五坪の廣さを有し、社殿は流造檜皮葺にして構造閑雅を極め、拜殿・神饌所・繪馬所・神庫・祭器庫・社務所等の建物は前後に連り、四周には櫻楓を植ゑられ、南に征清紀念標建てらる、礎石は白花崗石にして三層より成り、上に高さ五拾八尺・重さ貳拾六噸の鑄標を置き、「忠勇報國遐迩具瞻」の八字を題す、明治二十八年西村捨三の全國教育家及び有志者に謀りて建てしものなりといふ、文字は金色燦然として遠くより望見せらる。社前は一線の賽路長く連り、兩側の樹木に挿まれて其の墳墓に達す。

四條 暖 懷 古

南 摩 綱 紀

天地否塞日失光 東魚西鳥空斷腸 櫻井遺訓深刻骨 臥薪嘗膽不暫忘 天顏咫尺泣拜訣 誓回天日熾射狼 不獲賊首授臣頭 齋

深鑄鐵一章 舉族直向四條暖 賊兵披靡虎追羊 獲首踴躍塞首進 三十餘合氣益揚 維時不利天耶命 刀折矢盡蒙歡創 皇天

## 楠正行の墓

后土臣事畢 乃以一死報君王 悠々五十五歲 名典日月爭輝燿 靈皇有詔贈盛位 輪奐翼々繼祠堂 君不見足利氏墳草茫茫  
志士鞭之罵猖狂 等持院像委腐蝕 壯士斬首棄路傍 天定轉人正邪彰 忠孝如公眞元良 上扶皇統下忠節 千古萬古植綱常

楠正行の墓は西南宇雁屋の小字庄田にあり、封境は壹千五拾四坪にして、中央に一株の老楠あり、枝葉四方に延びて方貳拾餘間に及び、鬱蒼として晷影を遮れり、其の下は即ち墳墓なり。其の戦歿は此の附近なるを以て、此に埋葬せしものなるべし。正行戦歿して南風振はず、北風頻に荒みければ、其の墳塋は壹畝拾參歩の除地に形ばかりの封土を存し、誰弔ふものもなかりしは悲惨の極なれ。傳へいふ、往時にありては一小碑を存したりしに、天正年中山城の人來りて新一碑を建て、且舊碑の左右に二株の若楠を植ゑたるに、其の成木するに従ひ兩側より舊碑を内に包みて連理の形を爲し、鈔隙より僅に之を見るを得たりしも、後には全く樹身に包容せられて新碑のみ樹側に建てりと。新碑は高さ四尺の自然石にして、東面に南無權現の四字を刻し、右に天正十二年・左に正月廿八日と鐫し、石垣之を繞れり。其の正行の文字なきは、足利氏を憚りて之を記するを避け、南の字を以て楠を表したるものならん。文化六年三月松生文齡なる者來りて、更に一碑を建設せり、碑は高さ六尺貳寸・幅參尺四面にして、正四位下檢非違使河内守楠氏碑と題し、四面に碑文を刻せり。碑文は村瀬栲亭の撰に成り、字數實に二千餘字を算し、當時彫刻料は一字毎に金壹朱を要せしと傳ふれば、其の巨資を投じたるを知るべし。同時に非常の特志家なるを想はしむるも、如何なる關係のありてを建てたるかは、前

者と共に詳ならず。之が爲の墓は僅に寂寞を破り來りたるも、前記の如く田圃中なる十數歩の地に過ぎずして、老楠之を覆へるを以て、其の墓なるを知るもの少く、従つて香花を供ふる者も稀なりしが、其の之を世に明にし、且其の靈を今の四條畷神社に祀るに至らしめしは、全く三牧豊後翁の力なり。翁は前記住吉平田神社の神主なり、其の顛末は翁の自筆に成れる四條畷神社創建書(編于三牧存 太田氏所藏)に詳なり。しかも未だ世に之を傳へしものなし、依て今同書の記する所を基礎として、其の徑路を叙せんとす。三牧氏はもと平田氏なり、平田氏に後醍醐天皇の牧師たりし三牧家の人養子となりたりしより、實家の姓を採りて三牧と改め、楠氏の手に屬して所々に奮闘したりといふ。正行討死の後はその神靈に仕へ、子孫相繼ぎて怠らず、三牧筑前に至りて社を墓側にて、隱居して専ら之に奉仕せんとの志ありしも、徳川時代たりしが爲め果さずして歿せり。翁は父の志を繼ぎて時機の至るを待ちしに、慶應の末に至りて王政古に復し、其の身は内侍所の守衛を命せられて、神威隊なるものを組織し、隊員四十七名を引率して上京することなりければ、我が宿志を達するの秋は來れりとなし、國學の大家たる矢野玄道に文案を託して、明治元年閏四月十二日左記の小楠社造立勅許の願書を辨事傳達役所に提出せり。是れ翁の建社運動に着手せし第一にして、當時の意思に此の墓地に建社の豫定なりしを知るべし。然るに同月十九日に至り追て沙汰すべき旨を達せられ、其の沙汰を待ちしも沙汰なきが爲め、同月二十八日更に書面を提出し、尙沙汰なきを以て六月十三日上京して出願し、十九日に至るまで逗留



して待ちしも、何等の沙汰なきを以て歸國したるに、二十九日に至り七月二日出頭すべき旨を達せられ、其の書面は七月二日自宅に到着せり。依て翌三日夜を徹して上京し、四日役所に出頭したるに、願書の日附を七月四日に訂正すべき旨を命せられ、直に訂正して掛役人福岡藤次郎に差出し、沙汰なきを以て同八日神祇官福羽文三郎に面會して歸途に就きしに、同日附を以て明八日出頭すべき旨の達あり。依て京都に住せる實家の兄鈴鹿長門守より矢野氏の門人三宅一馬を頼み、代理として出頭せしめたるに、大原左馬守の符箋にて、所屬府縣に可申出旨を以て却下せられければ、翁は一時落膽したるも、已むを得ざるを以て同月二十二日大阪鈴木町なる大阪府司農局に左記の口上覺を提出せしに、村役人を召出し、村方にて建社に異議の有無を尋ねられ、同月二十九日庄屋・年寄より苦情のなき旨を答申せり。かくてひたすら許可の來るを待ちしも、沙汰はなかりけり。依て八月二十日更に口上覺を提出したるに、なほ何等の沙汰なきのみならず、口頭を以て伺ひしに、小楠社造營の儀は本府より何れにか仰付けられたれば、是非なき次第なりとの口達なり。翁は大に驚き種々陳述し、かつ其の場所・氏名等を問ひたるも、當役所に於ても唯楠公血族の者なりと聞けるのみにて、其の委細を知らざれば、取調たる上にて沙汰すべしとのことなるを以て、已むを得ずして引取り、其の後度々口上にて之を伺へども分明ならず。同二年四月十三日に至り、十五日村役人差添印判携帶出頭すべき旨の指紙河内縣より來る、同縣は其の年正月二十日設置せられて南司農局より文書の引繼を受けたるなり。依

て出頭したるに、願書を却下せられしかば、如何にせんかと翁は心痛に堪へざりけり。同年八月二日又々管轄替となりて堺縣の治下と爲りしかば、更に九月十九日左記の口上覺書を同縣八尾出張所に提出せり。當時池島村に楠公社建立の出願を爲せる者の出でしは、其の往生院に公の首塚と傳ふるものあるが爲め、名譽の社を同地に置かんと欲したりしならん。同月二十一日同縣知事小川一敏廻村ありて檢分ありしかば、復た願書を差出したるに、古老の傳説等を調査して差出すべき由を述べらる。依て正行・正時の戦死場所は本地に相違なき旨を答申し、添ふるに文化六年に成れる楠公碑銘一組を以てせり。然るに其の碑銘は新しきものなるを以て證據と爲し難ければとて、更に知事の直筆にて四條村西光寺の正行戰場跡・雁屋村法念寺討死の舊蹟、及び中振村耶從の菩提所の調査を命じ來れり、蓋し此の西光寺及び法念寺は各其の傳説あるに依れるなるべし。依て翁は直に之が調査に着手し、五日間にて終了し、十月八日其の始末を書面と言上にて報告すべき旨を答申せり。其の報告の如何なるものなりしかは、同書に見えざるを以て之を知るに由なし。此の調査中、翁は同村年寄木村重右衛門宅の古帳面に「雁屋村楠塚之儀者舊記に委細認め有之は、武器一件は此に埋め、實の正行殿は八町東丑寅にて葬之、唯今稻荷山と申傳也。和田家墓は楠道具より是亦六七町東に當り、米崎村之内古塚所あり、堂山」と記載せるを發見せり。稻荷山は周圍約參四拾間・高壹間半の封土にして、大石を以て積み重ね、上に稻荷の小祠ありて雜木繁茂し、全く一箇の古墳にして楠公時代のものにあらず。然るに其の

年に暮れて、翌三年正月十三日翁に對し十四日在宅すべき旨を命じ、小川知事は大參事同道にて來村ありて忠右衛門方に止宿し、十五日舊蹟を案内させて、稻荷山をも檢分せられしに、こは山の開き残りにて墳墓にあらず、楠公塚は彌雁屋村に相違なければ、此の旨伺出づべき旨を述べて同日歸縣せられしかば、翁は稍安心したりといふ。其の際楠の大木はもと石碑の兩側に一株宛植ゑたるに、後成木して一樹となりたるものなれば中心に石碑を抱き居る旨、古老の語れるが儘を翁より言上し置きたるに、同月十八日翁に對し只今出頭の通知ありしかば、直に出頭せしに、知事より其の楠木の抱き居る石碑を調査すべき旨を達せらる。依て翁は其の夜歸宅し、翌十九日庄屋忠右衛門と相談の上、大工を伴ひて至り、調査すれども一向分らず、強て再三調査すれども、とんと其れらしき物に行當らざるのみならず、いつも其所に至れば大風起り雨雪さへ加はり、神慮の程も恐ろしくなければ、遂に之を中止せり。依りて何か他にならんかと文化年中に建てたる石碑の下を掘りしに、長さ壹尺八寸・横壹尺四五寸の石棺あり、蓋石の裏には、中央に楠公正行靈・右に文化六年秋九月・左に松生文齡造立、内蓋の裏に神鏡一面、右に楠公兆域奉納・左に奉書寫大乘妙典一部・願主源員盈敬白とし、朱印を加へて彫り、神鏡は徑凡二寸にして、裏面に「楠公兆域奉納文化第六春造之」と三行に之を刻せり、尙經文軸木は八本ありたれども水に浸りて腐朽せり。即ち二十三日右の結果を報告したるに、山田大參事承られ、追て沙汰すべき旨を述べらる。其の後庄屋忠右衛門に始末を尋ねられしかば、同人より翁

に出頭して答申すべく談じ來りたるも、小兒三人痘瘡の爲め延引して、二月二十三日出頭したるに、知事・大參事共に不在なりしを以て、更に三月八日出頭し、口上書を以て之を上申し、且早々建社の儀を願ひたるも、當時知事は救助米一件にて取込み居られしが爲め、いつも要領を得ざりしが、八月二十日同知事は其の職を去りて税所知事となる。此の去られし小川知事は、是れより先明治二年二月を以て左に掲記せる楠公社造立の議を其の筋に建言したりといへば、同知事の在任永かりしならんには、小楠公社の建立も今少し早かりしなるべきに、其の救助米一件にて罷められしは、翁の運動に對しても打撃たりしといはざるべからず。新知事となるや、翁は十月三日・同十日更に書面を提出して之を促したるも、一向に埒明かず、翌四年正月二十日復た出頭せり。然るに願書中文句の宜しからざるものあればとて却下せられたるを以て、同年三月十二日訂正の上再び左掲の口上書を提出せり。當時小楠公は已に湊川神社に合祀せられしを以て、當地にも小社を建て、且新に和田源秀の墳墓にも小社を建てんとしたるなるべし。然るに其の後は出頭毎に口頭を以て之を促せしも、いつも追て沙汰すべしとのみにて、千篇一律効果更に擧らず、荏苒歲月を經過せる内、同七年に至り願意は聞届けられ、公然墓地の營繕を爲すべき旨を區長に達せられければ、翁の歡喜譬ふるにもなく、取敢へず從來の墓地は狭少なるを以て、有志相寄り耕地八畝貳拾壹歩を寄附し、尙狭少なるを以て翌八年更に貳反參畝歩を寄附して、東西參拾壹間・南北參拾四間に擴張營繕したるもの是れ現在の瑩域なり。同九

年十二月十五日從三位を追贈せられ、翌十年二月先帝陛下の當國道明寺に巡幸あらせらるゝや、同月十七日式部寮七等出仕多田好問を勅使として、金幣料金拾五圓・祭祀料金七圓五拾錢を下賜あらせらる。依て社號の御沙汰はなきも、勅裁の社格と同様に心得て、下賜の金額は之を保存して春秋祭祀の資に供し、又一面に於ては是れより先明治八年四月より有志の寄附金を募り、縣令に請ひて更に一大碑を建設せり。碑は最下に高さ五尺・拾八尺角の自然石を据え、更に高さ四尺に九尺角の中臺を置き、其の上に建てたる高さ拾六尺・五尺角の巨碑にして、生駒山より切出せるものなり。同十年十二月に至りて竣功し、翌十一年一月建碑式を舉行せり。題するに「贈從三位楠正行朝臣墓」の十字を以てし、故大久保利通の揮毫に係れり（因にいふ、書は明治八年二月大阪會館終了の翌十三日、縣令松尾及及び五代友厚の諸子等伴ひるものは其の後東京霞ヶ關の本邸に於て書換へられたるものなり、其の令息たる大久保前府知事は當時十三歳にして、揮毫の際に指頭を以て其の紙端を押へらしといふ、古市村に於て揮毫せられたるものには左衛門尉楠正行朝臣墓とあり、今は稅所子爵より傳はりて奈良市元林院町の田村末吉氏之所藏せり、畫箋紙に書せられ墨痕淋漓、長さ一尺餘、幅一尺餘、今に稅所子爵より傳はりて縮尺にて六尺三寸、予の同氏宅を訪ひて實見したるは大正七年三月十三日なり）、其の費用は壹萬圓以上に出しといふ。此に附記すべきは前記稻荷山なり、小川知事檢分の後、其の稻荷社は住吉平田神社境内に移轉し、樹木は伐採せられて荒地たりしが、此の碑の臺石にせんとて其の山の石を採りたるに、下より石棺現れければ、大に驚き、直に其の旨を届出で、稅所知事臨場調査せられたるに、石棺の外祝部土器を出したるのみにて副葬品もなかりしかば、元の通り埋め置く可き旨を命せられ、舊形に復して官有地たりしも、其の後同村安井藤太郎氏に拂下げられ、同氏再び發掘して石棺は其の庭前に持歸り、封土は全

く畑地と化せり（翁の同記にいふ、何人かの墳墓なりん、歎すべし、或は古墳の上に一時楠公を葬りたるやも計り難しとの話もあり、地に字細あり、畑は泰なるべし、されば狗・巨。然るに建社の許可は容易に至らざるのみならず、同十四年一月廿九日稅所知事は其の職を去り、尋で同縣は廢せられて大阪府の管轄に移り、同府建野知事は已に湊川神社に合祀せられたる上は、別に建社の要なしとの意見なりしなりけん、之が許可を出願するも遂に何等の沙汰あらざりかば、翁は有志と闘りて茶所の建設に着手し、同二十一年七月竣功せり、現在の茶所是れなり。尙一面に於ては當時已に同列の武將は遺漏なく社號の宣下ありければ、たとへ湊川神社に合祀せられたりとはいへ、其の遺骸を埋めたる此の地に建社なきは、盛時の闕典なるにより、四條畷神社々號宣下の出願を同二十二年二月十五日（大阪府の創立願書は六月十七日付なり）を以て提出せり、社名は國學者敷田年治の撰なり。當時の郡長俣野景孝も亦夙に此の舉を賛しければ、反覆理由を具して副申せり。かくて時機の至るを待ちしに、翌三月知事の更迭ありて西村知事となり、同知事の盡方に依りて建社の議は急速に進展し、社地の撰定を行はれ、從來豫定したる墓域は風景等も宜しからざればとて、出張宮内官は現在の飯盛山下に社地を定め、同年六月二日建社の特許ありしかば、翁を首め有志者は其の敷地に當れる各自の所有地を寄附し、社殿建設せられて別格官幣社に列せらる。依て翁の二十有餘年間に亘れるの苦心も初めて貫徹し、墳墓の修理・神社の建設宿志兩舉せしのみならず、國民の師表たり模範たる正行の誠忠は、表彰せられて遺憾なきに至れり。

乍恐奉願上候口上之覺

兵庫には楠正成頼祠建立之儀勅許相成候様傳聞仕歡喜之至奉存候、就ては私氏子地蒞屋村に楠正行朝臣之墳墓現存仕候事故當地へも小楠社を創建仕度同志共喝仰仕居候間此段御諒察被爲遊何卒早々勅許被遊候様御到成被下置候は、重々難有奉存候、恐惶謹白  
慶應四辰年後四月十二日  
河内國讀良郡南野村住吉大明神主

三 牧 豐 後 印

辨事傳達御役所

口 上 覺

別紙願書の通去辰年閏四月十二日辨事御役所へ奉願上候處、同七月九日御附紙にて願書御下げに相成申候、依て同月廿二日大阪府南司農局へ奉願上候處、村役人御召出之上故障の有無御尋に相成、則故障無之由書附を以て奉申上候處、追而御沙汰可有旨被爲仰聞差相居、其の後八月廿日窺出候處、又追而御沙汰と被爲仰聞差相居候得共、何の御沙汰も無之故、當二日廿二日又候窺出候處御本府より何れの方へ歎造立之儀被仰付置候間近々造立相成候様被仰聞候へ共、當地へは爾今何之御沙汰も無之、尤も別紙願書者四月十五日御下に相成、社號之儀は別段可願出旨被爲仰聞候得共、其比私病氣にて差相居候處、河内郡池之島村へも楠公社造立相成候様傳聞仕歡喜之至奉存候、就而者御出役の不願恐別紙御附紙の儘奉再願候間、何卒願之趣御聞濟被成下候は、重々難有仕合に奉存候、以上

明治二己年九月十九日

南野村神主 三 牧 豐 後 假 名 文 吾 印  
庄 屋 忠 右 衛 門 印

堺縣御出役所

乍恐奉願口上書

河州讀良郡南野村平田社住吉大神

神 主 三 牧 豐 後

一私氏子地蒞屋村に楠正行朝臣の墳墓現存に付、慶應四辰年當地へは小楠社御造立勅許相成候様奉願上候處、御調之上私へも去巳年十月より取調被爲仰付、去午五月迄所々段々取調候處、全・正・正時兩公討死之地にて墳墓も當地に相違無之様被爲仰渡急々御立相成候哉と雖有差相居候得共、御沙汰無之故去午十月奉窺候處、楠公社之儀、兵庫に限り小楠社も兵庫へ合祭相成候様被爲仰渡歡喜之至奉畏候、就ては上には兵庫へ合祭被遊候へば、當地の儀も由緒有之を以て下々有志之輩多力を以て小楠社造立仕度奉存候、此段伏而奉願上候、  
一同村塚脇村之南に和田源秀之墳墓有之、右は古昔より俗に齒神と唱へ信仰致來候に付、此地へも小楠社造立仕度奉存候間、何卒出格之思召を以て御聞濟被爲成下候は、重々難有奉存候、以上

明治四年三月十二日

右 三 牧 文 吾 印

前書之通相違無御座候に付乍恐奉願印仕候、以上

右村庄屋 忠 永 印

堺縣御役所

小楠社建設之建言書(此の建言書は小川一敬より豊後河内郡南野村に傳り、田中一敬の手記を以て同家に傳へしものなり)

謹而建言仕候、河内國澁河郡太子堂村に物部守屋之墓現存候、いつの世誰人の建候哉、自然石に守屋大臣墓と彫付有之候、今度神道御興隆之御時節に候得ば何卒神號御贈相成所儀に奉存候、自然其儀不被爲叶候、石塔に御號御贈相成石の玉垣御清營にて

相成度奉存候、

同國石川郡水分村に建水分神社現存候、此社は延喜式内にて候、扱正成公誼之地にも近く御座候、楠家代々生神にて有之由、其の因以て正成公御討死間もなく、水分社内に後醍醐帝より小祠御建立正成之木像を安置させられ、南木大明神と被稱候由に御座候、南朝より特に御崇奉有之正一位を被授、額を正行寄附其額文「剝落候得共、裏面うるし書左の通寶居申候、

延元二十丑四月二十七日被奉授御位訖

同五年庚辰卯月八日題額草創之

左衛門小尉楠正行

右古額は損じ候に付、寶永中兵中より菅室亞相繼の御筆を頼ひ、古額の形を摸して現今華表にかゝげ有之候、

又社の社より二三、隔たり正成公誕生之地と口碑に傳候箇所有之、其處には僅三尺四方位の一小祠有之、大將軍と稱候て楠公を祭來候由申傳候、神體は鏡の由に御座候、

其外千早城址にも楠公墓とて五輪之塔有之、河内國四條村往生院の傍にも一塔有之南無阿彌陀佛と大字に有之、其下に從五位上楠朝臣正成とまで讀候へとも、其以下は湮滅して不可讀候、

今度兵庫にては楠社遺營被仰出候處にては水分社内の南木社を本社と被定、兵庫にては矢張南木神社と被稱度候、尙又石川郡水分村水分社内の楠木社を被列度候、何卒貴官より御出向にて南木社に奉幣、大將軍社と首塚（觀心寺）とには御拜のみにて有之度奉存候、尙首塚の方は一段の莊嚴を加へ被遣度候、大將軍祠も相叶候へばせめては六尺四方位の社にては相成度候、併し御多端之節に御座候へば首塚の方計にても御手輕く莊嚴可被加候、

扱四條暖は正行戦死之處に候、正成之社兵庫にて造營被仰出候上は、正行社も四條暖邊にて其地を被下一社御造營小南木神社と

被稱度候

右取括申上候へば

- 一、守屋塚の一條にて
- 一、南木社奉幣等にて
- 一、小南木社御新建の事
- 一、兵庫にては南木神社と被稱度事

右四件御採用相成候へば管轄地中之義に付別て雖有仕合に奉存候、誠恐誠惶頓首謹言

明治二年己二月

堺縣知事 小河一敬 再拜

神 祇 官

新建小楠公碑記

河内國讀其郡飯盛山西、有村曰南野、老樟一株鬱蒼拂天、其下爲小楠公墓、前年新建碑、照曰贈從三位楠正行朝臣之墓、贈右大臣大久保利通公所書、而建之者堺縣令稅所篤君、應人民之請也、先是有小碑、題南無權現四字而已、且兆域狹隘、祀事不行、民相議曰、是非所以虔事公也、屢請諸官、君始至允其請、曰事關名教、不可緩也、命屬吏督役、民十來就役、咸曰宜增營兆域、會得大石於龍岡、幅五尺長三倍之、山距墓遠且險、用工數百人、閱月廿餘、創明治八年四月、至十年十二月竣功、規製宏壯、實爲曠代之偉舉矣、夫公之忠孝大節、赫々在天壤間者、固不關碑之有無、然親與此舉者、豈可默止哉、因紀其概略、以告後人、

明治十三年一月

堺縣大書記官 吉田豐文撰

吉野詮遺 楠正行の墓所にいかなる者のわきにつ有りけん書きつけたる、

楠の勝のしるしを來て見れば誠に石となりけるかな

法念寺

法念寺は字雁屋にあり、寂靜山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾九坪を有し、本堂兼庫裏・太鼓樓を存す。外に二字の地藏堂あり。

三好氏陣屋の址

三好氏陣屋の址は字雁屋にあり。氏は徳川氏の麾下にして、其の此に陣屋を建てしは、寛永年間三牧八左衛門の代官たりしときにあり。爾來同氏繼承して同時之助に至りしが、明治元年其の采地と共に沒收せられて、同三年之を毀てり。面積貳百四拾五坪の坦地にして、今は民有宅地となる。

和田源秀の墓

和田源秀の墓は字塚脇にあり、廣さ四百五拾壹坪なり。源秀は正遠の二男正朝の弟正興なり、幼時滿仁王丸と稱し、稍長じて八尾別當顯幸の法弟となり、和田新發意源秀(一に賢秀に作る)といひ、正平三年正月楠正行と共に北軍を四條畷に邀へて、大に高師直と戦ひ、屢之を破りしも、遂に一族従兵と共に戦死せり。墓はもと邑の森下某の有に屬し、壹畝貳歩の地なりしが、明治八年四月有志のもの貳畝貳拾歩を寄附し、明治三十年正行の五百五十年祭を行ふに際し、其の費中より隣接地を買収して之を擴めて現域となれり。碑あり、天保二年九月浪華の人永田友之の建てし所にして、高さ五尺許、基石二層にして花崗石を以て成り、石柵を繞らし、松樹之を護れり。碑面には「和田源秀戦死墓」の七字を勒して、裏に左の一句を刻せり。

むかし問へばすゝき尾花のあらしふく

西明寺

西明寺は字塚脇にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾七坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

正願寺

正願寺は字木間にあり、清瀧山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參坪を有し、本堂・庫裏・廊下・太鼓樓・門を存す。

西敬寺

西敬寺は字米崎にあり、甲可山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

彌勒寺

彌勒寺は字畑にあり、紫雲山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。中興開山は雲上大和上にして、同和上は元祿十年八月十五日の入寂なり。境内は壹百九拾九坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓の外に、鎮守堂・行者堂・觀音堂あり。觀音堂に安置せるは舍利吹の觀世音なり。縁起に依れば、延寶年中本地に武田團藏といへる武士あり、夫婦の中に一人の娘あり、名を音羽と呼び、兩親の愛を鍾めて成長し、容姿艶麗玉の如くなりしが、如何なる宿業にやありけん、其の十七歳となる頃より惡瘡を生じ、胸より顔に蔓行し、日を経て益甚だしく、其の花の如くなりし顔も、いつしか萎れて見苦しくなりければ、兩親は深く之を歎き、良藥を求めて服せしめ、ひたすら其の平癒に手を盡せるも、曾て寸効見えざれば、其の歎き一方ならず、音羽は復た兩親の歎けるさ

舍利吹觀音

まのいと深きと、我身のなり行ける姿を悲みて涙の淵に沈みけり。然るに祖先より傳はれる聖觀世音あり、長さ壹尺貳寸の尊像にして、靈驗あらたかなりとの話を豫て聞き居たりしかば、苦しみの餘り尊像を祀れる一間の内に閉ち籠り、其の身の惡病を除きて親子三人の悲を救ひ給へと、他念なく祈りけるに、三七日の滿願の曉の頃、夢の中に一人の老僧枕頭に現れ、汝が病は宿業の報ひにして遣る所なきも、祈請の重願忘るべけんやとて、音羽の側に寄り給ふと思へば、夢覺め燈火幽かにして人もなく、我身を願れば惡瘡頓に癒えて恙なければ、是れなん大悲の御利益なりと喜び、尊像に向ひて拜し奉れば、奇なるかな尊像の御身より汗を流し、胸に舍利を現して音羽が惡瘡に替らせ給ひし有様なりければ、音羽は天を仰ぎ地に伏して涙に咽び、直に髪を切りて尼となり、以て尊像に奉仕せんとせしも、世繼の子なかりしかば、心ならずも思ひ留りて軍藏といへる夫を持ち、一子を儲けて後剃髮染衣の身となり、終身尊像に仕へて終に大往生を遂げたりと。尊像は今に至るも有縁の爲めに舍利を出現して、普く衆生を利益して靈驗ありとなん。舍利吹觀音と呼ばれて、其の名世に高し。

本地は元和年間より麾下三好備前守長齊の采地となり、同氏世襲して同時之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の四番組となりたるの外は、大字菰屋に同じ。

大字 中野

本地は古來讚良郡に屬し、もと甲可郷の内にして、中村と呼びしが、後野の字を加へて中野村と稱す。條里制當時に於ける七條に當り、六條と八條の中間に位置せるを以て此の地名を爲せしことは、大字岡山の條に記せしが如し。寶永三年屬邑正法寺・栗尾・大上・城・清瀧の五邑を割きて中野村上郷を分ち、延享二年屬邑の逢坂を割きて中野村逢坂郷を置けり。字地に三坪といへるあり、河内志村里の條に「中屬邑七」と記せるは、分村せし前記六邑と此の字地を指せるものならん。

國中神社は延喜式内の神社なり、祭神詳ならず、天神と稱し、今は菅原道眞を祀る。本地の産土神なれども、大字清瀧の大上山に鎮座し、河内國內神名帳には正三位と記せり。明治五年村社に列し、大正六年二月二十三日大字逢坂字防谷の村社太上神社(猿田彦大神 天照皇大神)を合祀し、同七年二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參千貳百九拾七坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。末社に三神社・雨皇社・八坂社・猿田彦社・吉備社・天神社・稻荷社あり。氏地は本地及び大字菰屋・同逢坂(子城を)にして、例祭は十月十七日なり。

正保寺は字奈良井にあり、小野山と號し、淨土宗光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。緣起に依れば、本尊は厄除阿彌陀如來といひ、聖德太子の作にして、寺は天平十一年僧正行基の開基なり。畿内四

國中神社

正保寺

拾九院の一にして、堂塔堯を駢べて莊嚴なる大伽藍たりしが、元弘・建武より應仁に至る戦亂に際し、堂塔僧房悉く灰燼に歸し、僅に三重の寶塔のみを存したるに、天文年間に至り觀海上人之を再建し、且同四年八月十五日神寶寺を建立して末寺と爲し、日を遂ふて法雨頗る灑ぎ來りしも、慶長・元和の役に山内右馬介・内膳新十郎の爲めに焼かれて烏有となれり。當時までは大字清瀧の字正法寺にありしが、元和八年僧圓明當所に移轉して再建したるに、復たも火災に罹りて焼失しければ、天和年間眞空見性上人に中興轉宗せられて今に至る。同上人は大字清瀧字城の上村正融の次男なり、俗名を專太郎といひ、七歳のとき當寺に於て剃髮し、後住職となりし人なり。境内は參百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・納家・鐘樓・藥醫門を存す。外に觀音堂・藥師堂・鎮守堂あり。

西光寺

西光寺は字西脇にあり、安養山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和四年の創立なり。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

古墳

南方に墓地あり、本地及び大字清瀧・同南野三大字の共同墓地なり。此の墓地は平地の間に小高くして塚形を爲し、其の南に接せる大字南野の字塚脇の名も、此の塚の側なるより起りし稱なるべければ、正しくは一個の古墳にして、後共同墓地に利用せられたるものならん。然れども舊記傳説共になきを以て、其の何人の墳なるかは之を知るに由なし。先年其の附近開墾の際に、埴輪・圓筒の破片を出せしといふ。

雁塚

雁塚は西南枚方街道の左傍にあり、塚上に一碑を建て、表に雁塔の二字を勒し、左右後背に碑文を刻す。碑の高さ五尺餘・基石方參尺にして花崗石を以て作れり。文明年間邑人出で、獵せしに、鴻雁の嚶々たるを見、射て其の一雉を得たるに、雄鴻にして首なかりしかば、之を怪みしに數旬の後に至り、一雌鴻の哀號して來るありければ、復た射て之を獲たり。採りて之を見れば、さきに失ひし雄鴻の首を其の羽翮の中に包めり。是に於て邑人鴻雁の愛着深きに感じ、悲傷涕泣弓を折り矢を擯き、悔恨骨に徹して遂に出家し、其の雌雄を併せ葬り碑を建て之を表し、以て其の菩提を弔へりとなん、傳へて美談とせり。後其の碑亡びて、現今の碑は寛延二年寺尾某の先址に就いて建設せしものなり。

本地は元和年間より麾下久貝因幡守正俊の采地となり、同氏世襲して同忠左衛門に至り、文久三年五月沒收せられて徳川氏代官の支配に歸し、慶應元年九月再び其の采地に復せしも、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字菰屋に同じ。

大字清瀧

本地は古來讚良郡に屬し、もと甲可郷の内なり、中野村の屬邑にして正法寺・栗尾・大上・城・清



瀧の五邑たりしが、寶永三年同村より離れて獨立し、中野村上郷と呼び來りしも、明治十五年五月清瀧村と改稱す。字地に正法寺・栗尾・大上・城・清瀧及び馬場・星尾といへるあり、正法寺以下の五ヶ字は寶永三年中野村より分離せし五邑の名を残せるなり。

清瀧山  
清瀧

清滝山は南東に峙ちて、部落は其の麓に散在し、清瀧街道は部落の中央を貫き、清瀧山の溪間を経て大和國生駒郡北倭村大字南田原に通ず。其の街道筋に當れる山頂は謂ゆる清瀧峠にして、巨石多く、徑路を夾みて雙び峙ち、宛然門の如し。山の西麓字瀧ヶ谷に清瀧あり、即ち山名及び本地名を爲せる一大瀑布にして、山の團子石と稱する所より來れる溪流の懸れるものなり。直下四拾餘尺、幅拾八尺、下流は清瀧川となり、寢屋川村大字河北に至りて寢屋川に注げり。其の溪間には奇岩・怪石多く、瀑上には楓樹ありて、秋霜一たび至らんか、忽ち一團の絳雲を爲せり。古くより其の側に不動の石像ありて、參詣者少からざりしが、近時堂を設けて裡に像を安置し、參詣者舊に倍し、瀑の水に打たるゝもの多し。又山の北方に古城址あり、東西五町・南北參町許にして、今も壘壁の姿を残せり。里傳に依れば、永祿年中三好長慶の築きし所にして、天正年中に至りて織田信長に毀たれしといふ。

正圓寺  
古城址

正圓寺は字馬場にあり、玉蓮山と號し、淨土宗來迎寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百七拾坪を有し、本堂・庫裏・玄關・納家・鐘樓・藥醫門を存す。外に虚空藏堂・大師堂・地藏堂あり。

正法寺の址

正法寺の址は西南字正法寺にあり、正法寺のありしを以て此の字名をなせるなり。即ち大字中野正法寺の舊地にして、寺址は今田圃となる。以前は一の柱石を留めたりしが、明治九年鹽水盤となりて今は楠正行の墓前にあり。又同寺末たりし神寶寺は其の西方にありしが、明治の初年に廢寺となる。

本地は元和年間より麾下久貝因幡守正俊の采地となり、同氏傳へて忠左衛門に至り、文久三年五月沒收せられて徳川氏代官の支配に歸し、慶應元年九月村高參百七拾五石貳升五合の内、壹百拾六石八斗七升五合四勺五才は久貝忠左衛門の采地に復し、其の貳百五拾八石壹斗四升九合五勺五才は徳川代官小堀數馬の支配たりしが、久貝忠左衛門の采地は、明治元年五月廿四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、徳川代官小堀數馬の支配地は、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第三十四戶長役場の管理區域に入りたるの外は、大字菰屋に同じ。

### 大字逢坂

本地は古來讚良郡に屬し、もと甲可郷の内にして、中野村の屬邑たりしが、延享二年分れて獨立し、

中野村逢坂郷と呼び、明治十五年十二月逢坂村と改稱す。地勢は東西に短く、南北に長く、四面山を繞らし、大和路と河内路との相會する所なるより起れるの村名ならん。

本地は元和年間より麾下久貝因幡守正俊の采地となり、同氏相傳へて同忠左衛門に至り、文久三年五月沒收せられて徳川氏代官小堀數馬の支配に移り、明治元年新に御料となりて同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣に轉す。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りたるの外は、大字菰屋に同じ。

大字	石高	明治八年改正		明治九年一月一日現在人口		町村制施行		町村制施行	
		有租地	反別	當時の反別	當時の人口	當時の反別	當時の人口	大正元年五月一日現在人口	大正九年十月一日現在人口
岡山	四七六・四〇五	一六三・三四五	五〇九	一八三・〇〇〇	六八	四六	四、七五	四、七五	
砂屋	五二・四〇〇	五五・五〇三	四八二	五五・五〇三	四〇	四〇	四、七五	四、七五	
菰野	三六・三〇〇	六〇・八五四	三五三	六七・八〇一	三六	三六	四、七五	四、七五	
南野	一五七・七七〇	三三四・六〇九	一、一九五	三二・四三四	一、三五〇	一、三五〇	四、七五	四、七五	
中野	八二・九六五	一六六・六三三	三三三	二二・四一三	四三	四三	四、七五	四、七五	
清瀧	三七五・〇五〇	八一・一〇三	三九九	四〇・〇〇八	四三	四三	四、七五	四、七五	
逢坂	一七三・〇一〇	四三・〇三三	一〇三	六三・三三〇	二八	二八	四、七五	四、七五	
計	四、二六・七三三	八六〇・一三三	三、三三四	九六四・七〇九	三、六八四	三、六八四	四、七五	四、七五	

### 第三十項 田原村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、上田原村・下田原村の兩村は郡の極東山間に偏し、別に一區域を爲して他に合併するの便を得ざるを以て、兩村のみにて一村を設け、上下田原村の冠字を削りて田原村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて讚良郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

### 大字 上田原

本地は古來讚良郡に屬し、田原莊の内にして、西田原村と呼びしが、慶安四年分れて上田原・下田原の兩村となれり、本地は其の一なり。字地に三水・八の坪・中番・森山といへるあり、河内志村里の條に「上田原屬邑三」と記せるは此の字地の中を指せるなるべし。本地及び大字下田原の東に接して南田原・下田原の兩村あり、共に大和國の舊添下郡に屬す、河内志に「南田原・北田原俱今屬和州添下郡」と見ゆるものは是れにして、本地及び大字下田原と一の天の川を以て界せり、思ふにもと田原莊にして本州の内たりしも、中古國界の錯亂に依りて大和に轉出したるものならん。

南遊紀行 岩舟より入ておくの谷中七八町東に行は、谷の内頗る廣し、其中に天川ながる、其里を田原と云、川の東を東田原と  
第三篇 國郡市町村志 第二章 河内國 第三節 北河内郡 田原村 一四八五

云大和國也、川の西を西田原と云河内國也、一澗の中にて兩國にわかる、川を境とし名を同くす、此谷の南より北にながれ、又西に轉じて岩舟に出、ひくき所に流れ天川となる、凡田原と云所此外に多し、宇治の南にも奈其の東にもあり、皆山間の幽谷の中なる里なり、此田原も其入口は岩舟のせばき山澗を過て、其おくは頗ひるき谷なり、恰陶淵明か桃花源記にかけるがごとし、是より大和歌姫の方に近し、

城山

城山といへるは字八の坪にあり、東北の二面は斷崖を爲して、西は山脈に接續し、南は宅地畑地にして、頂上に住吉神を祀れる小祠あり、雜樹鬱葱として山を蔽ひ、附近耕地中に城の下・土井の内・釣場などいへる字地を存す。里老の口碑に依れば、土豪田原對馬守の據りし所にして、天正年間飯盛城の滅ぶると共に落城せりといふ。當時三好氏に屬して飯盛城の背面防備たりしものならんか。城主田原家の菩提寺たりし千光寺の過去帳に依れば、田原家は延元丙子三月五日義俊院殿節山良忠居士に始まり、天文二年まで戒名のみを記載せられたるを以て、其の俗名を知るに由なきも、久しき以前より據守したるものならん。

住吉神社

住吉神社は字宮にあり、表筒男命・中筒男命・底筒男命・息長帶姫命及び菅原道真を祀れり。傳へいふ、社は磐船村大字私市の岩船神社より分祀したるものなりと。今も同社より持ち來れりといへる神輿二臺・湯釜一個を存し、湯釜には文祿五年八月五日河州田原西莊岩舟神云々とあり。もと字土井の内にありしが、明治五年四月二十五日當社及び下田原村の菅原神社(菅原直胤)を併せて當所に祀り、村

正傳寺

社に列せらる。境内は四百四拾參坪にして、本殿の外に拜殿・土藏等を存し、末社に水分神社・熊野社・八幡社あり。氏地は本地及び下田原にして、祭日は十月十六日なり。正傳寺は字峯にあり、佛法山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に藥師堂あり。

月泉寺

月泉寺は字寺谷にあり、千光山と號し、曹洞宗紅谷庵末にして十一面觀世音を本尊とす。寺地は千光寺のありし所なり。千光寺は已記の如く田原氏の菩提所にして、眞言宗の舊寺なりしも、明治維新の際に廢寺となりしかば、明治十一年七月十九日寢屋村なる月泉寺の寺號を遷したるもの即ち當寺にして、其の山號を千光山と附せしは、千光寺の名に因めるなり。境内は壹百貳拾六坪を有し、本堂・納家・門を存す。

本地は慶安二年より大坂町奉行の役知たりしが、元祿三年徳川氏代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知に換り、明治元年の初の新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同年六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内縣第三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區一小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せ

れらて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 下田原

本地は古來讚良郡に屬し、田原莊の内にして、西田原村と呼びしが、慶安四年分れて上田原・下田原の兩村となれり、本地は其の一なり。字地に片田・瀧寺・野田・照涌といへるあり。

法元寺は字片田にあり、遍照山と號し、眞言宗仁和寺末にして大日如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は參百六拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・納家・浴室・鐘樓・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字上田原に同じ。

大字	字	舊石高	明治八年改正 有租地反別		明治九年一月一日現在人口		町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口		大正元年五月一日現在人口		大正九年十月一日 國勢調査の人口	
			上田原	下田原	計	計	計	計	計	計		
上田原		二七・三三	二二・四〇五	二七六	三六・六五	三〇〇	四〇五	七五	八〇〇	九一		
下田原		三五・八九〇	一九・八〇三	三五〇	二八・六三六	四〇五	七五					
計		五九・二二〇	四〇・二〇八	六二六	六五・二八六	七〇五	一四〇	七五	八〇〇	九一		

## 第三十一項 豊野村

本地は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、國松村・秦村・太秦村・高宮村・小路村の五ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内の舊稱には採りて以て村名とすべきものなきに依り、農産豊饒の意を採りて豊野村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて讚良郡所屬たりしが、同二十九年四月一日北河内郡に屬す。

### 大字 國松

本地は古來讚良郡に屬し、國松村と稱す。

春日神社は字小森にあり、一に小森神社と呼び、武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・比咩大神を祀れり。由緒は詳ならず、明治五年村社に列せらる。境内は五百參拾貳坪にして、本殿・拜殿を存す。末社に山王神社あり、雜樹繁茂せり。氏地は本地一圓、秋祭は十月十四日・夏祭は七月十五日なり。行誓寺は眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

本地は寛永十一年より大坂町奉行の役知たりしが、元祿三年徳川氏代官の支配に歸し、寛政五年永

春日神社

行誓寺

井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同年六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區三小區に改まりて、同四月十三日其の五番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區三小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 秦

本地は古來讚良郡に屬し、秦村と稱す。姓氏錄河内國諸蕃に「秦宿禰、大秦公宿禰同祖、秦始皇五世孫融通王之後也」と見ゆるの外、秦忌寸・秦人・秦公・秦姓等あれば、秦氏の居りし所にして村名は是れより起れるならん。字地に垣内及び西の口といへるあり、垣内は本部落なり。田圃の間に見ゆる四の坪・五の坪・六の坪・八の坪といへる小字は、條理制當時の遺稱なるべし。

大恩寺は字垣内にあり、法藏山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。大津父家所藏

の記録に依れば、大和國十市郡秦樂寺村の秦樂寺・山城國葛野郡太秦村の廣隆寺・當國高安郡教興寺村の教興寺と共に秦川勝の創建にして、當寺には阿彌陀佛の尊像と聖德太子の影像を安置して大恩寺と名づけ、以て超世別願の大恩を報じ、上宮救世の聖德を謝する所と爲せしといふ。然るに星霜重りて堂舎佛閣荒廢せる折柄、文祿年中豊臣氏の時に至り境内の小祠鎮守の社を除きて、他は悉く田地と爲されければ、益衰微して本尊阿彌陀佛及び經卷・寶器・供具等漸次散佚しけるに、正保年間に至りて當郷の西北なる中川原の松樹の下に、いづくの人の所爲ともなく阿彌陀佛の像を捨置くものあり、里人之を怪みて公門に訴へ、高札を立て、其の來所を伺ひしも、尋ね來る者もなし。時に佛工あり拜して曰く、此の尊像は聖德太子の御作なりと、依て里民は是れ正しく失はれたる當寺本尊の出現し給ひしなりと喜び、當寺に納めて尊崇しけるもの即ち現在の本尊是れなりと。丈參尺位の立像木佛にして、古色蒼然たる優秀の作なり。然れども其の淨土宗に轉じたる年代等は詳ならず。住職圓蓮社教譽上人は其の荒廢せるを慨きて再建の志を立て、私財を以て其の資に充てんとせしも、不足せるより勸募して之に加へたるが、半途にして入寂し、其の遺財等は村方に保管せられ來りしが、烏兔匆々二三代を経て教蓮社隨譽上人に至り、同上人は遺志を繼ぎ其の遺財に自己の勸財を加へて、寛政三年三月二十四日遂に再建せり、即ち現在の堂宇是れにして、明治維新後に至り神宮寺を當寺に合併せり。同寺は部落の北東にありし八幡神社の宮寺なり、其の本尊阿彌陀佛を傍め觀音・不動・毘沙門天・弘法

大師の各木像は、寺内に小堂を設けて安置せらる、今の観音堂是れなり。もと老松ありて其の傍に鎮守の大將軍社ありしが、老松は明治四十三年の頃枯れ、小祠もなくなりて其の大將軍の像は本堂内に移安せらる。境内は貳百貳拾五坪を有し本堂、庫裏・書院・玄關・納家・藥醫門を存す。外に前記の観音堂あり。而して寺は大津父氏の菩提所にして、其の過去帳には秦國武・秦長國・秦長秀等の名見え、墓地には同家の墓碑を存せり。

秦川勝の墳

秦川勝の墳は部落の北方観音山の西に走れる尾崎の字墓山にあり、約五間四方の封土にして、植垣之を繞り、老松亭立せり。裡に高さ八尺の五輪塔あり、其の臺石なる碑文は紫苔蝕し蝸篆亂れて殆ど讀み難きも、左掲の如きものならんか。川勝は佛法を崇信し、聖德太子に従ひて守屋大連を攻め、推古天皇十一年十一月同太子より佛像を拜得して蜂岡寺即ち後の廣隆寺を建立せる等、佛教上に貢獻する所尠からず。其の終りし所は詳ならざれども、大津父氏の記録には當所を其の廟なりとせり。同氏は川勝の裔なりと稱し、秦氏なりしも村名の秦と混せるを避けて西島と改め、後秦氏に復し、更に大津父に改めしと。本地に於ける秦氏の本家にして、其の邸は大恩寺の裏手にありしが、已に退轉斷絶して、今は其の同族なる西島氏の女ひさ子に依りて其の名跡を繼がれ、川勝以來の位牌記録等も同女に依りて保管せらる。其の記録に依れば、もと五輪の石塔は高冢の上であり、其の下に四方石階ありて塔銘を刻せられたりしが、豊臣氏の淀川堤防修築に際して取去られたるを以て、慶安二年仲夏上旬

回家祖先の之を歎じて建てしもの即ち現在の塔是れなりといふ。其の側に正六位上兼右近衛府之生秦武文の十四字を刻せる方形にして長さ三尺八寸・巾六寸の碑あり、其の何の爲めに建てたるものなるかは明ならず、攝陽群談に武文の塚は川邊郡尼ヶ崎の海岸寺にありと記すれば、其の見立墓なりとも見るべきか。而して其の後方なる観音山は、同家の記録に北方に観音寺ありしよし見ゆれば、往時観音寺のありしより起れるの稱ならん。

河内國茨田之河東太秦北峯廣隆禪廟碑

道之所資三脫、俗之所重五常、孝聲彰並版、忠靈蓋刊石、厥常懺謹行、厥至八何在平、爰有小德臣大花上秦造河勝廣隆者、欽明天皇御宇化生大和國、天皇一夕夢有神童告曰、我是秦始皇後身也、以有緣生日城讀爲臣矣、時大和國有大變流來止三輪明神廣前、土人開視有一男子身體如玉、土人奏之、天皇曰、所夢此人也、舉靈賜姓曰秦氏、其才智與年相長、至十五歲早授大臣之位、輔國柄於五朝、興佛法於我國、先上宮之官軍、伐守屋之法敵、亦奉爲國家創建伽藍、行伎於禁裏、佈萬民康樂、至于推古天皇御宇、致仕受命而退、即賜職位封祿、遂遷歸天真之靈廟矣、痛哉惜哉、初昔有於此所五輪石塔、高一丈餘、下疊方石、四方石階、塔銘叮嚀也、而豐臣公文祿年中近里諸石取之淀川入彼堤底背散亡支堤既絕、傳聞將爲遺名、粵秦姓河勝氏長明、嗟昔先祖廟跡、兼承武國遺志略舊記書且補後廢、乃銘曰、

靈德無邊 仁海莫滯 顯天浮水 分影和塵 獨有化生 名河勝臣 持國變人 秦王後身  
五朝輔柄 治國安民 奉聖誅屋 紹隆佛神 彼爲始皇 此爲大臣 應用難測 亦化何臻  
慶安季歲次己丑仲夏上旬

謹誌

八幡神社

八幡神社は観音山の東なる宇谷山にあり。譽田別命及び別雷神を祀れり。由緒は明ならざれども、本地に住せる秦氏の祀りしものならんか、古より八幡講といへる宮座ありて、秦氏の裔たる西島(即ち大津父氏)・平田・茨木の三氏を其の宮衆と呼び、祭祀等の首位にありしといへるものにて證すべし。元和九年二月二十四日に再建して、元祿十七年三月三日に屋根の葺替ありしことは明なるも、現在の社殿其れなるが、將た其の後に再建ありしかは記録の徴すべきものなし。もと眞言宗の神宮寺といへる宮寺ありて當社の別當たりしが、明治維新後の神佛分離に依りて寺は前記の大恩寺に合併せらる。分離當時の神宮寺は部落の北東にありしも、もと當社境内にありて後其の地に移りしものならんか、今も社外の山林は寺山と呼ぶ。社は本地の産土神社にして、明治五年村社に列せらる。樹木鬱葱として壹千六百六坪の境内を有し、本殿・拜殿を存し、秋祭は十月十七日・夏祭は七月十五日に行はる。社後に古井あり、行基の掘りし所なりと傳へ、旱天の時に其の水底なる石の地藏尊を引揚げて陸上に安置し、里氏集りて七日間雨を祈るに必ず靈驗あり、地藏尊乾けは忽ち降雨ありといふ。

細屋神社

細屋神社は八幡神社の前面なる片野街道の傍にあり、地域は大宇太秦に飛地となれり。祭神は詳ならず。延喜式内の神社にして、式には載せて茨田郡にあり、同郡舊門眞三番村字細屋は、其の舊地なりといふ。其の遷座ありし年月は明ならざれ共、本地の氏神たらざりしより見れば、蓋し事實ならん。一に天神とも稱せらる。境内は貳百貳拾坪を有すれ共、敗頽甚だしく僅に本殿のみを存す。本地の所

マシ塚

祭にして秋祭は十月十七日・夏祭は七月十五日に行はる。もと老松三株ありしが、其の一株は先年落雷の爲めに折れ、今は二株残りて長幹高く亭立せり。而して當社前面の田地には神樂田の名あり、當社又は八幡神社の神樂田たりしものならんか。

加茂神社

マシ塚(馬子塚と書せるもあり)は細屋神社の東方片野街道の傍にあり、樹木繁茂せり。毎年六月一日牛祭ありて、里民は其の引き行ける牛に塚前にて「チャマキ」を與ふるを例とせり。

清岸寺

加茂神社は字垣内にあり、別雷神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年四月八幡社に合祀せられたるも、同十三年七月三日復舊して一社となる、無格社なり。境内は六拾坪にして本殿のみを存す。本地の所祭にして秋祭は十月十七日・夏祭は七月十五日なり。

常光寺

清岸寺は同字にあり、淨土宗大恩寺末にして地藏菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は五拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

秦行綱の宅

常光寺は同字にあり、南光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本庫・庫裏・納家・門を存す。

秦行綱の宅址は部落の東南端鍛冶屋垣内にあり、今は築山兼三郎氏の邸地となる。行綱は鍛匠なり。傳へいふ、後鳥羽上皇諸國の名匠を徴して刀劍を造らしめ給ふや、行綱は其の第一の撰に入りしと。其の南側なる獻刀谷(つぎや)に古井あり、徑參尺許の冷泉なり、上部は漆喰を以て圓形の井筒を拵められたる

も、底部は圓石・角石・又は佛像を刻せる石などにて疊めり。清泉涌出して四時涸る、ことなく、其の質甘味を帯ぶ、築山氏先代は曾て此の水を用ひて清酒を醸造せりと。是れなん行綱の其の鑄る所の鋒刀を淬するに用ひし水なりといふ。行綱の子孫たる秦有成・同有國・同有正・同有元・同吉氏・同有行・同有氏・同有綱・同有光・同爲吉・同爲成・同爲朝等は、皆此の家より出し分派なり。

本地は元祿元年より徳川氏代官の支配となり、同七年大久保加賀守忠朝の領地に轉じ、延享四年再び徳川代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に換り、天保十一年三たび徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同年六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まりて、同四月十三日其の八番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 太秦

本地は古來讚良郡に屬し、太秦村と稱す。太秦は禹豆萬佐にして、雄略天皇の御宇に秦公酒の蠶を養ひ絹を織りて貢進し、丘の如く山の如くなりしかば、天皇の之を嘉して同人に下し賜ひし姓なり。山城國葛野郡に太秦村あり、同太秦氏の居りし所にして、本地はそれと其の名を同くし、且隣地に大字あり、秦氏の居りし所なれば、本地は其の同系なる太秦氏一族の住せしより此の名を爲せしものならん。字地に上垣内・中垣内・北垣内・西垣内・南垣内・辰巳垣内・出口といへるあり。

#### 日本書紀

雄略天皇の條 十五年、秦民分散臣連等、各隨欲驅使、勿委秦送、由是秦造酒甚以爲憂而仕於天皇、天皇愛寵之、詔聚秦民賜於秦酒公、公仍領率百八十種勝、奉獻庸調御調也、絹織充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐、

#### 姓氏錄

左京諸蕃上 太秦公宿禰、秦始皇帝三世孝武王之後也、男功濟王仲哀八年來朝、男融連王<sup>一日</sup>應神天皇十四年來朝、率二十七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、仁德天皇御世以百二十七縣秦氏分置諸郡、即使養蠶織絹貢之、天皇詔曰、秦王所獻絲絹、朕服用柔軟溫暖如次登、召志公秦公酒、雄略天皇御世絲綿帛悉積如丘、天皇喜之賜禹都萬佐、

太秦寺は字中垣内にあり、川勝山と號し、融連念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。當寺月牌回同誌の筆頭に法蓮社性譽上人教山和尚とあれば、もと淨土宗にして其の轉宗したるは紫園上人仙高和尚の代なり。同上人は天明六年十二月三十日の入寂なれば、轉宗せし



も同年間なるべし。其の川勝山といへる山號を附せるが爲め、秦川勝に因あるものなるかの如く見ゆるも、川勝には關係なきが如くなれば、地名を寺號に負はせて太秦寺と稱せし爲め、之に對して秦川勝の名を取りて山號と爲せしものならん。境内は壹百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・納家・門を存し、境外門前に觀音堂あり。堂には木造の觀世音及び地藏尊を安置せり、地藏尊は約四尺の石像にして安産の靈驗ありと稱して賽者あり、又觀世音は南方なる字中寺の舊中寺にありしを轉置せる古佛にして約三尺の立像なり、作者不詳なれども彫刻の優秀を以て稱せらる。中寺は眞言宗の舊寺なりしが、今其の地には小堂ありて弘法大師の木像を安置せり。

熱田神社

熱田神社は字山サキにあり、日本武尊を祀れり。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾坪にして、本殿・拜殿を存す。末社に若宮社あり。氏地は本地一圓にして、秋祭は十月十七日・夏祭は七月十五日なり。

野見宿禰塚

野見宿禰塚と稱するは東方にあり、高さ六七間の圓塚にして、周圍に巾壹間許の堀を繞らし、松樹繁茂せり。緣由は明ならざれども、本地及び大字秦は秦氏の住居せし所にして、秦氏に秦宿禰あれば、同宿禰を野見宿禰に誤傳したるものにはあらざるか。同塚は大字秦のマシ塚に於けると同じく、もと牛祭の行はれたる所なり。其の祭に牛を引き出し鼓を撃ち鉦を鳴らして踊りしは、山城國葛野郡太秦村廣隆寺に於ける牛祭に似たるものあり、但し彼は僧侶に依りて行はるゝに對して、本地は村民に依りて行はるゝの差あるのみ。思ふに本地及び大字秦は彼の太秦と共に秦氏に因めるの所なるを以て、

古塚

其の風習に此の相似たるものありしならん。

同塚の附近にはもと多くの古塚を存したりしが、其の多くは已に開拓せられて畑地と化したるも、尙其の残れるものは拾個にも上るべし。其の開拓せられたるものよりは埴輪・圓筒・勾玉・管玉・神代環・壺・古鏡・其の他のものを出し、其の多くは大字秦の築山兼三郎氏方に所藏せらる、是れ同家先代の其の發見せらるゝ毎に買求め置きしものなりといふ。舊記もなく傳説等もなきを以て、塚の由緒は之を知るに由なきも、秦氏居住の地なれば、同氏祖先の墳ならんか。

本地は寛永十年より徳川氏代官の支配となり、同十一年大坂町奉行の役知に轉じ、元祿三年再び徳川代官の支配に歸し、同七年大久保加賀守忠朝の領地に換り、延享四年三たび徳川代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に屬し、天保十一年四たび徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役和に轉ず、而して其の後管轄及び區畫の變遷は、明治七年四月十三日第三大區二小區内の九番組に屬したるの外は、大字秦に同じ。

大字高宮

本地は古來讚良郡に屬し、もと高宮郷にして、郷名廢して高宮村と稱す。慶長二年小路村を分置せり。部落に一方町・中の町等の名あり。舊郷名は和名抄に「讚良郡高宮郷」と載せ、其の稱は高宮の社名

高宮神社

高宮神社は字一方町にあり、延喜式内の神社にして天剛風命を祀れり。命は萬魂尊兒天剛風命高宮神主等の祖なり。創建の年月は詳ならず。清和天皇貞觀元年正月二十七日從五位上を授かり給ひし舊社にて、明治五年郷社に別せらる。もと若宮神社と呼ばれ、廣岡喜平三氏所藏の文書に依れば、東西八間・南北拾壹間の社地は除地にして、文化十二年二月二十一日修繕を出願し、四月二十七日に竣工届を提出せしといふ。境内は九拾壹坪にして、本殿の外に社務所を存す。氏地は本地及び大字小路にして、秋祭は十月十七日・夏祭は七月十五日なり。

大杜御祖神社

大杜御祖神社は字大將軍にあり、延喜式内の神社にして天萬魂命を祀れり。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列せらる。廣岡喜平三氏所藏の文書に依れば、もと牛頭天王と稱し、東西五拾壹間・南北壹百拾貳間の社地は除地にして、文化十二年三月二十一日修繕を出願し、四月二十七日竣工届を提出せり。尙其れより以前天明三年及び同八年にも修繕の願書見ゆるも、其の決行せしや否やは書類の見るべきものなし。もと玉松寺といへる宮寺ありて奉仕せしが、明治維新の神佛分離に依りて廢絶す。境内は參百五拾貳坪にして、本殿・拜殿及び社務所を存す。社務所は玉松寺の遺物なり。社側に伽藍石といへるあり、徑貳尺五寸許なり。氏地は本地及び大字小路にして、兩地從來の氏神なり。秋祭は十月十七日・夏祭は七月十五日に行はる。

法城寺

秋玄寺

法城寺は字法城寺にあり、眞言宗高野派觀王院本にして觀世音菩薩を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に藥師堂あり。

秋玄寺は字一方町にあり、一印山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十一年一印秋玄寺主人の建立なり。境内は貳百九拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

本地は寶永二年より本多伯耆守正永の領地となり、元文元年徳川氏代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に屬し、天保十一年再び徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初め新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同年六月大阪府司農局の支配に換り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉す。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區となりて、同四月十三日其の六番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて單に第三大區二小區となり、同十三年四月七日枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 小路

本地は古來讚良郡に屬し、もと高宮郷にして、高宮村の内なりしが、慶長二年分れて小路村と稱す。字地に東側・西側・南側・北側・土井の内・廣畑といへるあり。

勝光寺

勝光寺は字千田本にあり、廣扇山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・長屋・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は寛永七年より村高參百八石八斗の内、壹百石は麾下加藤勝兵衛の采地となり、其の貳百八石八斗は徳川氏代官の支配たりしが、加藤氏の采地は加藤氏世襲して同岩太郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となる。又徳川代官の支配地は寛永十一年大坂町奉行の役知に移り、元祿三年再び徳川代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に屬し、天保十一年三たび徳川代官の支配に歸し、文久二年京都守護職松平肥後守容保の役知に轉じ、明治元年の初の新に御料となりて北條相模守の當分取締に移り、同六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字高宮に同じ。

大 字 舊 石 高  
明治八年改正 明治九年一月一日現在人口 當時の反別 町村制施行 町村制施行 大正元年十月一日 同日現在人口 國勢調査の人口

國	松	太	高	小	計
石	石	石	石	石	石
一三九・四三〇	四三・七二八	一三・九七〇	一三・九〇〇	三〇六・〇〇〇	一・七二〇・三七八
四三・七二八	八七・五〇六	一三・九七〇	一三・九〇〇	三〇六・〇〇〇	三・七三三・五〇三
一〇三	六〇・三一九	三三	三三	三三	一・五二五
六〇・三一九	一〇三・七二五	一四〇・九二〇	六・六〇六	九三・一三三	四九五・二八六
三六	四三	三三	四七六	三三	一・六四三
三六	三三	三三	三三	三三	三・三三三
三六	三三	三三	三三	三三	三・三三三

### 第三十二項 寢屋川村

本村は明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、木田村・萱島流作新田・堀溝村・河北村の四ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域依りて一村を設け、其の域内を貫流する寢屋川の名を採りて寢屋川村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて讚良郡に屬たりしが、同十九年四月一日北河内郡に屬す。

### 大字 木田

本地は古來讚良郡に屬し、木田村と稱す。字地に北脇・霞島・木田町・十内・中・下といへるあり。

住吉神社

住吉神社は字北脇にあり、息長姫命・武甕槌命・神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列し、大正三年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百四拾八坪にして、本殿・幣殿・拜殿・土藏を存す。氏地は本地一圃にして、例祭は十月十六日なり。

教福寺

教福寺は字下にあり、護法山開稱院と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文龜元年二月の創立。僧教善の開基なり。境内は壹百五拾六坪を有し、本堂・庫裏・納屋を存す。

福田寺

福田寺は字葭島にあり、木田山三寶院と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は壹百拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元祿五年より麾下片桐帶刀の采地となり、同氏世襲して同銀三郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり(上地に明治二年十二月)、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第三區に屬し、同七年一月二十二日第三大區二小區に改まりて、同四月十三日其の七番組に入り、同九年十二月七日番組廢せられて軍に第三大區二小區となり、同十三年四月枚方郡役所部内となり、同月二十三日第三聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄となり、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三十六戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 葭島流作

本地は讚良郡に屬し、享保年間迄は寢屋川原の字葭島と呼べる附洲なりしが、同年間に開墾せられて、元文三年徳川氏代官布施彌五郎の檢地あり、依て葭島流作新田と名づけ來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字葭島流作と稱す。

本地は元文三年より徳川氏代官の支配たりしが、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初の新に御料となりて同人に當分預けとなり、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄に轉ず。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字木田に同じ。

### 大字 堀溝

本地は古來讚良郡に屬し、堀溝村と稱す、其の一協・新家といへるあり、河内志村里の條に「堀溝屬らん。

エト2M-82

鶯關神社

大坂府全志

鶯關神社は南方字古川床にあり、菅原道真・野々宮大に列し、大正二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境拜殿・土藏を存し、老樟一株繁茂せり。氏地は本地にして

大念寺

大念寺は東南端字屋敷中にあり、一心山鶯關院と號し、融通念佛宗大念伊三ノ一ト引リ佛ノ尊とす。正和三年閏三月願阿上人の開基創建にして、鶯關寺と稱し、後今の名に改めしといふ。寺地は古の鶯關の址なりと傳へ、河内志には、康資王母家集の「我か思ふ心も盡きぬゆく春を越えすも留めよ鶯の關」の歌を擧げて、鶯關のありし所なりと斷定せり。然れども南河内郡山田村大字山田にも鶯關の址と稱するあり、名所圖會には彼を探りて河内志の説を誤なりとせり、其の何れの正なるかは後考を俟つになん。境内は貳百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・土藏・納家・藥醫門を存す。外に行者堂・觀音堂あり。觀音堂は本地神社内にありしを明治三年九月十五日・行者堂は本地修覆寺内にありしを同六年七月二十九日、何れも當境内に移轉せしものなり。

本覺寺

本覺寺は同字にあり、清流山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず、寛永十八年に中興せり。境内は貳百坪にして本堂・庫裏・座敷・門を存す。本地は元和二年より徳川氏代官の支配たりしが、寛永十一年大坂町奉行の役知となり、元祿四年再び徳川代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年三たび徳川代官の支配

IT2M-82

鶯關神社

大阪府全志

鶯關神社は南方字古川床にあり、菅原道真・野々宮大  
に列し、大正二年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境  
拜殿・土藏を存し、老樟一株繁茂せり。氏は本地にして

大念寺

大念寺は東南端字屋敷中にあり、一心山鶯關院と號し、融通念佛宗大念伊  
尊とす。正和三年閏三月願阿上人の開基創建にして、鶯關寺と稱し、後今の名に改めしといふ。寺地  
は古の鶯關の址なりと傳へ、河内志には、康資王母家集の「我か思ふ心も盡きぬゆく春を越えすも留め  
よ鶯の關」の歌を擧げて、鶯關のありし所なりと斷定せり。然れども南河内郡山田村大字山田にも鶯關  
の址と稱するあり、名所圖會には彼を探りて河内志の説を誤なりとせり、其の何れの正なるかは後考  
を俟つになん。境内は貳百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・土藏・納家・藥醫門を存す。  
外に行者堂・觀音堂あり。觀音堂は本地神社内にありしを明治三年九月十五日・行者堂は本地修覆寺  
内にありしを同六年七月二十九日、何れも當境内に移轉せしものなり。

本覺寺

本覺寺は同字にあり、清流山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳  
ならず、寛永十八年に中興せり。境内は貳百坪にして本堂・庫裏・座敷・門を存す。  
本地は元和二年より徳川氏代官の支配たりしが、寛永十一年大坂町奉行の役知となり、元祿四年再  
び徳川代官の支配に歸し、寛政五年永井日向守直進の預所に轉じ、天保十一年三たび徳川代官の支配

欠

欠

終